

平成22年度

総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究

各国および国際社会の海洋政策の動向

報告書

平成23年3月

海洋政策研究財団  
(財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)



## は し が き

海洋政策研究財団では、人類と海洋の共生の理念のもと、国連海洋法条約およびアジェンダ 21 に代表される新たな海洋秩序の枠組みの中で、わが国および国際社会が持続可能な発展を実現するため、総合的・統合的な観点から海洋および沿岸域にかかわる諸問題を調査分析し、広く社会に提言することを目的とした活動を展開しています。

その内容は、当財団が先駆的な取り組みをしている海洋および沿岸域の統合的な管理、排他的経済水域・大陸棚の持続可能な開発・利用・保全・管理、海洋の安全保障、海洋教育の推進、海上交通の安全、海洋汚染防止など多岐にわたっています。

さて、当財団では、ボートレースの交付金による日本財団の助成事業により各国の海洋政策を調査し、その先進的な取り組みを調査研究して参りました。即ち、平成 15 年度は米国、カナダ、オーストラリア、韓国、中国などの海洋政策を比較研究し、平成 16 年度は米国、平成 17 年度は中国の海洋政策を取り上げ、平成 18 年度はわが国での海洋基本法の制定の動きに合わせて、主要な海洋国の海洋・沿岸域に関する法制度および政策の枠組みについて、包括的に研究してきました。

平成 19 年度からは、これを受け継いで新たにスタートした「総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究」において、海洋基本法の成立を受けて進むわが国の総合的管理に関する取り組みに寄与するために、平成 19 年度・20 年度にそれぞれ、英国・フランスを中心とする諸外国の先進的な海洋政策の取組みについて調査・研究を行いました。昨（平成 21）年度は当財団がオーストラリアで共催した海洋政策比較研究セミナー、英国における新たな法律の制定、そして米国での大統領による海洋政策推進の動きなどを中心に調査・研究を行いました。

そして本（平成 22）年度は、米国・英国・欧州（EU・フランス）・オーストラリア・韓国・中国・ロシアの各国（地域）において展開した海洋政策の、注目すべき政策や法律について調査研究を行いました。

本書が、海洋および沿岸域の利用、開発、保全および管理に携わる行政、研究機関、民間企業、NPO、国民の皆様の活動に、少しでも役に立てば幸いです。

平成 23 年 3 月

海洋政策研究財団  
会長 秋山昌廣



各国の海洋政策の調査研究  
国際海洋グループ活動への参画・会議の開催

研究メンバー

寺島 紘 士	海洋政策研究財団	常務理事	
市岡 卓	海洋政策研究財団	政策研究グループ長	
酒井 英 次	海洋政策研究財団	海技研究グループ	国際チーム長
宮崎 信 之	海洋政策研究財団	政策研究グループ	主任研究員
太田 絵 里	海洋政策研究財団	政策研究グループ	研究員
瀬木 志 央	同	上	
畑野 勇	同	上	
黄 洗 姫	同	上	
李 銀 姫	同	上	
脇田 和 美	同	上	
太田 義 孝	海洋政策研究財団	政策研究グループ	元研究員(平成 22 年 12 月 31 日まで)
吉井 愛	同	上	(平成 23 年 2 月 28 日まで)



## 目次 (執筆者)

はしがき

はじめに (寺島紘士) .....1

### 第1部 各国の海洋政策と法制に関する研究

#### 第1章 アメリカにおける海洋政策の動向

ー省庁間海洋政策タスク・フォース公表の最終報告を中心にー (畑野勇) .....5

第2章 イギリスにおける海洋政策の動向 (太田義孝) .....15

第3章 欧州連合における海洋政策の動向 (畑野勇) .....19

第4章 オーストラリアにおける海洋政策の動向 (瀬木志央) .....20

#### 第5章 中国における海洋政策の動向

ー持続可能な発展のための海洋資源の開発と管理へー (黄洗姫) .....27

#### 第6章 韓国における海洋政策の動向

ー総合的な沿岸管理の推進ー (黄洗姫) .....41

第7章 ロシアにおける海洋政策の動向 (畑野勇) .....55

### 第2部 国際社会における海洋問題の動き

#### 第1章 海洋、沿岸、島嶼に関するグローバル・フォーラム

(Global Forum on Oceans, Coasts and Islands) (太田絵里) .....59

第2章 オーシャンズ・デイ・アット・ナゴヤ (市岡卓・太田絵里) .....78

#### 第3章 PEMSEA

(東アジア海域環境管理パートナーシップ) (脇田和美・市岡卓) .....84

#### 第4章 海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス第11会期

(UNICPOLOS-11) (酒井英次) .....110

#### 第5章 その他の国際会議への参加

##### ①IOI カナダ海洋総合管理トレーニング・プログラム国際円卓会議

(酒井英次) .....113

##### ②2010年国家海洋政策制訂国際研究会 (寺島紘士)

.....116

##### ③PACEM IN MARIBUS XXXIII

(第33回「海の平和」会議) (市岡卓) .....119

##### ④国連訓練調査研究所 (UNITAR) トレーニング・セッション (市岡卓)

.....125

##### ⑤テクノオーシャン2010・第14回日仏海洋学シンポジウム (市岡卓)

.....127

##### ⑥ワールド・オーシャン・ウィーク・イン・シャーメン2010 (市岡卓)

.....131

##### ⑦第34回COLP (バージニア大学海洋法政策研究所) 会議 (吉井愛)

.....139

##### ⑧国連公海漁業協定レビュー会議 (太田義孝)

.....141

## 参考資料編（別冊）目次

- 参考資料 海洋に関する法案および政策文書
- 資料 1 米国省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書
  - 資料 2 韓国沿岸管理法と施行令
  - 資料 3 韓国無人島嶼の保全及び管理に関する法律と施行令
  - 資料 4 韓国無人島嶼総合管理計画
  - 資料 5 中国外交白書 第7章「中国外交における国境と海洋政策」
  - 資料 6 2030年までのロシア連邦海洋活動発展戦略
  - 資料 7 「EUにおける海洋空間計画－成果および将来の展開」に関するECコミュニケ
  - 資料 8 “Marine Knowledge 2020”に関するECコミュニケ
  - 資料 9 フランス環境グルネル実施法（海洋関係規定）
  - 資料 10 各国および国際機関の海洋政策ウェブサイト集

はじめに



## はじめに

寺島紘士

1982年に採択された国連海洋法条約が、紆余曲折を経て1994年に発効し、沿岸域から公海・深海底に至る地球上の海洋全域を総合管理の対象とする包括的な法的基盤が史上初めて成立した。これを受けて世界各国は、沖合いに拡大した自国の管轄海域の管理、資源の開発・利用や環境の保護・保全に本格的に取り組み始めた。

また、その際には1992年の国連環境開発会議（リオ地球サミット）で採択された行動計画『アジェンダ21』の「第17章 海洋と沿岸域の保護及びこれらの生物資源の保護、合理的利用及び開発」が、海洋の総合的管理と持続可能な開発に関する政策の基本文書と位置づけられてきた。

さて、国連海洋法条約は、領海幅の拡大、直線基線の採用などにより沿岸国の内水・領海を拡大しただけでなく、その外側に、沿岸国の主権的権利・管轄権がその資源・環境等に及ぶ広大な排他的経済水域・大陸棚の制度を設けるとともに、他方で海洋環境の保護を各国の義務とした。これにより沿岸国は、200カイリに及ぶ広大なその沿岸海域の資源等に主権的権利を有するだけでなく、その環境の保護にも責任を負うこととなったのである。

各国は、新たな海洋秩序の下で自国が管轄する海域を画定し、それを権利と責任の両面から管理すべく熱心に取組んでいる。

しかし、広大な海洋に関する人間社会の科学的知見の蓄積はまだまだわずかであり、また、水で覆われて陸域とは異なる特性を持つ海洋空間で活動するための技術の開発も不十分である。加えて、いずれの国にとってもこのように広大な海洋空間をその環境保護等を含めて総合的に管理することは未知の世界である。

このため、各国は、手探りで海洋の管理に取り組み、互いに他国の先進的な取り組み事例を参考にしながら、自国の実情にあった海洋政策の策定、海洋法制の制定、取組み体制の整備を模索してきた。海洋国であり、国連海洋法条約によって広大な排他的経済水域・大陸棚を管理することになったわが国も同様で、当初は新海洋秩序への対応も緩慢であったが、ようやく2007年に海洋基本法を制定して本格的に海洋の総合的管理の取り組みを開始した。

海洋政策研究財団では、日本財団とともに、1990年代の後半からこのような海洋をめぐる状況並びに海洋の総合的管理へのわが国の対応に関心を持ち、その対応の遅れを憂慮し、「総合的海洋政策の策定及び推進に関する調査研究」に取り組んできた。「各国および国際社会の海洋政策の調査研究」もそうした取り組みの一環である。その成果は、海洋基本法制定のきっかけとなった「海洋と日本 21世紀の海洋政策への提言」（2005年）や海洋基本法制定後の同法の基本的施策の具体化に活かされている。

このように、スロースターターであったわが国にとって、新しい海洋秩序に対応するた

めに進められている近隣の国々や国際社会の具体的な取り組みは、それをそのまま我が国で採用するか否かは別として、その海洋政策の策定・実施の参考資料として大いに役立つしており、今後ともこの分野の研究を続けていくことは大きな意義がある。

なお、このように他国の取組を参考にしようとする姿勢は、海洋の世界では珍しくない。近年では海洋基本法を制定して海洋の総合的管理に取り組んでいる我が国の取組に関心をもち、これを先進的な参考事例として学ぼうとする動きも海外で盛んである。

海洋政策研究財団では、2010年には、5月にパリのユネスコ本部で開催された「第5回海洋、沿岸、島嶼に関する世界会議（GOC2010）」、7月にカナダのハリファックスで開催された国際海洋研究所（IOI）主催の「海洋総合管理トレーニング・プログラム国際円卓会議」、8月に台北で開催された国立中山大学海洋政策研究センター主催の「2010年国家海洋政策制訂国際研討会」、9月に中国の北京で開催されたIOI（国際海洋研究所）・中国国家海洋局・UNESCO/IOC（ユネスコ政府間海洋学委員会）主催の「PACEM IN MARIBUS XXXIII（第33回「海の平和」会議）」、10月に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP-10）における「オーシャンズ・デー・アット・ナゴヤ」、11-12月に東京で海洋政策研究財団が主催した「第2回 International Seminar on Islands and Oceans（島と海に関する国際セミナー）」において、海洋基本法を制定して海洋の総合的管理及び持続可能な開発に取り組んでいる我が国の海洋政策について発表した。このように様々な機会に国際的な場で我が国の海洋政策について発表を求められることが多くなっている。

最近の各国における海洋政策の動きについてみると、海洋空間計画の導入や島を拠点とした海洋管理の取組みなど、海洋の場としての管理への取組みが進められてきており、着実に総合的海洋政策の実施が進展している。

平成22年度を中心に最近の各国の海洋政策の目立った動きは、表のとおりである。中でも、アメリカにおいて2010年7月に省庁間海洋政策タスク・フォースの最終報告が公表され、国家海洋会議（NOC）が設置されるとともに沿岸・海洋空間計画（CMSP）の枠組みが明らかにされたこと、ロシアにおいて2010年12月に連邦海洋活動発展戦略が承認されたこと、中国において2010年3月に海島保護法が施行されたこと、などが注目すべき動きである。

今年度の報告書では、第1部で各国の主要な海洋政策の動きとして、アメリカ、EU、オーストラリア、中国、韓国及びロシアの取組みを取り上げる（表1）。

また、第2部では、海洋・沿岸・島嶼に関するグローバル・フォーラム、CBD-COP10に合わせ海洋生物多様性をテーマとして開催されたオーシャンズ・デー・アット・ナゴヤ、PEMSEA その他の動きを取り上げ、国際社会における海洋の総合的管理と持続的な開発に関する取組みを紹介する。

さらに別冊として、アメリカの省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書、韓国の沿岸管理法や無人島嶼の保全及び管理に関する法律、ロシアの連邦海洋活動発展戦略といっ

た海洋政策の研究の参考になる各国の資料の和訳を収録した。

本調査研究が、我が国及び世界の海洋政策の参考となり、海洋の総合的管理と持続可能な開発の推進に貢献することを期待したい。

表 1 この 1 年間の各国の海洋政策の主な動き

アメリカ	2010 年 7 月 省庁間海洋タスク・フォース最終報告公表 同 国家海洋会議 (National Ocean Council / NOC) 設置
EU	2010 年 9 月 「Marine Knowledge 2020」 発表 2010 年 12 月 「EU における海洋空間計画－成果及び将来の課題」 発表
フランス	2010 年 7 月 フランス・環境グルネル実施法施行
中国	2010 年 3 月 海島保護法施行 2010 年 5 月 「中国海洋発展報告 2010」 発表 2010 年 9 月 「中国外交 2010」 発表 (国境と海洋政策に関する章を新設) 2010 年 10 月 「国家第 12 次 5 カ年計画」 発表 (「国家海洋発展計画」含む)
韓国	2010 年 3 月 改正沿岸管理法施行 2010 年 4 月 改正海洋環境管理法公布 (2011 年 1 月施行) 2010 年 1 月 改正海洋生態系保全管理法施行 2010 年 4 月 改正共有水面管理法公布 (同 10 月施行)
ロシア	2010 年 12 月 「連邦海洋活動発展戦略」 承認



## 第1部

各国の海洋政策と法制に関する研究



## 第1章 アメリカにおける海洋政策の動向—省庁間海洋政策タスク・フォース公表の最終報告を中心に—

2010年のアメリカにおける海洋政策の動きとして最も注目される事柄は、省庁間海洋政策タスク・フォース(Interagency Ocean Policy Task Force : OPTF)が、2010年7月19日付で最終報告<sup>1</sup>を公表したこと、また同日に国家海洋会議(National Ocean Council : NOC)が単独で設置され、海洋、沿岸域及び五大湖管理の国家政策の実施に向けた活動を開始したことであろう。本章ではこの公開に至るプロセスと報告の骨子、発表後のNOCの活動状況に焦点を当て、2010年の動向を紹介する。なお、この最終報告の全文の日本語訳を、別冊に掲載した。

### 1. 省庁間海洋政策タスク・フォースの最終報告公開

米国では、2009年6月12日付の大統領覚書により省庁間海洋政策タスク・フォース(以下「タスク・フォース」と表記)が設立された。タスク・フォースは、海洋政策委員会(Committee on Ocean Policy)に代表を派遣している省庁等の高官(senior policy-level officials)により構成され、環境会議(Council on Environmental Quality : CEQ)議長が議長を務める。90日以内に国家政策並びに政策調整枠組みを勧告すること及び180日以内に実効的な沿岸・海洋空間管理計画(Coastal and Marine Spatial Planning : CMSP)のための枠組みの勧告を行うという任務が与えられた。

2009年9月に中間報告書が提出され、同年12月には沿岸・海洋空間管理計画の枠組みが提出されたが、それぞれの報告書についてパブリック・コメントが募集された。またタスク・フォースは連邦政府、州、外国の政策や実施例、可決済みや審理中の法案、海洋委員会が以前に提出した2つの答申に含まれていた勧告内容等を再検討した。

さらに、全国の多様な意見の中から公衆の参加を求めるため、タスク・フォースに代わって環境会議(CEQ)が、広範囲なステークホルダーグループ(利害関係者諸団体)から意見聴取するために、計38回の専門家会議を開催した。タスク・フォースはまた、6回の地区市民集会を開催したほか、CEQを通して一般国民からの意見を受けるためのウェブサイトも開設した。

パブリック・コメントを募集したタスク・フォースには5,000件以上の一般の個人、団体からの意見が寄せられた。団体には何十万人もの会員から成る選挙区の声を代弁していたものが多くあったという<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> 文書の原題は“Final Recommendations Of The Interagency Ocean Policy Task Force July 19, 2010”であるが、本章での説明と日本語訳(別冊 参考資料編に掲載)では、いずれも「最終報告」と訳した。なおこの文書は、米国ホワイトハウスのホームページ内([http://www.whitehouse.gov/files/documents/OPTF\\_FinalRecs.pdf](http://www.whitehouse.gov/files/documents/OPTF_FinalRecs.pdf))にて閲覧可能である。

<sup>2</sup> 以上の記述は、同最終報告の Executive Summary, pp.1-2.による。

タスク・フォースはそれらの作業結果を踏まえ、両報告書に関する最終報告（Final Recommendations）を2010年7月19日に公表した。この最終報告は、以下の5つの項目で構成されている。

- 1：「海洋、沿岸域及び五大湖の管理の国家政策」
- 2：「政策調整の枠組み」
- 3：「実施戦略」
- 4：「効果的な沿岸・海洋空間計画の枠組み」
- 5：「結論」

また同日、オバマ大統領はこの最終報告の内容に沿った大統領命令（Executive Order）13547を発した。

次項では、上記1～4の報告の概要について紹介する。

## 2. 最終報告の概要

### (1) 海洋、沿岸域及び五大湖管理の国家政策

今回報告された国家政策では、国の管理責任を果たしていくための包括的な国家的アプローチを確立し、施策に対する説明責任を明確にし、米国の海洋・沿岸域・五大湖を国際社会において均整がとれ、生産的かつ効率的で持続可能な、情報に基づいた利用、管理、保全をしていく一つのモデルケースとすることを意図している。

#### 米国の取るべき政策：

- ・海洋、沿岸及び五大湖の生態系及び資源の健全性ならびに生物多様性を保護、維持、回復させる。
- ・海洋、沿岸及び五大湖の生態系、コミュニティ及び経済の回復力を向上させる。
- ・海洋、沿岸及び五大湖の生態系の健全さを改善する形で、土地の保全及び持続可能な利用を推進する。
- ・最大限利用可能な科学と知識を利用して、海洋、沿岸及び五大湖に影響する決定に際し情報を伝え、変化する地球環境を理解し、それに対応、適応する人間の能力を向上させる。
- ・海洋、沿岸及び五大湖の、持続可能、安全、確実、かつ生産力のあるアクセスおよび利用を支援する。
- ・社会的、文化的、余暇活動上の、及び歴史的な価値を含む、我が国の海洋遺産を尊重し保存する。
- ・世界経済及び国際的な平和と安全保障にとって不可欠な、航行の権利と自由の尊重と維

- 持を含む、適用される国際法に基づく権利と管轄権を行使し、義務を遂行する。
- ・人間及びその活動への関連性を含む、空気、土地、氷及び水の世界的に相互関連したシステムの一部としての、海洋、沿岸及び五大湖の生態系の科学的理解を促進する。
  - ・変化する環境条件、傾向、及びその原因、そして海洋、沿岸及び五大湖において行われている人間の活動についての理解と認識を向上させる。
  - ・管理の改善のための基礎を構築するため、海洋、沿岸及び五大湖の価値に対する公衆の理解を育成する。

## (2) 海洋、沿岸域、五大湖の管理を改善する政策調整の枠組み

タスク・フォースは政策調整の枠組みとして、現存する海洋政策委員会（COP）の組織組み換え、より強い権限力、そしてハイレベルでの新たな持続的な関与の三要素を結び付けることを提言している。具体的には、以下の5点である。

1. 新たな国家海洋会議（National Ocean Council : NOC）を統合的な組織として設置し、現在の海洋政策委員会の委員長及び副委員長レベルの人的構成部分を強化する。
2. NOC の役割並びに NOC の指導力を明確化することによって政策決定と論争解決への道筋を万全なものとする。
3. 関連する諸問題に公式に従事するために、州、部族、そして各地方自治体から指名された代表者で構成される新しい委員会を設置する。
4. 新たに NOC 運営委員会を設置して科学とによる管理との結びつきを強化する。
5. NOC、国家安全保障会議、国家経済会議、エネルギー気候変動局、環境会議（CEQ）、科学技術政策局（OSTP）、行政管理予算局及びその他のホワイトハウス内関連機関の相互間の調整を強化する。

タスク・フォースは最終報告において、この枠組みを視覚化した図を提示している（別冊資料編の第1部、5・18ページを参照）。

設置される国家海洋会議（NOC）は、沿岸・海洋空間計画を含むその国家政策の実施に対して全体的な責任を負う組織として位置づけられる。NOC は正委員、副委員レベルの二層構造で構成される。また、環境会議（CEQ）議長及び科学技術政策局（OSTP）長官が共同議長となる。

NOC の共同議長については、以下の事項をはじめとする権限と責任が定められている。

- ・「海洋、沿岸及び五大湖の管理に対する国家政策」（以下、「国家政策」）の実施に関して、大統領に進言する。大統領には NOC の合意見解と合致した進言を行うこととされるが、合意できなかった場合には、共同議長は自身の見解を NOC の各委員の見解と共に提示する。
- ・「国家政策」の推進のため、NOC による戦略的实施計画の作成を促進するとともに、定

められた目標と目的の達成に向けての進捗状況を確認する。

- ・沿岸・海洋空間計画の実施を推進する。
- ・以下の事項に対して責任を負う。
  - (1) 実施と進捗状況に関する省庁間の報告の調整。
  - (2) 政策決定の効果的な履行の監視及び確認。
  - (3) 文書作成に対する監督及び説明責任の実行。
  - (4) NOC の活動範囲内の文書及び報告の、省庁間での検討及び許可の調整及び促進。
- ・国家政策の目標及び目的と合致した海洋関連の優先事項に関して、年間予算指針覚書の作成を調整する。共同議長は行政管理局（OMB）長官の職務を減じる、またはその他の形で影響を与えとは解釈されず、年間の優先事項と合致した省庁間予算手引きの発行において OMB と協力する。また、海洋、沿岸及び五大湖の管理に関する年間の優先事項を伝達するための近道を作り、国家政策に大きく寄与するプログラムを特定するために OMB 及び NOC と協議する。共同議長はまた、OMB と協力して、2000 年海洋法セクション 5 によって義務付けられている、隔年発行の連邦海洋沿岸活動報告書の作成を調整する。
- ・場合に応じて、行動と実施のために、大統領の海洋活動または優先事項を NOC に提示し、国家政策に関係する新たな問題の適切な管理と対応を調整する。
- ・この「国家政策」の実施において、政府間海洋学委員会（Intergovernmental Oceanographic Commission : IOC）、国際捕鯨委員会、北極評議会、国際海事機関、地域の漁業管理組織及びその他の国際的な機関内で生じた政策に関連する事項について、国務長官その他の関係する機関の長と調整を行う。

以上のように、共同議長は NOC 及び大統領の指示を条件として、「国家政策」の実施の調整及び推進に対して、全般的な責任を負うことになる。

また共同議長は、国家安全保障担当補佐官（NSA）、国家経済会議（NEC）議長、エネルギー気候変動担当の大統領顧問（APEC）、及び、場合に応じてその他のホワイトハウス高官との連絡・調整の任にあたる。共同議長は、責任が重複する問題の調整及び解決の目的で、これらの組織との会議を要請する権限を持つ。

### **(3) 実施戦略**

タスク・フォースは、アメリカが追求すべき 9 つの優先的目標を定めた実施戦略を、以下のように提言している。

## 国の優先目標

1. 生態系に基づく管理：海洋、沿岸及び五大湖の包括的な管理のための基本原則として、生態系に基づく管理を採用する。
2. 沿岸・海洋空間計画：米国内において、包括的かつ統合された生態系に基づく沿岸・海洋空間計画及び管理を実施する。
3. 決定に際しての情報提供と理解の向上：管理と政策決定に際し継続的に情報提供するとともにこれらを改善するための知識、また、変化と課題に対応する能力を向上させる。公的及び私的なプログラムを通じて、海洋、国の沿岸及び五大湖に関して公衆をさらに教育する。
4. 調整と支援：連邦、州、部族、地方及び地域での、海洋、沿岸及び五大湖の管理を、よりよく調整し支援する。連邦政府全体での調整と統合を改善し、場合に応じて、国際社会と協力する。
5. 気候変動及び海洋の酸性化に対する回復力及び適応性：沿岸のコミュニティ及び海洋と五大湖の環境の回復力、ならびに気候変動の影響及び海洋の酸性化に適応する能力を強化する。
6. 地域の生態系の保護と回復：科学に基づく、統合的な生態系の保護と回復の戦略を確立及び実施し、保護と回復の目標を連邦、州、部族、地方及び地域レベルで調整する。
7. 水質及び土地の持続可能な利用：持続可能な土地利用を促進し実践することで、海洋、沿岸及び五大湖の水質を改善する。
8. 北極の状態の変化：気候及びその他の環境の変化に直面して、北極海及び隣接する沿岸地帯の環境管理の必要性に対処する。
9. 海洋、沿岸及び五大湖の観測、マッピング及びインフラストラクチャ：連邦及びその他の海洋観測システム、センサー、及びデータ収集プラットフォーム、データ管理、マッピングの基盤を強化して国のシステムに統合し、そのシステムを国際的な観測活動に統合する。

これらの優先目標は、政策理念と具体的な行動との橋渡しをしているが、個々の主体がそれぞれの責任をどう果たしていくか、その詳細については戦略的な行動計画の策定状況を見て決定していく予定とされている。

NOC の役割は、タスク・フォースによって確認された重要な分野に焦点を当てながら、各優先目標の戦略的行動計画を定める。それぞれの戦略的行動計画はそれぞれの目標を満たすための適切な達成地点、達成度の評価、成果を含めた短期、中期、長期の具体的な行動を定めることになっている。また、各行動計画は中心となる機関とその他の参加機関、科学技術における問題点と必要性、潜在的に求められる資源と効率、今年度及び後年度予

算を統合または調整する手順を明確に特定する。

最終報告では、アメリカが追求すべき、9つの優先的目標（前出）を定めた実施戦略を提言しているが、この戦略の実施にあたって、「必要な詳細事項を十分に検討し、必要に応じて、各州、部族、各地方自治体、地域の行政組織、学術機関、非政府団体、行楽客、民間企業等と協力・協調するために相応の時間を要する」と予測している。

NOC では最終報告に基づき、最初の段階として9つの優先的目標に対するパブリック・コメントを2011年1月24日から4月29日までの期間に募集し、その内容を踏まえてさらに発展させた国家戦略（の素案）を2011年夏に策定することを予定している<sup>3</sup>。

#### **(4) 沿岸・海洋空間計画(CMSP)を実効的なものにする枠組み**

最終報告では、海洋資源の活用とそれに関連した諸活動を管理・企画する上での新たな、包括的で地域に根差したアプローチを提示する沿岸・海洋空間計画（Coastal and Marine Spatial Planning: CMSP）の枠組みを規定している。この枠組みには、国家の目標、CMSP 推進に向けて取り組み、沿岸・海洋空間プラン（Coastal and Marine Spatial Plans: CMS プラン）を策定・実行する際に守るべきガイドラインが明記されている。

##### 沿岸・海洋空間計画（CMSP）の国家目標

1. 経済、商業、レクリエーション、保全、国土及び国家の安全保障、健康、安全、ならびに、福祉に貢献するものを含めた、海洋・沿岸・五大湖の持続可能で、安全、安心、効率かつ生産的な利用を支援すること。
2. 国家の海洋・沿岸・五大湖の資源を保護、維持、修復し、回復力のある生態系と生態系サービスの持続的供給能力を確保すること。
3. 海洋・沿岸・五大湖へのパブリック・アクセスを提供及び維持すること。
4. 利用間の適合性を促進し、利用者間の対立と環境への影響を低減すること。
5. 政策決定及び規制プロセスの厳密性、一貫性、整合性を改善すること。
6. 海洋・沿岸・五大湖における新たな投資の計画や実施における確実性と予測可能性を向上させること。
7. 省庁間、政府間、国家間の情報交換及び連携を促進すること。

この枠組みのもとでは、アメリカ合衆国は北東部、中部大西洋域、南部大西洋域、五大湖水域、カリブ海域、メキシコ湾域、西海岸域、太平洋諸島域、アラスカ／北極区域の9つの計画区域に分割される。

<sup>3</sup> National Ocean Council (NOC) のHP内：  
<http://www.whitehouse.gov/blog/2011/01/24/open-comments-ntl-ocean-policy-strategic-action-plans>  
を参照。

各区域はそれぞれ独自の目標、最終的には区域単位の CMS プランを遂行するために連邦政府、州、そして部族からの代表で構成された区域単位の計画推進組織を有することになる。

この枠組みは計画立案の手順とその構成要素、国家海洋会議(NOC)が各区域の CMS プランの策定を指導し、認定する時にたどるプロセス、CMS プランの順守と法令遵守に対処する方法、企画立案に必要なデータ・情報の透明性とアクセスを確保する強力な情報管理システム、そしてステークホルダーや広く一般国民から頻繁に意見を取り入れるメカニズム等を構築している。

さらにこの枠組みは、各区域同士の適応性を最大限に生かす実施方法について説明しているほか、各区域の対応能力の問題に取り組むこと、そして 2015 年までにすべての区域を対象とする CMS プランを打ち立てることを目指している。

## (5) その他

最終報告ではさらに、1994 年に発効した海洋法条約について「世界中の海上、上空、海底のあらゆる活動を管理する法的手段の基盤」と評価し、「米国が条約に加盟すれば、国の安全保障、環境、経済、外交の利益を促進するであろう」と述べて、加盟と批准を強力に全会一致で支援している旨が、冒頭のエクゼクティブ・サマリーにおいて記されている<sup>4</sup>。

最終報告の結論では、「これらの勧告内容の実施によって、海洋、沿岸、五大湖が、健全で回復力があり、安全な上に生産性が高く、理解され尊重されるということが米国の管理責任によって保証され、現在および将来の世代の豊かさと繁栄と安全保障が促進されるであろう」と結んでいる。

## 3. 最終報告公開以降の動向

### (1) 国家海洋会議 (NOC) の組織

従来の海洋政策委員会に代わって海洋政策調整の主導的役割を担う組織である国家海洋会議 (NOC) は、2009 年 12 月に公表された沿岸・海洋空間管理計画の策定のために、「州政府及び、アラスカ先住民の村を含む連邦政府によって認知された部族、その他の先住共同体（ハワイ先住民など）と協働して、地域計画区域と一致する地域計画機関を作ること」が任務とされ、9 つの地域計画主体 (Regional Planning Body) それぞれの構成員については、

---

<sup>4</sup> 最終報告においては、加盟を推進する主な理由として、「条約は、共和党政権と民主党政権の両方の国の安全保障のリーダーシップの絶対的な支持を獲得しており、とりわけ、条約は国軍が必要としている本質的な航行の権利と自由を成文化するため」、「条約は、海洋環境汚染を防止、減少、コントロールし、沿岸地区の資源を保護・保全するという国の権利と責任を定めるため」、「条約加盟によって、米国の延長大陸棚への法的権利が、法的なものとして揺るぎないものとなるため」、「海洋法条約の加盟国として、米国は公式に、また効果的に条約の解釈や発展に貢献できるため」、「海洋法条約への加盟は、世界の海洋問題における米国の主導権を確保・拡大できるため」の五つがあげられている。

連邦政府、州政府、部族の管轄官庁、その地域の CMSP に関する管轄責任またはその他の利害（資源管理、科学、国土及び国家安全保障、運輸、公衆衛生など）を持った先住共同体の代表者からなることが定められた。

今回の最終報告においては、NOC の委員には、下記のメンバーが含まれることが規定されている。

国務省、国防総省、内務省、農務省、保健社会福祉省、商務省、労働省、運輸省、エネルギー省及び国土安全保障省の長官、司法長官、環境保護局長官、環境会議 (CEQ) 議長、行政管理予算局 (OMB) 長官、米国航空宇宙局長官、国家情報局長官、科学技術政策局 (OSTP) 長官、国立科学財団長官、連邦エネルギー規制委員会委員長、統合参謀本部議長、国家安全保障・国土安全保障・国内政策・経済政策担当の各大統領補佐官、副大統領に指名された米国政府官僚、商務省海洋・大気担当次官兼 NOAA 長官、及び共同議長が適宜指名する米国政府のその他の官僚または従業員、州、先住民

上記の内容に従って、最終報告が公表された 2010 年 7 月 19 日に NOC メンバーとして 27 名が選定され、活動を開始した。それらの氏名・所属の一覧は以下の通りである<sup>5</sup>。

(1) 共同議長 (2 名)

- ・ Nancy Sutley (ホワイトハウス環境会議議長)
- ・ Dr. John P. Holdren (ホワイトハウス科学技術計画局長官)

(2) NOC メンバー (25 名)

各省庁・局の長官

- ・ Tom Vilsack (農務省)
- ・ Gary Locke (商務省)
- ・ Dr. Jane Lubchenco (商務省海洋・大気担当次官兼 NOAA 長官)
- ・ Robert M. Gates (国防総省)
- ・ Lisa P. Jackson (環境保護局)
  
- ・ Dr. Steven Chu (エネルギー省)
- ・ Kathleen Sebelius (保健社会福祉省)
- ・ Janet Napolitano (国土安全保障省)
- ・ Ken Salazar (内務省)
- ・ Eric Holder (司法省)

---

<sup>5</sup> National Ocean Council (NOC) の HP 内 :

<http://www.whitehouse.gov/blog/2010/07/19/meet-national-ocean-council> を参照。

- Hilda L. Solis (労働省)
- Charles F. Bolden, Jr. (米国航空宇宙局)
- Hillary Rodham Clinton (国務省)
- Ray LaHood (運輸省)
- Peter Orszag (行政管理予算局)

- Adm. Mike Mullen (統合参謀本部議長)
- 未定 (副大統領オフィス)
- 未定 (国家情報局)

#### 大統領補佐官

- General James Jones (Ret.) (国家安全保障担当大統領補佐官)
- John Brennan (国土安全保障担当大統領補佐官)
- Melody Barnes (国内政策担当大統領補佐官)
- Lawrence Summers (経済政策政策担当大統領補佐官)
- Carol Browner (エネルギー・気候変動担当大統領補佐官)

#### その他

- Dr. Cora Marrett (国立科学財団事務取扱)
- Jon Wellinhoff (連邦エネルギー規制委員会委員長・招聘中)

## **(2) 国家海洋会議 (NOC)の活動**

NOC は、正委員、副委員レベルの二層構造の委員会 (Dual Principal-and-Deputy-level Committee)で構成される。正委員レベルの委員会は2010年11月12日に初の会合を開催し、25名の省庁・局長官、ホワイトハウスの高等官僚が出席した。この会合では以下の事項が実施され、あるいは決定を見ている。

- NOC の役割と作業進行のレビュー
- NOC 憲章の承認
- 各州、部族、地方自治体の公式な参加による管理調整委員会 (the Governance Coordinating Committee : GCC) 設立のための実施項目の承認
- 米国延長大陸棚 (Extended Continental Shelf : ECS) タスク・フォースが、国際法に従って米国の大陸棚の情報収集を可能な限り確立するための連携調整を続けられるように、同組織の権利を承認
- 情報マネジメント、コミュニケーション、公衆やステークホルダーのマネジメントを

含む様々の事項を扱う省庁横断作業部会の設置<sup>6</sup>

また、25名の省庁・局・ホワイトハウスの高等官僚で構成される副委員レベルでの委員会（Deputy Committee）は、これに先立つ9月24日に初の会合を開催し、それ以降数次にわたる会合を開催している。同委員会では大統領命令（Executive Order）13547で定められた目標達成のためのNOCの取組みとして、州政府・地方行政組織・部族等へのGCC委員（全18名で構成）の推薦リスト送付を行い、また省庁横断作業部会による海洋空間計画ワークショップ開催の計画を実施する等の事項が報告され、あるいは決定を見ている<sup>7</sup>。

---

<sup>6</sup> National Ocean Council（NOC）のHP内：

<http://www.whitehouse.gov/blog/2010/11/12/national-ocean-council-principals-hold-inaugural-meeting> を参照。

<sup>7</sup> 同上のHP内：

<http://www.whitehouse.gov/blog/2010/09/24/ocean-council-moving-full-steam-ahead> を参照。

## 第2章 イギリスにおける海洋政策の動向

イギリスでは、2009年12月に、総合的な海域管理の基軸となる国内法、「海洋および沿岸アクセス法 (Marine and Coastal Access Act – 以下 MCA 法)」が制定された。この法律は、1990年代初頭よりその作成に着手しており、内容として1) 海洋管理機関 (Marine Management Organisation) による海洋管理の統合化、2) 海洋計画 (Marine Planning) の構築と利用、3) 海洋保護ゾーン (Marine Conservation Zones) の制定など海洋保護活動の実施、4) 沿岸および遠洋漁業の資源管理体制の充実、5) 海洋資源の開発および利用の認証制度の設定 (Marine Licensing)、6) 海岸など沿岸域外の国民活動の促進など総合的な海洋および沿岸域管理を目指した項目が含まれている。

この制定を受け、2010年には各項目についての具体的な政策実施が行われた。その中でも、海洋管理機関が、持続可能な開発 (Sustainable Development) のための「海域の管理者」<sup>1</sup>としての活動を開始した事、また海域の利用および管理の政策基盤となる海洋政策声明 (Marine Policy Statement) の案が、パブリックコメントのために提出された事が注目すべき動向と言える。

### 1. イギリス海洋政策に関わる主な出来事(2010年)

- 4月：4月1日 海洋管理機関 (Marine Management Organisation) の設立
- 5月：5月7日 海洋政策声明 (案) を発表、2011年4月の最終案に向けて意見募集と修正を開始する。
- 6月：6月15日 海洋管理機関 (MMO) が実質的な活動を開始。
- 7月：7月21日 海洋アセスメントレポート「Charting Progress 2 (Charting Progress 1 は2005年に出版)」を環境食料農業省が発表<sup>2</sup>
- 8月： 海洋管理機関(MMO)が、小規模沿岸域漁業の管理、および利害関係者との協議を開始
- 9月：9月6日 海洋管理機関(MMO)が、Chief Scientific Advisor に Plymouth Marine Laboratory の Dr.Melanie Austen 氏 (海洋生態学) を任命
- 10月：10月18日 2011年に作成する海洋計画 (Marine Planning) の実施対象海域を、東部沿岸海域と東部沖合海域に決定すると海洋管理機関が発表。
- 11月：11月30日 2009年から、海洋管理機関の初代議長を務めた Chris Parry 氏が退職。後任には、Derek Langslow 博士 (生化学) が任命された。Langslow 博

<sup>1</sup>海洋管理機関の概要文書の序文 (7ページ) において、機関の役割としてこのような表現が使われている。 <http://www.marinemanagement.org.uk/about/documents/mmo-framework.pdf>

<sup>2</sup> イギリスの海域を8海域に仕分けて行われた海洋アセスメント。地域的な海洋環境の特性を海洋地理、生物多様性、生産性、環境汚染、気候変動に分類整理して評価、分析しており、今後の海洋環境政策の重要な科学的知見をになう報告書として評価されている。  
<http://chartingprogress.defra.gov.uk/summary-maps>

士は、これまで English Nature, Natural History Museum などでも理事を務めている。

## 2. イギリス海洋政策 実施事項

MCA 法制定後、イギリスの海洋政策は関連実施事項を6項目に分類し、EU 指令（ヨーロッパ連合により加盟国に任意の目的の達成を課す地域法）などの国際および地域的な取り決めに沿った政策施行を進めている<sup>3</sup>。以下は、現在取り組みが始められている海洋プログラムの概略である。

### (1)EU 海洋戦略枠組み指令 (EU Marine Strategy Framework Directive)の施行

「良好な海洋環境 (Good Environmental Status) の達成と維持」が本指令の目的として指示されており、加盟国はこの目的達成の為に法案を2020年まで作成する。イギリスでも、自国にとっての「良好な海洋環境」の意義を検討し、指令の目的に即した国内法の整備を行う。

### (2)海の持続可能な開発の為に海洋資源管理の実施

MCA 法は漁業を含む海域での開発活動に関する認証許可制度 (Marine Licensing) と効率かつ持続可能な海洋利用の為に海洋計画 (Marine Planning) の実施を定めている。環境食料農業省は、この海洋計画の国家政策枠組みとなる「海洋政策声明 (Marine Policy Statement) の作成を行っており、2011年には海洋管理機関 (Marine Management Organisation) による海洋計画作成が経済成長と海洋環境の保護の両立を目指し実施される。

### (3)海洋生物多様性の保全と増大

環境食料農業省は、海洋生物多様性の保全への努力に努める。この方針に対応する政策として、海洋保護区は最も重要な道具として認識されており、また国際捕鯨委員会による商業捕鯨のモラトリウムの継続も優先事項として考慮している。

### (4)経済的、環境的に持続可能な漁業の保護

イギリス政府は、国内、地域、国際レベルでの長期的な視点に立った持続可能な漁業の保護と健全な水産業への支援を目指している。その為に、2012年までにEU共同漁業政策の大幅な改善と、混獲の減少や持続可能な漁業に適した漁船の調整などイギリス沿岸漁業管理の改善を行う。この実施にあたって、これまでの地域漁業委員会 (Sea Fisheries Committee) を廃止し、新たに沿岸漁業および環境保護庁 (Inshore Fisheries and Conservation Authorities) を設置する。

### (5) 安全な食品の供給の為に水産物の流通管理

環境食料農業省は、水産物の持続可能な消費と生産をその流通において実現する事を目指している。その為、同省は、「食料戦略 (Food Strategy)」と行動計画に基づき、これまでの水産業に関するレポート等を参考に漁業改善を行う。また、国内の貝類と養殖魚の生産

<sup>3</sup> イギリス政府が実施する海洋プログラムの内容については、下記 URL を参照。  
<http://ww2.defra.gov.uk/environment/marine/>

をあげ、世界規模での持続可能な水産取引、また違法漁業 (IUU) の取り締まりを支援する。

### (6) 変化する海洋環境の理解と適応

イギリス政府は、気候変動、海洋の酸性化、魚資源の枯渇など深刻な海洋問題に対し、証拠に基づいた効果的な海洋政策と焦点を絞った質の高い海洋科学の必要性を認識している。具体的には、イギリスは、他のヨーロッパ諸国との連携協力により、EU 海洋戦略枠組み指令の提示する目的の達成と気候変動による海の変化とその変化への適応を行う。

## 3. 海洋管理機関(Marine Management Organisation)の組織と活動

海洋管理機関は、本部事務局(Headquarter) をイギリス北部ニューカッスルに設置し、本部事務局を含めた 18 の地域事務所 (Regional Office) によって運営されている。これらの地域事務所は、全管轄沿岸域を 7 つに分類した各地区の責任者 (District Marine Officer) によって統括されている。



海洋管理機関(MMO)の地域支所とその管轄区域

海洋管理機関は、その職務項目が MCA 法により設定されており、その内容により環境保護 (Conservation)、経済 (Economics)、漁業 (Fishing)、認証許可 (Licensing)、計画 (Planning) の 5 つに分類される<sup>4</sup>。以下、それぞれの事項について主要な職務を紹介する。

### (1) 環境保護 (Conservation)

生物および生息域保全とオイル流出は主とした海洋汚染対策に関する職務があげられて

<sup>4</sup> この分類は、海洋管理機関より刊行された MMO Framework において記述されている (44~45 ページ)。 <http://www.marinemangement.org.uk/about/documents/mmo-framework.pdf>

いる。具体的には、1) 希少また価値のある海洋生物種とその生息域の保護、2) アザラシの個体数管理のための殺戮認証の許可または無効化、3) 野鳥、野獣、野草の保護または外来種の売買等の認証の許可と無効化、4) (海洋) 政策の作成、検討および実施において政府が必要とするデータと情報および専門的知識と技術の提供、5) 条例の作成、6) 緊急海洋汚染の対応 (オイル流出の対応と連携計画の見直しを含む) 7) オイル流出と化学物質による分解また海洋表面の不要物の除去からの海域環境への影響評価、が職務として含まれる。

## **(2) 海洋および沿岸域の経済活動(Economics)の管理に関わる職務**

主に水産経済に関する戦略的な管理活動があげられている。具体的には、1) 漁船の法令遵守が漁業経済へ貢献する事を保証する事、2) 欧州漁業助成を通したより持続可能で有益性の高い産業への助成作業の実施 3) 漁業活動や漁獲量などの漁業データの管理、記録、提供、が職務として含まれる。

## **(3) 漁業活動(Fishing)に関わる職務**

1) イギリスの漁獲量の管理、2) 漁船の漁獲能力の管理、3) 商業漁船への漁業活動許可証の発行、4) 漁業に関わる既成の助成免除、5) 欧州共同漁業政策に即した漁業活動の監視および管理、6) 欧州のマーケティング管理体制の施行、7) 欧州の漁業法制が要請する法的仕組みの準備、が職務として含まれる。

## **(4) 漁業、砂利採集、洋上風力発電など海域における産業・開発活動の認証許可(Licensing) に関する職務**

1) 海洋における建設活動、金属鉱物資源開発、海底ケーブル、砂利採集、遺体埋葬、水中爆発物の使用、2) 洋上風力設置およびセーフティゾーンの設定、3) 港湾整備に関する認証許可が、職務に含まれる。

## **(5) MCA 法により実施が定められる海洋計画 (Planning) に関わる職務**

1) 海洋政策声明 (Marine Policy Statement) に即した海洋計画 (イギリス海域を 10 海域にわけて計画を作成する) の準備、実施また必要とあらば計画の変更、2) 計画の効率性、政策声明との互換性、地域特性を考慮した海洋計画の機能性などのモニタリング、3) 海洋計画に関する報告書の作成、4) 都市計画での下部構造の建築認可を行う Infrastructure Planning Commission (IPC)へのアドバイス、5) 海洋計画作成の為に海洋データの整理、が職務として含まれる。

### 第3章 欧州連合における海洋政策の動向

欧州連合 (EU : European Union) の政策を執行する欧州委員会 (EC : European Commission) による、2010 年を対象とした海洋政策への取り組みで特筆される出来事として、まず 9 月 8 日における“Marine Knowledge 2020”の発表がある。このコミュニケーション<sup>1</sup>は、「賢明で持続可能、そして包括的な成長のための欧州戦略 (欧州 2020)」策定を背景として、欧州委員会 (EC) が EU 各国で運用可能な海洋データ構築に向け、各種データの円滑で切れ目のない提供を確保するための施策について記載している。

次いで重要な出来事としては、12 月 17 日におけるコミュニケーション「EU における海洋空間計画—成果および将来の展開」(“MARITIME SPATIAL PLANNING IN THE EU - ACHIEVEMENTS AND FUTURE DEVELOPMENT<sup>2</sup>”) の発表があげられる。

欧州連合の海洋空間計画 (MSP) については、統合的海洋政策 (IMP : Integrated Maritime Policy)、ブルーペーパーおよび行動計画において、IMP の実施を支援する分野横断的なツールの一つとして認定されており、欧州委員会は 2008 年においてコミュニケーション「海洋空間計画についてのロードマップ：EU における共通原則の達成」(Roadmap for Maritime Spatial Planning: Achieving Common Principles in the EU<sup>3</sup>) を採択し、MSP に関する一連の重要な原則を提案していた。このロードマップにおいて、欧州委員会は 2009 年開催の一連のワークショップに関する報告書を作成し、さらなるステップおよび活動を提案することに着手した。これらの内容を実行し、EU における MSP の現状について概要を述べたものが 12 月 17 日発表の上記コミュニケーションである。

本報告書の別冊 (参考資料編) には、“Marine Knowledge 2020”、「EU における海洋空間計画—成果および将来の展開」の 2 つのコミュニケーションの日本語訳を収録した。これらの文書に基づいてどのような政策が実施されてゆくかが、2011 年以降における EU の動向として重視すべきポイントであろう。

---

<sup>1</sup> コミュニケの原文は、  
[https://webgate.ec.europa.eu/maritimeforum/system/files/com\\_2010\\_461.pdf](https://webgate.ec.europa.eu/maritimeforum/system/files/com_2010_461.pdf) から取得可能である。

<sup>2</sup> コミュニケの原文は、[http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/pdf/com\\_2010\\_771\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/pdf/com_2010_771_en.pdf) から取得可能である。

<sup>3</sup> COM(2008)791 final、2008 年 11 月 25 日。コミュニケの原文は、  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0791:FIN:EN:PDF> から取得可能である。

## 第4章 オーストラリアにおける海洋政策の動向

本章では、同国の海洋ガバナンス、とりわけ海洋環境保全分野において重要な政策的フレームワークを提供する Marine Bioregional Planning (海洋バイオリージョン計画、以下 MBP) についての概略を述べる。はじめに、1998年に発表された「オーストラリアの海洋政策 (Australia's Oceans Policy: AOP)」により掲げられた生態系アプローチに基づいた海域管理のバイオリージョン化 (bioregionalisation) がどのように進展してきたかについて考察する。その上で、具体的な事例を交えながら MBP の実施内容及び方法について説明し、現在までの取り組みに関する進捗状況及び今後の課題について示す。

### 1. 海洋政策におけるバイオリージョン化の経緯

814万8250平方kmという広大な管轄海域<sup>1</sup>を持ち、また温帯から熱帯と幅広い気候特性に位置するオーストラリアの海には、極めて多様な生物種が存在し、地域により自然環境も大きく異なる。こうした背景から、同国では海洋環境保全を中心に据えながら海洋地域ごとに区分し(地域化)、漁業やその他の海洋関連産業、そしてレクリエーション活動の管理と調整を行っている。

海洋政策のなかでこうした地域化の方針が具体的に示されたのは、1998年に政策文書として発表された「オーストラリアの海洋政策 (AOP)」である。AOP は総合的な海洋政策の実現を目的とする一方で、海洋環境の保護により大きな比重が置かれるという側面もあり、生態学的に持続可能な開発へ向けての取り組みが重点的に掲げられた。その実現方法として、AOP は連邦海域<sup>2</sup> (海岸線から3マイルの州及び準州管理水域以遠から EEZ 縁辺まで) の地域化を行い、地域固有の自然環境や社会経済的状况に沿った地域海洋計画 (Regional Marine Plans : RMPs) の策定を求めた。

一方、RMPs は AOP でも明記されている通り、90年代初めより同国が進めている代表的海洋保護区システム (National Representative System for Marine Protected Areas: NRSMPA)<sup>3</sup> の

---

<sup>1</sup> Australian Maritime Boundary Information System (AMBIS) 2001 に基づく。南極領土の海域は含まれていない。

<sup>2</sup> グレート・バリア・リーフ及びトレス海峡の一部海域は除く。

<sup>3</sup> オーストラリアにおける NRSMPA の創設は、1995年の COP 2 にて決議された海洋生物多様性に対する取り組み (ジャカルタ・マンデイト) 等の国際的なコミットメントに加え、1992年の「環境に関する政府間合意 (Inter-governmental Agreement on the Environment)」や1998年の AOP 等の国内的なコミットメントにより、2012年までに行うことが決められている。NRSMPA 創設に関するガイドラインは、1998年のオーストラリア・ニューゼaland環境保護委員会 (Australian and New Zealand Environment and Conservation Council) により発表された「NRSMPA 策定に向けたガイドライン」によって示され、海洋保護区の選定を含む上記ガイドラインの具体的実施方法は「連邦海域における代表的な海洋保護区シス

創設における重要なツールとしても見なされていた。NRSMPA の目的は、あらゆるレベルで海洋の生物多様性を保護するため、包括的かつ適切な海洋保護区システムを創設、管理していくことであり、多様な生息域を「標本」として保護することで今後の科学研究にも役立たせるところにある<sup>4</sup>。

根拠法を持たない AOP で掲げられた海洋の地域化は、1999 年に海洋を含む包括的な環境保護を目的とした「環境保護及び生物多様性保全法 (Environmental Protection and Biodiversity Conservation ACT 1999: EPBC 法)」により法律による根拠を得ることとなった。2004 年には AOP でも言及されていた南東部海域 (South-east marine region) で同国初の RMP が策定されたが、その後 RMP の内容をさらに充実すべく検討が行われた<sup>5</sup>。この検討結果は、2005 年、当時環境・遺産省にあった国家海洋局 (National Oceans Office) により、連邦科学産業研究機構 (CSIRO) などの協力のもと、「オーストラリア国家海洋バイオリージョン化 (National Marine Bioregionalisation of Australia)」というレポートで発表された。この内容に基づき 2006 年より現行の Marine Bioregional Planning (MBP) が実施されており、現在まで各海域では計画策定を行うための取り組みが進められている。

## 2. MBP の概要

オーストラリアにおける「バイオリージョン」は、地政的な要因からではなく、生物学的、社会的、そして地理的な基準を複合したものから定義された地域を指す<sup>6</sup>。また、海洋バイオリージョン化とは、上記のような科学的データを統合的に扱い海洋環境の空間的分類化を行うことで、生態学的に合理的かつ適正なスケールに基づく「バイオリージョン」を特定することである<sup>7</sup>。したがって、MBP とはこうしてバイオリージョン化された海域

---

テム創設に向けた目標と原則 (Goal and Principles for the Establishment of the NRSMPA in Commonwealth Waters)」に沿って行われる。さらに、個別の MBP のなかで NRSMPA の目的と原則に沿った海洋保護区の設定をどのように行うかは、それぞれのバイオリージョン概要にて検討される。

<sup>4</sup> ANZECC TFMPA (1998) Guidelines for Establishing the National Representative System of Marine Protected Areas. Australia and New Zealand Environment and Conservation Council, Task Force on Marine Protected Areas. Environment Australia, Canberra.

<sup>5</sup> 例えば、それまでオーストラリアの領海及び管轄海域をバイオリージョンに分類化するための空間的フレームワークとして、暫定的な Interim Marine and Coastal Regionalisation of Australia (IMCRA v.3) を使用してきた。1998 年に開発された IMCRA v.3 は近海やメソ・リージョンにおけるバイオリージョン化に有用であったが、遠海を含む広範な管轄海域は含まれずにいた。こうした理由から、「オーストラリア国家海洋バイオリージョン化」では大陸棚縁辺から EEZ までの海域についてバイオリージョン化をすすめる、それを IMCRA v.3 と統合したものが 2006 年 6 月に Integrated Marine and Coastal Regionalisation of Australia (IMCRA v.4) として発表された。

<sup>6</sup> 1996 年に発表された「オーストラリアの生物多様性保護にむけた国家戦略 (National Strategy for the Conservation of Australia's Biological Diversity)」における定義。

<sup>7</sup> Commonwealth of Australia (2005) National Marine Bioregionalisation of Australia. Summary.

において生態系アプローチに基づき、海域に関する管理計画を行うプロセスのことを指す。

MBP の目的は、海洋環境の保護また持続的利用を行うために講じられる施策に対し、より明確な視座を与えることである。生態系が高い回復力（resilience）を維持し、効果的に機能するために必要な情報と方策、そしてその実現に向けた計画を示すことで、MBP はより望ましい海洋環境の管理や生物多様性保護に寄与すると考えられている。具体的な狙いとして、まず一点目に MBP を通して保護価値の高い事項に対する脅威について分析を行い、優先的に保護すべき事項（conservation priorities）を明らかにすることが挙げられる。これにより、海洋に関する問題解決のためのより良い意思決定がなされるためのサポートを行う。二点目は、MBP 策定のプロセスにて NRSMPA に含むべき海洋保護区を選定し、効果的に海洋保護区が機能するための地域ネットワークを築き上げることである<sup>8</sup>。

こうしたことから、MBP が海洋環境保護を中心に据えた取り組みであることは明らかであるが、一方で MBP 策定により連邦政府レベルにおける海洋に関わる環境法制の運用が強化・改善されることが期待されていることから、MBP は海洋の利用に関わる産業や個人の便益向上にもつながるものと考えられている<sup>9</sup>。すなわち、MBP の策定により総合的な海洋情報の提供と、それに基づいた利用や保護に関する計画を明らかにすることで、海洋産業が EPBC 法等の関係法令との調整や手続きを行い易くするという利点が挙げられる<sup>10</sup>。

MBP による海域の管理、計画を進めるため、オーストラリアの連邦海域は大規模海洋生態系（Large Marine Ecosystems）に基づいて、南西部海域（約 130 万 km<sup>2</sup>）、北西部海域（約 107 万 km<sup>2</sup>）、北部海域（約 72 万 km<sup>2</sup>）、東部海域（約 240 万 km<sup>2</sup>）、南東部海域（約 160 万 km<sup>2</sup>）の 5 海域に区分けされている（表 1）。更に、こうした海域では、「バイオリージョン化」で明らかになった様々なカテゴリーに基づく細かなバイオリージョンが定められている。最大の海域を持つ東部海域を例に挙げると、地形、海流、生態系等の特徴から海域内に 14 のバイオリージョンが設定されている（表 2）。

具体的な MBP の策定方法としては、まずバイオリージョン概要（Bioregional Profile）が作成され、それに基づいた海洋地域計画草案（draft Marine Regional Plan）の策定、そして海洋地域計画最終案（final Marine Regional Plan）の策定という 3 つの段階が踏まれる。

バイオリージョン概要では、それぞれの海域における生態学的・生物物理学的特徴や考

---

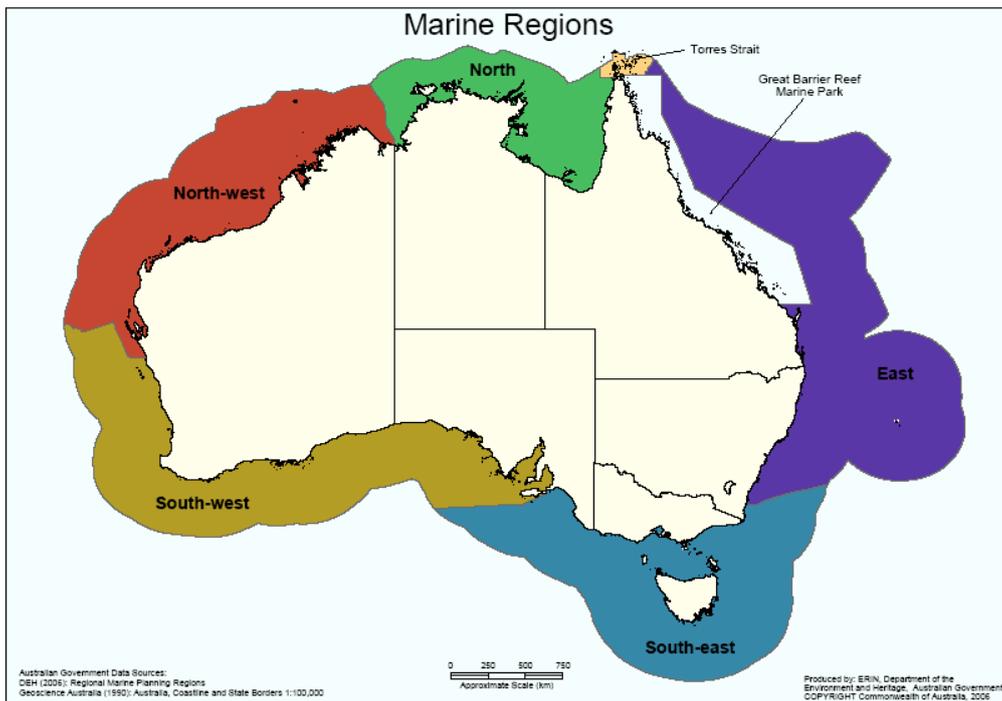
Department of Environment and Heritage. Canberra, Australia

<sup>8</sup> MBP の目的については、オーストラリア政府持続可能性、環境、水、人口、コミュニティ省ウェブページ（<http://www.environment.gov.au/coasts/mbp/index.html>）を参照。

<sup>9</sup> Anon. (2010) ‘Fact Sheet – Marine Biological Planning – the Process’. Published by Department of the Environment, Water, Heritage and Arts of Australian Government. なお、本報告書は本資料のようなオーストラリア政府による発行物を複数参照しているが、すべて上記に示した持続可能性、環境、水、人口、コミュニティ省ウェブページからダウンロードが可能である。

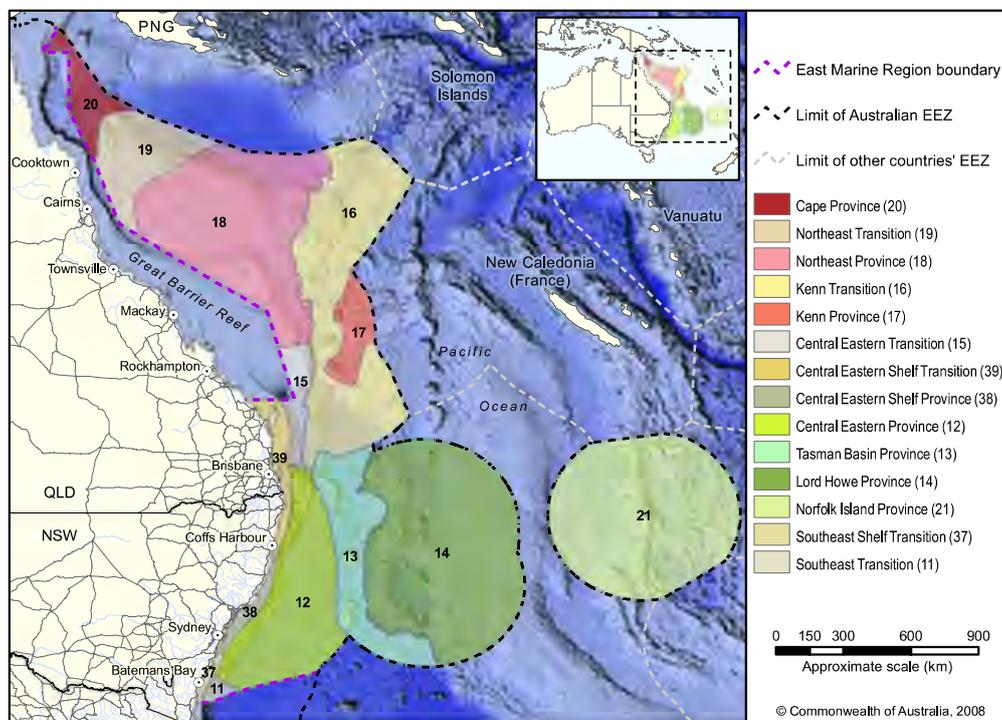
<sup>10</sup> Anon. (2006) ‘Marine Bioregional Planning – A New Focus for Australia’s Marine Planning’, Department of the Environment and Heritage of Australian Government

表1 海洋バイオリージョン計画による連邦海域の区分け



(出典：オーストラリア連邦政府、2006年)

表2 東部海域におけるバイオリージョンの分布



(出典：オーストラリア連邦政府、2008年)

慮されるべき保護価値を示すとともに、地域内で行われている産業、レクリエーションなどの人間活動、そして海洋保護区の選定に向けた目標や原則などが示される。例えば、2009年に公表された東部海域におけるバイオリージョン概要では、まず14あるバイオリージョンに関する詳細な海洋情報が説明されたあと、海域全体や特定のバイオリージョンに関する生態学的特徴（e.g. 大型の回遊捕食者の移動経路、温帯域に分布する珊瑚礁、遠洋に連なる海山など9つの項目）や既存の保護生物種、また NRSMPA に加えられるべき新たな海洋保護区に関する検討を行っている。さらに、各バイオリージョンと関連付けて海域内で見られる人間活動（e.g. 漁業、遊漁、海運、海洋油田・ガス生産、海洋鉱物資源開発、養殖、新興産業および調査等）及び先住民による活動に関する状況が説明されている。

上記のバイオリージョン概要の検討を通して選定された海洋保護区の候補海域は、追加的評価対象海域（Area for Further Assessment : AFA）に指定され、海域における人間活動や海洋環境が持つ社会経済的価値に関する情報の更なる収集、分析が行われることとなる。このプロセスは海洋保護区設定による社会経済的コストを最小限にとどめながら保護効果を最大化させることを目的としている。AFA の選定はすなわち海洋保護区候補地の指定というわけではなく、新たな海洋保護区海域の選定にむけて対象の焦点を絞るプロセスの一つとして考えられている。AFA として選定された海域では、海域内の人間活動に関する主要なステークホルダーから得られた情報や生態系情報に基づいて更なる分析を行い、新たな海洋保護区の位置やゾーニングに関する取り決め等の検討が行われる<sup>11</sup>。再び東部海域を例にとると、2009年5月にバイオリージョン概要が発表された後、同年6月から7月にかけてシドニーなど主要都市でステークホルダー向けの海洋保護区に関するフォーラムが開催された。その後、2010年3月に同海域におけるAFAが公表され、海洋保護区の選定に向けた更なる検討と調整が進められている<sup>12</sup>。

こうしたプロセスを経て策定される海洋地域計画では、保護価値の高い事項とそれに対する現在及び将来予想される圧力、また優先保護事項及び管理課題に対する具体的な取り組み方法などが盛り込まれる。現在まで、どの海域からも海洋地域計画が公表されていないため、計画の具体的内容についてこれ以上の考察はできないが、AFAの結果に基づき最終的に選定された新たな海洋保護区設置海域の提案はここで正式に計画として提示されることになる。海洋地域計画草案がパブリックに公表されると、最低90日間の意見公募期間を通して利害関係者によるコメントを受け付けられる。海洋地域計画最終案は、こうしたパブリック・コンサルテーションの結果や、海洋保護区ネットワークやゾーニングに関する利害関係者の意見等を考慮しつつ策定される<sup>13</sup>。

<sup>11</sup> AFA に関する内容については、Anon. (2010) ‘Marine Bioregional Planning Bulletin’, Department of the Environment, Water, Heritage and the Arts of Australian Government. Issue 1: April 2010.を参照。

<sup>12</sup> Anon. (2010) ‘Fact Sheet – Developments in the East Marine Region’, Department of the Environment, Water, Heritage and the Arts of Australian Government.

<sup>13</sup> Anon. (2010) ‘Fact Sheet – Marine Bioregional Planning – the Process’, Department of the

### 3. 取り組み状況（2011年2月まで）

表3が示す通り、現在までのMBPに関する取り組みの進捗状況は、各海域ともバイオリージョン概要を作成してAFAの公表を行い、海洋地域計画草案を作成する段階にある<sup>14</sup>。南東部海域については、先行したRMPのプログラムを基づいて計画策定が進められたため、バイオリージョン概要は作成されていない。同海域では、2004年5月には「南東部地域海洋計画（South-east Regional Marine Plan）」が発表されているものの、これをベースに現行のMBPの趣旨に沿った新たな海洋地域計画も公表される予定である。また、2007年には「南東部連邦海洋保護区ネットワーク（South-east Commonwealth Marine Reserve Network）」が定められており、新たな海洋地域計画もこれに沿ったものとなることが想定されている。

表3 各海域による進捗状況

海域	バイオリージョン概要	AFA	海洋地域計画
南西部海域	2007.10	2009	策定中
北西部海域	2008.11	2009	策定中
北部海域	2008	2009	策定中
東部海域	2009.5	2010.3	策定中
南東部海域	未策定	未策定	2004年に先行プログラムに準じた計画を作成済

### 4. 今後の課題

海洋地域計画草案の策定について、南西部、北西部、北部海域は2010年後半に、東部及び南東部海域は2011年前半に完成予定とされている<sup>15</sup>。ただし、殆どの海域で既に予定から大幅に遅れていることから、草案作成は当初予想していた以上に時間を要するプロセスとなっている。大規模な海洋保護区設置が検討されるMBPにおいては、特に漁業者等との交渉に多くの困難を伴うものと考えられ、こうした調整が草案策定の進行を阻んでいる可能性がある。

また、海洋環境保護を主旨とするMBPは産業やレクリエーション活動の円滑化や促進にも資するとされている一方、具体的な関連性について必ずしも明確ではない。MBPが実態的には海洋保護区設置のみに留まってしまうのか、あるいは海洋環境の持続的利用と海

---

Environment, Water Heritage and the Arts of Australian Government.

<sup>14</sup> オーストラリア政府持続可能性、環境、水、人口、コミュニティ省ウェブページ及び、各海域におけるバイオリージョン概要、AFAに関する発表資料など複数のデータを参照している。

<sup>15</sup> 上記 Bulletin 参照。

洋における人間活動の促進を両立しうる総合的な海洋ガバナンスに向けた有効なツールとなり得るのか、という点については今後随時発表される海洋地域計画の内容及び実施状況から検討すべきであろう。

## 第5章 中国における海洋政策の動向—持続可能な発展のための海洋資源の開発と管理へ—<sup>1</sup>

貿易の90%を海上運送が占める中国では、海洋上でのエネルギーの輸送ルートの保護能力は未だ不十分な程度に止まっている。中国政府は経済成長を維持するためにエネルギーの開発および保全へ注目すると同時に、海洋輸送ルートの安定的確保のための政策を実施し始めた。2009年12月の全国人民代表大会常務委員会において、「中国海島保護法」が採択され、2010年3月1日より施行された。同法の下で海域及び島嶼の保護、海域の管理、開発などを総合的に実施する体制作りと継続的な発展のための実態調査が行われる。本章では、2010年に実施された主な立法活動と政策動向を紹介する。

### I. 立法活動

2010年に立法された主な法制度として、「中国海島保護法」の制定及び施行、「無人海島使用料徴収管理方法」の発表、「海上風力発電所管理方法」の発表があげられる。以下、これらの法制度を概説する。

#### 1. 「中国海島保護法」の制定と施行

##### 1) 背景

中国では急激な経済成長に伴って、1990年代から島及び周辺海域の開発が急激に進められた。そのため、生態システムの破壊も急激に進行し、島の消失も大きな問題になっている。遼寧省の総島数の18%に相当する48の島が消失しており、河北省の場合は60（総島数の46%）、福建省の83（総島数の6%）等、開発による島の消失が増加している。

##### 2) 目的

本法の制定により海洋権益を保護するための法的根拠を整備することを図る一方で、島及び周辺海域の生態系を保護し、島の自然資源の合理的な開発を促進することが期待される。同法は2009年12月に制定され、2010年3月から施行された。

##### 3) 主要内容

本法律は、島住民の砂場での建築、施設物の設置、砂採掘等、沿岸及び島の開発を制限する。埋立て及び環境改変や、生物・非生物の標本採集を制限することを定める。また無人島における個人や機関の任意使用権、採掘権の販売、取引を制限する規定を設けることで、無許可の開発及びその権利の取引を防止することを図る。とりわけ無人島の場合は、

---

<sup>1</sup> 本章で引用される用語に関して、意味がはっきりとわかる場合には意識し、中国の文書に使用される用語で日本語と異なる意味で使われる可能性がある表現は中国式の漢字のままとした。

国務院の許可なしには資源開発、生産、建設、旅行を全面的に禁止している。同法では違法行為における処罰を明示し、海島保護の法的根拠を整備している。

## 2. 「無人海島使用料徴収管理方法」の公布

### 1) 背景

「中国海島保護法」の制定に従い、無人海島（島及び周辺海域）の乱開発を制限する旨の本方法を制定した。

### 2) 目的

本方法は個人、または機関による無差別な開発へ歯止めをかけるため、無人海島使用料の徴収が、使用管理を強化する一方、無人海島の有効的な保護と合理的な開発及び利用を促進するために制定された。

### 3) 主要内容

#### ① 資格の規定

無人海島を開発する資格を定める。個人または企業等の機関が無人海島を利用しようとする場合は、国務院または沿海省、自治区、直轄市の人民政府の許可を得ることと規定した。また利用する個人や機関はともに、本方法に基づき無人海島使用料を納付する。

#### ② 取得方法

無人海島を使用するためには無人海島使用权を取得するように規定したうえ、その申請・許可方式以外にも入札等の方式により取得することが可能になると改正した。とりわけ、観光、レクリエーション、工業等、二つ以上の営業を目的とする使用の場合は、一律に入札を行うことを定めた。こうして取得された使用权は、無人海島使用者による譲渡、貸借、抵当の設定を禁止する。また海島の用途変更等も禁止する。

#### ③ 無人海島使用料

無人海島使用料の最低価格は、国務院の財政部門が国務院海洋主幹部門と協議して決める。その際、島の等級、使用類型と方式、離岸距離等や生態系等の要素を考慮しながら調整する（付属資料 1、2、3 に記載）。無人海島使用料は政府税収入外に属し、省級以上の財政部門がその徴収と管理を担当し、省級以上の海洋を主管する部門が具体的徴収を管掌する。その 20%は国の国庫、80%は地方国庫へ歳入する。歳入された使用料は海島の保護、海島の管理、生態系の修復、また省級以上の財政及び海洋主管部門が定めたその他の項目等に使用される。

\* 参考：「無人海島使用料徴収管理方法」の概要（6章 32条、2010年 8月）\*

第一章 総則（第 1 条～第 9 条）

第二章 徴収（第 10 条～第 13 条）

第三章 減免措置（第 14 条～第 19 条）

第四章 使用（第 20 条～第 25 条）

第五章 監督検査及び法律責任（第 26 条～第 29 条）

第六章 附則（第 30 条～第 32 条）

付属資料 1 無人海島等級別分類

付属資料 2 無人海島の使用類型別分類

付属資料 3 無人海島使用权の最低価格標準

### 3. 海上風力発電所管理方法公布

#### 1) 背景

再生可能エネルギーで効果的に総合開発を促進するため、国家海洋局と国家エネルギー局が主体になって海上風力発電所の管理方法を規定した。

#### 2) 目的

中国の風力発電所建設の基準を定め、海域空間の資源の合理的な利用を図る。また、海洋生態環境の保護を強化する一方、海上風力発電所の継続的な建設を支援することを目的とする。

#### 3) 主要内容

10 章 38 条で構成されている同方法は、海上風力発電産業の計画、海上風力発電項目の権利授与、海域使用申請審査の許可と環境保護などのプロセスと規定等を定めている。

海上風力発電所を建設するにあたっては、国家資源エネルギー局が主管部門として、海上風力発電の建設管理を担当する旨を明記している。また海上風力発電建設に関する海域使用・海洋環境保護の管理・監督は国家海洋行政主管部門が担当する。国家資源エネルギー局は全国の「海上風力発電所発展計画」の制定と管理作業を統一的に組織し、国家海洋局と共に「沿岸各省、自治区風力発電所計画」を審査、確定すると規定している。同方法により海上風力発電所の建設が資源の節約及び効率的な使用、そして沿岸環境保護へ繋がるような統合的な管理が可能となる事が期待される。

\* 参考：「海洋風力発電管理方法」の概要(10 章 38 条、2010 年 1 月施行) \*

第一章 総則（第 1 条～第 5 条）

第二章 計画（第 6 条～第 10 条）

第三章 プロジェクトの授与（第 11 条～第 15 条）

第四章 プロジェクトの審査（第 16 条～第 18 条）

第五章 建設プロジェクト（第 19 条～第 26 条）

第六章 環境保護（第 27 条～第 29 条）

第七章 施工と竣工の検査（第 30 条～第 31 条）

第八章 運行情報（第 32 条～第 35 条）

第九章 その他（第 36 条）

第十章 付則（第 37 条～第 38 条）

## II. 政策動向

法制度の整備に伴って、2010年中国が行った主な政策としては、『中国海洋発展報告 2010』の発表や国家第12次5ヵ年計画の推進、海洋の再生可能エネルギー開発の推進、海洋環境のモニタリング強化等が挙げられる。以下では主な政策動向を紹介する。

### 1. 『中国海洋発展報告 2010』(2010年5月発表)

#### 1) 背景

『中国海洋発展報告』は、国家海洋局海洋発展戦略研究所(CIMA: China Institute for Marine Affairs)が編纂を担当している海洋発展戦略に関する年度報告書シリーズであり、これまで3つのシリーズが出版された。



『中国海洋発展報告 2010』発表、北京、2010年5月11日

#### 2) 主要内容

同報告はまず、現代国際海事の進展状況と実行上の問題を体系的に整理したうえで、海洋が中国の「小康で調和のとれた社会建設」や「科学発展と持続的発展」戦略において果たす役割について紹介した。本文は5つの主要部分で構成され、中国海洋発展の国内外のマクロ環境、海洋事業発展の情勢と現状、これまでの実績や進展、存在する問題点と展望等を記載している。

#### 3) 5つの主要部分(参考資料の目次参照)

本報告は中国海洋発展のマクロ環境、海洋に関する法制度と権益、経済と科学技術、生態環境保護と資源開発、及び海洋政策と海洋管理の5つの主要部分で構成されている。

##### ① 第1部「中国海洋発展のマクロ環境」

本章ではグローバル、リージョナル、ナショナルの三つの側面から、海洋の発展過程と注目される問題について、紹介及び分析を行っている。中国と海上周辺諸国間の経済依存度が増大し、海上の情勢安定に役立っている一方、周辺国家の海洋権益の争奪や外部勢力

の介入というような問題に直面していると分析している。また近年、周辺の海洋開発活動により生じている環境と資源保護の問題が顕在化している現象に注目している。

## ② 第2部「海洋法制度と海洋権益」

国際海洋法実施の重点領域として、200海里を超える大陸棚の外側の限界を確定する問題を指摘している。また中国等の国が提案し、かつ第18回締約国会議で決議された「初歩的な情報」の決議を紹介している。同決議は200海里を超える大陸棚の外側の限界を設定し、大陸棚制度の実施の促進に大きく寄与したことが評価されている。また東シナ海など周辺海域での海洋権益について公表・宣言した。こうした動きは日本が提出した沖ノ鳥島の境界画定案、ベトナムとマレーシアが提出した南シナ海の境界画定案の対抗措置としての効果が期待される。以上の動向から、2009年を中国の海洋法制度が再び重大な突破を実現した年と評価している。

もう一つ海洋法律の大きな動きとして挙げられたのが「中華人民共和国海島保護法」の発表である。同法は海島保護計画制度、海島生態保護制度、無人海島権利所属制度、特殊用途海島保護制度、監督検査制度などの5つの制度を設け、海島の保護と開発利用に関する各レベルの海洋管理部門の職責について明確に規定したものである。「海島保護法」の制定に関して本報告は、中国の海島の管理、保護、及び開発が法制化の軌道に乗っていることを意味すると分析している。

## ③ 第3部「海洋経済と海洋科学技術」

中国の海洋経済が全体的に安定した発展へ向かっていると評価した上で、国民経済の新たな成長分野としての海洋経済の重要性を指摘している。同報告によると、2009年における海洋総生産額は31,964億元で、前年より8.6%の成長（国内総生産額の9.53%、沿海地区総生産額の15.5%）を果たした。そのうち海洋産業と海洋関連産業の増加額は、それぞれ18,742億元、13,222億元で、海洋関連の就業人口は3,270万人（うち新しく増加した就業人口は52万人）に及ぶという。また2001年から2009年における海洋総生産額の年平均成長率は16.12%と、同時期における国民総生産額の年平均成長率を遙かに上回るものである。

同時に海洋科学技術の著しい成長も見られ、中国初の権威ある海洋医薬典籍である『中華海洋本草』の出版が行われた。情報サービスシステムとしては「中国海洋デジタルiOcean」（<http://www.iocean.net.cn/>）が整備された。

## ④ 第4部「海洋生態環境保護と資源開発」

海洋問題は長きにわたって国家戦略問題でもある。海洋戦略の研究は海洋生態環境に対する実態調査や保護と連携して行われる。新たな沿岸経済の発展のためにも、海洋環境の保護は重要な事案である。ここでは海洋事業の長期的な発展に関連した中国の海洋生態環境保護政策や海洋資源開発及び利用の現状を分析し、持続可能な発展のため求められる発展戦略の重点と優先行動領域を提示した。

## ⑤ 第5部「海洋政策と海洋管理」

海洋政策に関して本章は、体系的で成文化された総合的な海洋戦略が構築されていないものの、持続的な研究成果の蓄積により段階的な成果が生み出されつつあると評価している。この章では、総合的な海洋発展戦略として指示された「2020年中国海洋発展の戦略研究報告」の基本構想を紹介している。同戦略研究報告では国家の経済社会発展の現状に立脚し、国際海事の発展動向を把握してから海洋発展の世界観を確立すると明言している。また海洋資源の科学技術を利用した開発や海洋発展新空間の積極的な開拓、海洋生態環境の適切な保護、シーレーンでの安全保障、国家海洋権益の断固保護等、海洋発展の中長期指導方針を明記している。



『中国海洋発展報告 2010』

## 2. 国家第12次5ヵ年計画の推進

2011年～2015年の間に実施される「12次5ヵ年計画」を策定し、計画の期間中には海洋科学技術の発展へ専念することを主な内容と定めている。同計画の下でブルーエコノミー (Blue Economy)<sup>1)</sup> の発展に求められる諸科学技術の提供及び海洋科学技術の連携を図る。

### 1) 第12次5ヵ年計画期間国家海洋発展計画綱要

同計画において、国家海洋発展計画は以下の5つの部分で構成されている。

<sup>1)</sup> 環境の保護は勿論、生態系の循環システムを利用した経済発展を図るパラダイムを示す。代表的なものとして、再生エネルギーの開発により、経済成長と自然保存を両立させる政策が挙げられる。

### ① 統制能力の強化

本計画は、海洋安全保障のための技術や海洋国土監視・統制の核心的に重要な技術、海洋のリアルタイム情報の提供技術、精度が高く体系的な海洋地理資源の精密探査及び測定技術を重点的に発展させる方針を明らかにする。また国際的に認められるような権威あるデータと科学根拠を提示することを図る。

### ② 認知能力の強化

海洋及び深層海底での探査を高度化させる方針を明記している。海洋探査データに関しても、デジタル化、リアルタイム化、シリーズ、ネットワーク化へ移行する。こうしたデータの高度化は、海洋デジタル化システム、深層海底監視測定ネットワークシステム、近海監視測定及び統制システム等を構築する基盤となる。また科学探査船チョウレン号を利用した深層海底潜水探査作業を実施し、深層海底潜水基地を基盤とした実験室システムの構築を図る。

### ③ 開発能力の強化

海水中の有用元素抽出技術、海水の総合利用技術、海水の動力エネルギー開発、海水塩化産業発展技術、海水農業技術（養殖）、海水環境親和技術等、海洋開発に必要な技術を重点発展させることを言明している。とりわけ海洋生物資源開発の推進においては、海洋バイオ遺伝子資源、遠洋バイオ食品の開発や天然ガス等の資源探査、開発等へ重点を置く方針である。同時に海洋資源の高付加価値転換のための技術システムを構築するよう働きかける。

### ④ 支援能力の強化

ブルーエコノミー経済の発展に求められる技術開発を推進できるよう支援する。とりわけ、独自の知的財産権を持つ有力な重要技術を、産業の発展の核心として活用する。代表的に海水淡水化のための薄膜(membrane)技術、海水養殖及び優秀品種の育成技術、海水養殖の病・虫害予防及び駆除技術、海洋バイオ活性物質抽出技術、深層海底の建築プロセス技術、海洋機器・設備の研究開発技術等の研究開発を支援する方針である。

### ⑤ 環境保護能力の強化

石油化学産業、鉄鋼産業の沿岸地域への進出にともない、海洋環境の保護の問題が台頭した。同計画の下で、海洋生物の多様性や生態系の保護能力を強化するほか、近海の生態環境改善のための技術開発を推進する。また、環境技術の革新により海及び湿地環境の汚染を抑制することも期待できる。海洋環境の安全についての保障能力にも注目し、台風、地震等の災害に対処する早期予測警報技術と対応能力を強化する。

## 3. 海洋の再生可能エネルギー開発の推進

### 1) 背景

現在未整備である中国の海洋再生可能エネルギー分野の標準体系を構築するため、政策形成が行われている。中国近海の海洋再生可能エネルギーは20億KWと推定されており、

そのうち波のエネルギー量が 90%を占めるといふ。さらに中国近海の波エネルギー量の密度は世界中でも最も高く、その開発潜在力は極めて大きいと評価される。このため、中国政府は、資源調査及び評価、設備の開発、発電所の建設や管理など、分野別の標準化へ着手した。

## 2) 風力発電所の建設

世界風力エネルギー協会 GWEC の分析によると、全世界的に新規風力発電所プロジェクトに投資された金額の半分が、2010 年 3 ヶ月間に中国の発電所建設に投入された。中国は再生エネルギー投資全体金額の 30%を今後 10 年間風力発電所建設に投資する方針であり、その金額は 1 兆 5 億元 (31 億 2 千万ドル)に及ぶ。

### ① 海上風力発電基地の建設

中国政府は発電所建設プロジェクトの民間参加を許可する方針を発表した。これは発電所建設の建設業者を選定する際に一般競争入札方式を採択し、民間企業の参加を促進することを図るといふ内容である。既に、江蘇省沿岸では 1GW 規模の海上風力基地の建設プロジェクトを計画しており、208 億元(31 億 2 千万ドル)の投資が期待されている。

### ② 東海風力発電基地(Donghai Bridge Wind Farm)の電力生産開始

2010 年 7 月、中国最大の海上風力発電基地である東海風力発電基地が電力生産を開始した。同施設はヨーロッパを除いた地域では最も大きい施設で、年間 267GW の電力生産が可能といふ。

### ③ 世界最大の海上風力発電基地の建設着工(2010 年 10 月)

北京近辺の渤海湾(Bohai Bay)では 2010 年 10 月から世界最大の海上風力発電基地の建設を着工した。同施設は 2020 年に完工する予定で、22 億ドルを投資して、中国海洋石油総公社 (China National offshore Oil Corporation, CNOOC)が施工するものである。

## 4. 海洋環境のモニタリング強化

海洋環境の保護及び総合的な管理のため、中国政府は科学技術研究の推進と国際協力の強化等による海洋環境のモニタリングを強化している。

### 1) 北西太平洋海流と気候の実験プログラム稼働 (NIPOCE) (2010 年 5 月)

#### ① 北西太平洋の特徴

北西太平洋は世界中でも最も高温で広い面積を有する海域であり、複雑な海洋海流システムを持っている。さらに同海域は熱帯海流が強く、大量の蒸気が発生するため、調査研究の重点地域である。西部太平洋海流の変動は海洋エネルギーの輸送と集散コントロール、西部太平洋の気温進化、季節風等にも影響を与えるため、世界レベルの気候変化にも繋がる。

## ② NIPOCE の発足

NIPOCE は 2010 年 5 月 30 日から中国科学院の海洋研究所主導のもとで、青島(チンタオ)で稼働し始めた。同プロジェクトには、アメリカ、日本、オーストラリア、韓国、フランス、ドイツ、インドネシア、フィリピンなど、8 カ国の 19 の科学研究機関が参加する予定である。

## ③ NIPOCE の科学実施プログラムの起動

NIPOCE の科学実験プログラムは 4 月 23 日、「気候の変動性及び予測可能性研究計画」(Climate Variability and Predictability Project, CLIVAR) の認可を得て国際共同プログラムとして採択された。同プログラムによって、北西太平洋に対する大規模の調査活動が可能となった。中国政府は同プログラムを実施することで、国際海洋と気候研究分野における中国の国際的影響力を高める方針である。主要調査活動としては以下の研究が行われる。

- ・北西太平洋の西側辺系還流及び周辺海流システムの相互作用調査
- ・温暖海水地域(warm pool)の維持と変化、地域の大気との海気の相互作用と気候効果
- ・北西太平洋海流および潜在的海流システムの構造、変異とメカニズムなどが地域の気候へもたらす影響等の解明

## 2) 気候変化に対応するための海洋国際協力強化

### ① 「第 33 回世界海洋平和大会」(PACEM IN MARIBUS XXXIII (第 33 回「海の平和」会議) の開催

2010 年 9 月 4 日、北京において「第 33 回世界海洋平和大会」(PACEM IN MARIBUS XXXIII (第 33 回「海の平和」会議)) が開催された。大会では「北京宣言」が発表され、人類の長期的な福祉のためには海洋と気候変化がもたらす問題点を十分に認識し、積極的に対応する必要性を強調した。海洋生態と社会の継続的な発展を実現するため、同宣言は海洋環境保護の重要性、緊迫性及び社会責任に対する提言を提出した。(本報告書第 2 部第 5 章③参照)

### ② 海洋分野の気候変化に対応するための国際協力の強化

中国政府は「気候変化対応の国家方案」、「気候変化対応の政策と行動」等を樹立し、海洋分野の気候変化に対応するための国際協力を強化している。2009 年には気候変化対応本部を設立した。国家海洋局下に設置された同本部では、海洋分野での「気候変化対応事業方案(2009 年～2015 年)」の制定が行われた。また海洋科学技術を基盤にした国際協力を拡大し、海洋気候変化のモニタリングおよび評価能力を強化する等の事業目標を提出している。

その他にも中国海洋研究機構の国際協力活動として、マレーシア、タイ、豪州、ニュージーランド等の国家科学研究機構と気候変化対応に関する MOU (Memorandum of Understanding : 了解覚書) を締結している。

### 3) 最大規模の海洋調査プロジェクト完成

2010年10月21日、「908プロジェクト成果学術交流フォーラム」が開かれ、国家海洋局科学技術司は908プロジェクトの完成を発表した。同プロジェクトは史上最大の近海調査プロジェクトであり、国家次元の投資と参加人数で最も大規模で広い範囲の近海海洋調査活動といわれている。これをもって中国内の海洋物理と海洋気象、海洋生物および生態系の環境要素を調査し、中国近海の基本状況を解明することが可能となった。同調査により科学的で合理的な海洋開発と海洋経済の継続的な発展を実現するという。重点調査項目は以下である。

- ・重要経済発展地域近海の水動力環境の現況調査
- ・大規模の海流調査、総合分析：期間内の沿岸流、黄海暖流及び南海暖流の情報の強化
- ・近海浮遊生物の群落構造の変化、生物の量と存在度等の変化追跡
- ・近海域における金属物の地域分布の分析及び陸と海の濃縮度分析

### 4) 極地探査の総合実力の向上

#### ①「第27次南極科学調査全動員大会」開催

2010年11月5日に開かれた同大会では、中国の極地調査事業が新しい発展段階へ向かうことを宣言した。

#### ②「国際極地の年(IPY: International Polar Year, 2007~2008年)中国行動計画」

国際極地の年に順じ、南極、北極の調査空間を開拓、拡張するための行動計画が策定された。同計画によると、南極ではアーチ型A地域側面における系統的探査を実施し、北極では北極海と黄河観測所地域の氷、気候及び生態システムの変化に対する連続的な観測を行う予定である。

#### ③ 南極のドームA地域における総合観測所の設置

科学研究価値が高いと評価されているものの、接近が困難である南極ドームA地域での円滑な情報収集を図るため、総合観測所を設置する。総合観測所の運営により、南極探査範囲の拡大及び極地探査の競争力強化が期待される。

#### ④ 極地探査能力の向上

極地探査を支援するため、長城、中山観測所を再整備する。また極地調査基地の早期建設を可能にする極地探査線の専用埠頭および極地探査のインフラを構築・補完する。第12次5ヵ年計画の下で行われるこのような極地探査能力の向上により、中国が極地研究での影響力と発言力を強化することに注力する方針である。

### 5) 『外交白書』、国境と海洋権益に関する章を新設

中国政府の外交白書に該当する『中国外交』の2010年版に、国境と海洋権益に関する章が新設された。白書は全9章の構成で、第7章は「中国外交における国境と海洋政策」となっている。同章では、14の隣国と境を接し、更に18,000キロメートルに及ぶ大陸沿岸線

を有する中国の国境と海洋政策を記述している。中国外交部は2009年3月、国境海洋事務局を設置し、陸上と海上両方の国境に関する外交政策を策定し、海洋の対外活動を指導し、隣国との陸上国境の画定、境界画定作業等や外交交渉を担当する。

海洋権益の問題に関しても、中国政府の見解を国際社会へ正式に表明する動きについて記述されている。政府は大陸棚の外延部の問題に対応するため、東シナ海の一部海域における200海里の外側の大陸棚についての基本情報を大陸棚限界委員会に提出した。さらに、ベトナムの「境界策定案」及びマレーシア・ベトナム合同の「境界策定案」の提出に対しては、国連中国代表団による不審議への申し入れを行った。こうして、日本やベトナム等との間に存在する沖縄・尖閣諸島や南シナ海の南沙諸島の領土問題について認めつつも、「国境および海洋での活動は、国家主権や安全保障、発展利益にかかわるもので、中国の外交上、重要な部分を構成する」と強調している。

\* 参考資料：『中国海洋発展報告2010』の目次 \*

第一部 中国海洋発展のマクロ環境

第一章 中国海洋発展の国際環境

1. 世界の海洋発展過程
2. グローバル化時代の海洋
3. 国際海洋の持続可能な発展
4. まとめ

第二章 中国海洋発展の地区（リージョナル）環境

1. 周辺国家の海洋戦略と政策
2. 周辺国家の海洋開発と利用
3. 周辺海洋環境と資源の保護
4. 周辺海上における政治経済情勢
5. 周辺海洋情勢と中国の海洋発展
6. まとめ

第三章 中国海洋発展の国内環境

1. 中国及び周辺海区
2. 中国の沿岸地区
3. 海洋科学技術と教育
4. まとめ

第二部 海洋法律と海洋権益

第四章 国際海洋法律制度

1. 国際海洋法の成立と発展
2. 「国連海洋法条約」の主な内容
3. 「国連海洋法条約」の主な構造

#### 4. まとめ

### 第五章 国際海洋法の新たな発展

1. 国際海洋境界画定の実践
2. 国際海洋関連司法裁判
3. 200海里を超える大陸棚の限界画定
4. 「区域」新資源の立法 (REGULATIONS ON PROSPECTING AND EXPLORATION FOR POLYMETALLIC NODULES IN THE AREA)
5. 海洋関連国際条約と協定
6. まとめ

### 第六章 中国海洋法律制度の発展

1. 中国海洋法律制度の発展
2. 新しい中国の海洋法律制度
3. 中国海洋法律制度の発展方向
4. まとめ

### 第七章 中国海洋法律制度の主要内容

1. 内水、領海及び隣接区制度
2. 排他的経済区域と大陸棚制度
3. 海域使用管理制度
4. 海洋資源開発と保護制度
5. 海洋生態と環境保護制度
6. 海上交通安全法律制度
7. その他の海洋法律制度
8. まとめ

### 第八章 中国の海洋権益

1. 海洋権益概論
2. 中国の海洋権益
3. 海洋権益の直面する問題及び挑戦
4. 中国の立場と行動
5. まとめ

### 第九章 中国の海洋安全

1. 海洋安全概論
2. 海洋安全の国際背景
3. 中国海洋安全の情勢
4. 海洋安全保障の道のり
5. まとめ

## 第三部 海洋経済と海洋科学技術

## 第十章 世界海洋経済と科学技術の発展

1. 世界海洋経済発展の概況
2. 世界海洋産業の発展状況
3. 世界海洋科学技術の主な進展
4. まとめ

## 第十一章 中国海洋経済の発展

1. 海洋経済発展の概論
2. 海洋産業の発展
3. 地域海洋経済の発展
4. 沿海省市の海洋経済発展
5. 海洋関連就業状況
6. まとめ

## 第十二章 中国海洋科学技術の発展

1. 海洋科学技術発展の回顧
2. 海洋開学技術の発展戦略と計画
3. 海洋科学研究
4. 海洋領域の重大計画と特定項目
5. 海洋ハイテク産業化の現状と展望
6. まとめ

## 第十三章 中国沿海の経済発展計画

1. 新時代における海洋関連産業の配置と計画
2. 新たな沿海経済発展戦略
3. まとめ

## 第四部 海洋生態環境保護と資源開発

### 第十四章 世界海洋生態環境保護

1. 国際海洋生態環境保護の体制と発展
2. 海洋生物多様性と直面する脅威
3. 世界海洋保護区の建設
4. 国家管轄範囲外の海域生物多様性保護政策と法律
5. まとめ

### 第十五章 中国海洋環境保護

1. 海洋生態環境の現状
2. 新たな沿海経済発展戦略と海洋環境保護
3. 中国海洋保護区の建設
4. まとめ

### 第十六章 中国海洋資源の開発利用

1. 海洋資源利用の基礎
2. 海洋資源の開発と利用
3. 海洋資源利用における問題と対応措置
4. まとめ

#### 第十七章 中国海洋の持続可能な発展

1. 海洋の持続可能な発展の背景と政策
2. 海洋の持続可能な発展能力についての分析
3. 海洋の持続可能な発展戦略の重点と優先行動領域
4. まとめ

### 第五部 海洋政策と海洋管理

#### 第十八章 中国の海洋政策

1. 国際海洋政策の発展
2. 中国の海洋発展政策
3. 海洋経済発展を促進する政策的措置
4. まとめ

#### 第十九章 中国の海洋管理

1. 国際海洋管理の発展
2. 中国海洋管理の体制
3. 海域使用管理
4. 海洋資源管理
5. 海洋環境と生態保護
6. 海洋防災と予防
7. 海洋科学技術管理
8. まとめ

#### 第二十章 中国海洋法律の執行

1. 海洋法律執行の概論
2. 中国海洋法律の執行
3. 中国海洋法律執行体制の発展
4. まとめ

#### 第二十一章 中国の海洋戦略

1. 海洋戦略概論
2. 海洋戦略制定の背景
3. 指導思想、基本原則と戦略任務
4. 海洋発展の対策措置
5. まとめ

## 第6章 韓国における海洋政策の動向—総合的な沿岸管理の推進—

韓国は持続的な成長を実現するため、沿岸管理法の全面的な見直しを行い、総合的な沿岸管理への体制作りを行った。さらに、海洋産業の競争力を強化する支援策を整備し、経済成長の拠点としての沿岸空間の開発及び管理を図っている。長期的、かつ総合的な沿岸空間の使用及び管理計画を策定し、それに基づく開発を進めつつある。本章では2010年に行われた主な立法活動と、政策動向を紹介する。

### I. 立法活動

2010年に行われた主な法制度の変化としては、沿岸管理法の全部改正と、海洋環境管理法の一部改正、海洋生態系の保存及び管理に関する法律改正(大統領令)、共有水面管理法の一部改正が挙げられる。以下ではこれらの法制度を概説する。

#### 1. 沿岸管理法の全部改正<sup>1</sup>

##### 1) 背景

成長中心の経済政策により、乱開発の対象になってきた沿岸を、環境保全とバランスの取れた開発により生活の質を改善する空間へと転換させる必要性が高まりつつある。そこで韓国政府は「陸地中心の沿岸開発」から「海洋中心の沿岸管理」へのパラダイム転換を行い、持続可能な沿岸開発にむけた管理の基本目標を定めるため、沿岸管理法の全部改正を行った。改正された法律は2009年3月25日に公布され、2010年3月26日より施行されている。

##### 2) 目的

沿岸管理の地域計画策定の義務化や中央沿岸管理審議会の機能強化など、従来の沿岸統合管理制度の運営上の不備な点を補完する。また沿岸管理政策の合理化のための、沿岸情報システムを構築する。さらに、沿岸用途区域制度、純損失防止制度など、先進沿岸管理制度の導入のための法的根拠を整え、沿岸の効果的な保全・管理と沿岸資源の持続可能な利用・開発を図る。

##### 3) 主要内容<sup>2</sup>

沿岸の合理的な保全・利用及び開発のための基本原則を明らかにし、国と自治体の責務を定めることで、総合沿岸管理に対する基本理念と政策方向を提示する。計画策定と実行

<sup>1</sup> ある法律の内容を全面的に改めようとする場合、二つの方式が考えられる。法令の全部を改正する「全部改正」方式と既存の法令に代わる新しい法令を制定し、当法令の付則で既存法令の廃止を定める「廃止・制定」方式である。今回の沿岸管理法は全部改正方式で行われた。

<sup>2</sup> 沿岸管理法の全文は別冊参考資料編の資料2を参照。

の期間が明示的でなかった従来の沿岸統合管理計画を、10年毎に樹立するよう定めている。さらに、計画の実効性を確保するため、5年ごとに妥当性を検討し、統合計画の変更など必要な措置をとるよう明記している。また沿岸用途区域制度と自然海岸・沿岸生息地における純損失防止制度の導入・施行の根拠を整え、予測可能で計画的な沿岸管理を図っている。

沿岸統合計画、沿岸管理地域計画、及び沿岸管理政策の合理的な策定と施行のため、沿岸情報システムを構築・管理することや、沿岸の効率的な管理と情報収集を円滑させるよう装置した。他の法律が規定する関連国家調査事業と連携して、5年毎の沿岸基本調査を実施するよう規定したのである。

もう一つ注目すべき変更点は、沿岸用途区域の機能を増進・補完させ、沿岸の合理的な保存・利用及び開発を導く沿岸海域機能区を指定した点である。なお、本法律は二つ以上の沿岸海域機能区に重なる場合の調整手続きも定めている。また、沿岸海域機能区の効果的な実行を可能にする中央沿岸管理審議会の機能強化と円滑な審議・調整のための小委員会と専門委員を設置するようにしている。

その他の主要改正内容は以下の通りである。

- － 自然状態の海岸に対する体系的な保存・管理のため、自然海岸管理目標制度を導入
- － 沿岸整備事業の推進手続きを簡素化し、自治体が樹立した沿岸整備事業の実施計画に対する国土海洋部長官の承認手続きを廃止
- － 沿岸整備事業の施設物の事後管理規定により施設物の管理強化を図る。
- － 沿岸管理の基本理念、国家等の責務、沿岸情報体系の構築及び管理規定を新設
- － 関係行政機関の長が沿岸の保全、利用及び開発と関連する計画を策定、変更する場合、国都海洋部長官及び自治体の長と協議するよう規定を新設
- － 沿岸の現況、管理実態及び沿岸管理に必要な統計資料を入れた沿岸白書の発刊を計画し、効率的な沿岸管理を図る。

## 2. 海洋環境管理法の一部改正

### 1) 背景

2007年12月に忠清南道海岸で発生した原油流出事故を契機に、海洋環境の保全及び効果的な防除の主体を明確化する必要性が高まった。これまで、環境管理基本計画が環境管理海域別に策定されていたことから、総括的な計画のや、長期的な観点からの効率的な海洋環境管理の困難さ等の問題が指摘された。また同事故の分析・評価の結果、今後発生しうる海洋事故に効果的に対応するため、海洋汚染事故の管理体系を改善し、海洋環境負担金の適用除外の範囲を明確にする必要性も認識された。

### 2) 目的

海洋環境の破壊、及び汚染を防止し、安全な海洋環境を守るため、現行の海洋環境制度を改善、補完する。海上事故時の緊急防除措置を海洋警察庁長が総括・指揮するよう定めるなど、海域別管理計画を包括する上位計画の策定の法的根拠を与える。同法は 2010 年 4 月 15 日公布され、2011 年 1 月 1 日から施行されている。

### 3) 主要内容

① 環境管理海域基本計画を策定する法的な根拠を整えた。環境管理海域別の管理計画を総括する基本計画を 5 年毎に樹立し、これに基づき具体的な海域別管理計画を樹立・施行するよう定めた。同計画に基づき、環境管理海域に対する基本計画と海域別の管理計画を立案することで、環境管理海域に対する一貫した管理を図る。

② 海洋環境負担金の適用除外範囲を明確にした。これまでは船舶、海洋施設から汚染物質を海洋へ排出する行為に対して課する海洋環境改善負担金の適用除外の範囲が明確でなかったため、不可抗力による場合にも負担金を賦課という問題があった。自然災害等の不可抗力による場合、及び第三者の故意による汚染物質の海洋排出が生じた場合は、海洋環境改善負担金を課さないよう定めた。

③ 2007 年の原油流出事故の経験から、防除対策本部の防除業務の総括指揮権を明示した。海洋警察庁長が緊急防除を総括・指揮するよう定めることで、中央における事故対策本部との役割分担を明確化し、効率的な防除を図る。

## 3. 海洋生態系の保存及び管理に関する法律改正(大統領令)

### 1) 背景及び目的

実質的な地方分権政策の一環として、地方自治体の権限が強化されるよう、海洋生態系の保全と管理に関連した権限の移譲が行われた。改正された法律は 2010 年 1 月 27 日に公布され、2011 年 1 月 28 日から施行される。

### 2) 主要内容

従来地方海洋港湾庁長へ委任されていた国土海洋部長官の下記権限を、地方自治体の長へ委任する。

- － 海洋生態系の変化の観察、保護対象海洋生物の捕獲・採取の許可
- － 海洋保護区域などでの海洋生態系の毀損などの行為制限及び指導・取締
- － 海洋生態系保全の名誉指導員の委嘱と証明書発給
- － その他の過怠金の賦課、徴収など 11 種類の権限を市都知事に委任

## 4. 共有水面管理法の一部改正

### 1) 背景及び目的

共有水面管理法は、共有水面の保全・利用及び管理に関する必要事項を定めることで、共有水面の適切な保護と効率的な利用を図る。この法律整備により、重複事項の削除など、現行制度の不備点を改善・補完することが可能になった。2010年4月15日に公布され、2010年10月16日から施行された。

## 2) 主要内容

① 地域経済の活性化と地方行政のキャパシティ強化を図るため、国土海洋部長官の権限の一部を地方自治体の長へ委任できるよう法的根拠を備える。法務部が推進する「行政刑罰合理化方案」に従って法人、または個人が違反行為を防止するための規定も明記した。移管行為の防止において相当な注意と監督に怠っていない場合には処罰を受けないよう規定を整備した。また、「秩序違反行為規制法」の制定により、過怠金の賦課・徴収、裁判及び施行などの手続きに関する事項については本法律が定めることに従うこととされ、また過怠金の異義提起関連条項の削除も行われた。

② 共有水面占有、使用の許可期間を拡大、弾力的に適用するように改正した点も特筆すべき点である。共有水面の占有、使用許可期間については、人工構造物の形と耐久年限等を考慮し、30年、15年、5年と細分し延長するよう規定している。さらに、民間投資事業に対する共有水面の占有料、使用料を減免し、「社会基盤施設に対する民間投資法」、「マリナ港湾の助成及び管理等に関する法律」、「新エネルギー及び再生エネルギーの開発、利用促進法」に従う共有水面占有料、使用料の減免根拠を整備している。

③ 半永久的な構造物の設置等の場合に限り、実施計画の承認を定める一方で、他の場合については実施計画の申告対象へと緩和した。埋め立ての目的変更を制限する期間を竣工認可日から20年以内から10年以内と短縮したことや、埋立地の竣工前の使用規制を緩和し、従来一時的な使用のみ許可していた竣工前の埋立地を、埋め立ての目的に支障のない範囲内で永久使用を許可する改正も行われた。他にも、規制緩和事項として、埋め立ての実施計画を承認する際、関係機関の意見提出期限を20日以内と規定し、占有、使用許可時等の権利者同意書を提出する規定を一律化した。

## II. 政策動向

### 1. 沿岸空間の合理的管理と効率的な装備の推進

#### 1) 沿岸統合管理計画の樹立による新沿岸管理制度の導入

改正された沿岸管理法に基づき、第2次沿岸統合管理計画を立案、推進することとなった。2011年から2020年までの10年間、全国沿岸を対象とする保全・利用及び開発事業の政策方向を提示したものである。新制度には、沿岸管理の基本政策の方向性、沿岸用途海域、沿岸海域機能区、自然海岸管理目標制度等が含まれている。新制度の下で全国沿岸を8つの圏域に分け、海域別、特性別管理する方針である。

とりわけ、全沿岸を4つの用途海域(利用、特殊、保全、管理)及び19個の機能区(港湾区、海洋生態保護区、産業施設区など)に区分して管理すると共に、自然海岸線、海沿い及び干潟の保全、国と自治体別の自然海岸管理目標を総量基準で設定した。2010年11月24日、「第2次沿岸統合管理計画樹立」のシンポジウムが開催され、新計画及び制度に関する報告や懇談会が行われた。

＊ 参考資料：8つの圏域、沿岸用途区域(4個)と沿岸海域機能区(19個) ＊

全国の沿岸を、西海岸の西海中部、西海南部、南海岸の南海西部・中部・東部圏域、東海岸の東海南部・中部圏域、そして済州の済州圏域の8つの圏域に区分し、各圏域の沿岸環境に合わせて用途区域と機能区を指定した。

- ① 利用沿岸海域：利用または開発が確定、今後予想される海域  
(主要機能区)
  - － 港湾区：港湾建設と港湾の機能維持のため必要な区域
  - － レジャー観光区：沿岸でのレジャー観光の活動を支援するため必要な区域
  - － 海水浴場区：海水浴場の機能を維持するため必要な区域
  - － 鉱物資源区：鉱物または砂利を採集するため必要な区域
- ② 特殊沿岸海域：軍事及び国家重要施設の保護が必要な海域、または海洋環境が破壊され特別な管理が求められる海域  
(主要機能区)
  - － 災害管理区：津波、侵蝕、赤潮等、沿岸災害が頻繁に発生し管理が必要な区域
  - － 軍事施設区：軍事施設を保護するため必要な区域
  - － 産業施設区：発電所、油類備蓄施設等、国家基幹施設の維持のため必要な区域
- ③ 保全沿岸海域：沿岸環境及び資源の保護等を図るため管理が求められる海域  
(主要機能区)
  - － 水産生物資源保護区：水産資源を保護、育成するため必要な区域
  - － 海洋生態保護区：海洋生物の生息地を保存するため必要な区域
  - － 公園区：自然公園の機能を維持するため必要な区域
  - － 漁場区：村漁業、養殖漁業等、漁場の機能を維持するため必要な区域
- ④ 管理沿岸海域：途度が定まっていない、または二つ以上の用途海域に該当し、用途区分の困難な区域

## 2) 自然海岸管理目標制度の設定のための指針設定

### ① 背景

2009年韓国の自然海岸線は12,733kmに及ぶ。しかし、干潟面積は対1987年比で20.4%以上消失し、海洋生態系の断絶現象が増加し、水産資源の生殖地が急激に減少している。さらに、人口構造物の設置や砂採集等で海岸の侵蝕が加速している。

このように激減しつつある自然海岸を保護するため、自然海岸目標制の導入が策定された。同目標制度の施行に必要な海岸現況図の作成、及び自治体別の自然海岸管理目標の設定のための作成方法、手順等の指針を提示する必要性が高まった。

## ② 目的

自然海岸を対象とする各種の開発事業に対して、沿岸統合管理計画及び沿岸管理地域計画と連携して、この目標制度を策定するよう定めることで、自然海岸の保護を図っている。今回の指針設定により、自然海岸の保護による乱開発を防止し、自治体が自律的に一定水準以上の自然海岸を管理することで、自然保全及び自浄能力を向上させる基礎を整えるようにした。

## ③ 主要内容

同指針の主要内容として、沿岸周辺の基礎自治体別に自然海岸を維持するための自然海岸調査、及び海岸現況図作成の基準や方法を具体的に定めることや、国家や自治体ごとに自然海岸管理図をそれぞれが作成し、自然海岸の目標を策定・管理するようにした。

## ④ 推進事項及び経緯

- －2010年7月、自然海岸管理目標制のガイドライン(案)
- －2010年8～9月、中央部署、自治体の意見交換
- －2010年10月、指針を自治体へ通報
- －2010年11月、自然海岸管理目標の設定のための研究依頼(2011年8月完了)
- －統合管理計画及び地域管理計画の樹立、施行(2011年10月完了)

## 3) 沿岸管理情報システムの構築<sup>3</sup>

沿岸の乱開発及び不法利用の防止と、利用行為の衝突に対する科学的なアプローチの必要性が高まると共に、海洋国土空間としての沿岸の現況情報及び管理現況に関する情報の重要性も高まった。沿岸情報図(縮尺1:25,000)と沿岸基本図(縮尺1:5,000)の製作や高解像度の衛星映像を利用した沿岸地図(WebGIS)システムを構築する等、沿岸管理情報システムの構築が行われている。

その中核をなすものとして、沿岸ポータルサイト(URL:<http://www.coast.kr/>)の運営及び発展による沿岸管理情報システムの拡大、改善の試みがある。沿岸ポータルサイトは2005年から公開している沿岸管理情報システムで、最初は内部用の「業務支援システム」で出発

<sup>3</sup> この内容は、続く「2. 沿岸管理情報システムの高度化」において詳述する。

し、現在は共有水面の埋め立て及び使用、無人島嶼のデータ等を提供する国民向けの情報発信装置に発展している。2011年からは情報の一般公開対象が拡大される方針である。

#### **4) 浸水予想地域を整備し、海岸地域を親水空間として開発**

海水面の上昇等の気候変化と自然災害へ迅速対応するため、浸水予想地域（141ヶ所）を整備、効果的な事業の促進方を模索する。これによる自然海岸線と海水浴場の回復が期待されている。

#### **5) 全国沿岸の実時間モニタリング実施**

タイムリーな沿岸整備を実施するため、主要沿岸と侵蝕が憂慮される沿岸におけるモニタリングの実施する。2011年まで120ヶ所、2013年まで全国にモニタリングシステムを構築する方針を定めている。

#### **6) 海岸圏の開発推進**

東・西・南海岸圏別の総合計画の確定に従う開発事業が開始された。2010年5月には南海岸の開発総合計画、12月には東西海岸圏開発総合計画が樹立された。東海岸はエネルギー・観光ベルト、西海岸は知識・先端産業ベルト、南海岸は観光・物流ベルトとして重点開発する予定である。このような海岸圏の開発を牽引して、地域間連携協力のモデルたりうる事業の推進を図る。

#### **7) 海洋管理強化及び水辺空間の活用**

2010年1月、第1次マリーナ港湾基本計画が確定・告示された。3月には沿岸管理法施行令の改正による沿岸用度海域制度の導入が策定された。こうした海洋管理制度の整備に従って、各地自体を中心に環境管理の強化や水辺空間の活用を目指す管理計画が樹立されている。その具体例として高敞(ゴチャン)では6月に干潟復元師範事業が着工された。8月には海岸の海洋生態探訪路の基本計画が樹立され、9月は自然海岸管理目標制度の導入が行われている。

## **2. 沿岸管理情報システムの高度化**

### **1) 背景**

前述の通り、沿岸管理情報システムの高度化計画は1999年に開発され、2013年に完了する予定である。2005年からは沿岸ポータルサイト (URL:<http://www.coast.kr/>)が公開され、国民向けのサービスが開始された。

当初はサービスの情報の水準も量も限定されていたので、使用者のニーズに合わせて沿岸ポータルサイトの情報提供を拡大し、2010年までの沿岸政策、沿岸レジャー、沿岸地図等の情報を提供する方針を定めたものである。また同時に、沿岸ポータルサイト内の内部

用業務支援システムでは共有水面埋め立て、無人島嶼資料等が 2010 年に構築された。2011 年からは一般国民への提供範囲を拡大し、2013 年まで高度化作業を完了するなど、グローバル沿岸ポータルとして成長させる方針とされている。

## 2) 沿岸管理情報システムの段階別構築現況

### ① 段階別事業計画及び実績

#### ー第 1 段階(1999～2003 年)：情報化の基盤助成

情報化に必要な応用技術を開発する段階で、全国沿岸情報図の制作と共有水面埋め立て、漁場管理等、沿岸関連の業務支援のための沿岸管理情報システムの構築・運営が行われた。また、沿岸における高解像度の衛星映像の確保及び応用システムの開発も推進された。

実績としては全国単位の沿岸情報図(縮尺 1 : 25,000、393 葉)及び主題図の制作を果たし、沿岸市群区の通計年報、島嶼白書、共有水面埋め立て、管理及び漁場等、170 余項目に及ぶ沿岸管理の基礎資料データベースの構築が可能になった。全国沿岸の高解像度衛星映像の確保及び管理応用技術の開発も行われ、衛星映像の活用システム及び業務支援のための応用システム開発へ繋がった。

#### ー第 2 段階(2004～2008 年)：沿岸管理情報の再整備(活用・拡散段階)

沿岸管理情報を再整備し、情報の活用・拡散を試みる段階である。主な動きとして、WebGIS<sup>4</sup>基盤の沿岸管理業務支援のためのシステム開発が挙げられる。これによって空間情報と特性情報の円滑な連携のための情報の再整備が可能となり、沿岸基本図及び海岸浸水予想図の活用基盤も整えられたと評価されている。

WebGIS 基盤の沿岸管理行政業務支援システム開発は、全沿岸を IKONOS<sup>5</sup>衛星映像で合成し、WebGIS システムの構築を目的とした。これまで、馬山(マサン)、木浦(モクポ)、群山(グンサン)における 3 次元の海岸浸水氾濫シミュレーションを構築する成果を挙げた。更に、国土海洋部では公開可能な沿岸関連情報を提供するため、沿岸ポータルサイトの構築も継続し、システムの活性化方案のコンサルティング業務を関連研究機関に依頼することや政府統合電算センターの移転を推進している。

#### ー第 3 段階(2009～2013 年)：沿岸管理情報の統合・連携

これまで構築された沿岸管理情報を統合する発展段階で、第 1、2 段階の成果による NGIS<sup>6</sup>連携基盤の沿岸地理情報体系(Coastal-GIS)の活用高度化及び部署間の共同活用を

<sup>4</sup> WebGIS: インターネットを使って GIS(地理情報システム)を利用するシステムで、地図上に直接情報入力も可能。

<sup>5</sup> IKONOS: 1999 年 9 月に発射したアメリカの地球観測衛星で、衛星映像政策のため製作された。地球上空の 681 km 地点から 98 分周期で地球を一周する。河川管理や土地利用、環境監視、地図製作などへ活用する多様な情報を発信する。

<sup>6</sup> NGIS (National Geographic Information System) : 政策施行において GIS を必要とする各機関の重複投資を最小化するため、国家が管理する効率的な地理情報システムを構築したも

統合・連携させる作業が推進されている。統合された情報システムは、需要者中心の多次元沿岸空間情報システムの実現として期待されている。

2010年までの実績として、新沿岸管理行政業務支援サービスが構築され、沿岸統合管理計画、自然海岸管理目標制の関連支援サービス等が提供されている。もう一つの重要な企画である行政業務支援サービスの構築に関しても、沿岸管理地域計画のデータベースをアップデートする等の計画が推進されている。とりわけ位置基盤の沿岸知識情報等を提供する Where2.0<sup>7</sup>基盤地図サービスを開始し、沿岸地域の衛星映像のデータベース構築、沿岸実態調査統計サービス等を提供する。

### 3) 2010年沿岸管理情報システム構築

沿岸管理情報システムの段階別構築計画のもとで、2010年に実施された事項は以下の通りである。

#### ① 新たな沿岸管理行政業務支援サービスの構築

ー 共有水面埋め立て業務の情報サービスに関しては、2007年から共有水面の埋め立て業務が告示され、協議条件等、関連資料の100件が公開された。

ー 無人島嶼の総合情報体系を構築する作業では、無人島嶼の実態調査結果を共有し、活用可能なサービスへ改善がはかられた。これは、調査結果の基礎資料や詳細情報のメニューを追加する等、実態調査資料の入力の利便性が向上する効果をもたらす。

また沿岸ポータルサイトで無人島嶼の関連情報コンテンツを提供するようになり、現在は7つの島嶼に対して提供が行われている。さらに、登録・管理及び照会機能の整備・追加が推進され、無人島嶼の現況照会機能(地番別の所有現況、用途区域等)、実態調査の結果資料の登録・管理機能、特定島嶼、保護指定島嶼等の管理機能等が追加された。

ー 行政業務支援データベースの構築も進展があり、2010年9月まで木浦、釜山の影島(ヨンド)・機張(キジャン)等8ヶ所の沿岸管理地域計画が現実化している。共有水面管理及び埋め立て業務に関連する告示内容及び関連空間情報に関するデータベースの構築も進み、2009年度分の海岸実態調査データベース(莞島、長興、寶城、高興)が構築された。小規模埋立地のデータベース構築も実施されて、新規、または変更されたEEZの共有水面関連資料を反映するようにされている。無人島嶼の実態調査の結果資料データベースでは島嶼別の一般概要、社会・文化的な状況、自然環境、生態系、管理現況等を照会可能にした。

ー 沿岸整備業務の支援機能も改善されて、第2次沿岸整備事業の推進結果に対する管理、提供機能が向上したと評価されている。これにより、自治体の担当者が直接入力・訂正する事が可能な機能が追加された。また、沿岸侵蝕のモニタリング結果を活用し、海水浴場

---

の。

<sup>7</sup> Where2.0:公開標準及びOpen API(Open Application Programmer Interface, 公開API, 応用プログラムで使えるように作られたインタフェースを誰でも使えるように公開したもの)により、ウェブ上で使用者が簡単に位置情報を活用できるGISパラダイムを示す。

の実時間モニタリング映像が提供可能になり、海水浴場に設置された CCTV (closed-circuit television、閉回路テレビ) と連携した PC のサーバーを拡張することで、同時間多数サービスの提供や、システム内への中継サービス機能追加も行われた。

ー ネットワークの二重化支援及び付加機能の開発部門でも進展があった。現在の業務支援システムと沿岸ポータルはインターネット上でのみ利用可能であったが、業務ネットワークを通じての利用も出来るように改善された。またネットワークの二重化に伴う保安及び統計に対する分析機能の開発も進行中である。

## ② 沿岸 GIS 融合・複合、共有及び活用サービス

ー アリラン 2 号衛星<sup>8</sup>の映像資料入手及び衛星映像のデータベース構築により、沿岸地域の映像データベースが使用可能となった。さらにアリラン 2 号の原本資料を入手することで、幾何補正、メタ・データの構築、サムネイルの制作、インターネット・サービス用の映像制作等へ活用される見込みである。2008 年～2009 年の間ですでに 235 シーンを更新し、現在残る地域のデータベース整備が行われており、最低でも 25 シーンの構築がなされる方針である。

ー 沿岸情報図及び沿岸主題図の常時使用が可能なサービスを推進中である。沿岸情報図(縮尺 1:25,000)は海洋調査院等で段階別に調査した海岸線の調査測量、水値海図、水値地形図を基で最新資料(水深、等深線、干潟等)を反映して作成された。産業団地、貿易港、沿岸港、沿岸写真、沿岸侵蝕モニタリング、養殖場、水産資源の保護区域等、主題別、目的別に作成した沿岸主題図の常用化が可能になる

ー 縮尺 1:5,000 のサイズの沿岸情報図のサービス用の資料も制作した。第 2 次国土空間情報体系事業で構築された沿岸情報図の基本レイヤーに対する PDF、メタ・データ、サムネイルのイメージを制作、沿岸ポータルで提供している。情報図は全 316 図葉で構成されている。

## ③ 沿岸知識ポータルサービス

ー 沿岸実態に関する第 2 次沿岸実態調査の補完調査研究(2008～2009 年)の結果を反映し、地図基盤の統計サービスを提供している。とりわけ、事例地域の沿岸用途海域制度、沿岸海域機能区の設定現況を公開することで、関連の外部統計コンテンツと連携した活用も期待される。

ー 使用者にあわせた沿岸知識情報サービスの機能を強化している。沿岸関連の主要外部コンテンツと連携し、アップデートの同時処理が可能となった。海洋政策局、海洋調査院のホームページで沿岸関連ニュース、公示事項等を公開するなど、沿岸関連のニュース

---

<sup>8</sup> 朝鮮半島を精密に観測するため開発された高精密衛星である。2006 年に打ち上げられ、朝鮮半島の精密映像の獲得及び地図製作、地理情報システムの構築に活用されている。

告示と持続的なポスティング掲載が行われている。さらに、沿岸ポータルの主要コンテンツのモバイル機能も強化される方針である。

－ 新規コンテンツも既存ウェブ・コンテンツのインタフェース規格を維持するよう定めた。また、国家標準の「インターネットのウェブ・コンテンツの接近性指針(2005年12月情報通信部制定)」を適用し、身障者及び高齢者のホームページへのインタフェースも強化させた。

#### ④ その他

- － 情報システムの責任監理
- － 担当業務関係者のワークショップ開催及びユーザへの教育(2010年12月21日、沿岸市・道(都)及び市・群・区、地方海洋庁担当90名を対象)
- － 施設装備の維持

### 3. 無人島嶼総合管理計画の施行

#### 1) 背景

無人島嶼と周辺海域の総合、かつ、体系的な保全及び利用・開発のため、10年ごとに総合管理計画を立案し、施行する趣旨に基づく「無人島嶼管理に関する法律」が2008年に制定された<sup>9</sup>。2008年10月から2009年9月の間に「無人島嶼総合管理計画(案)樹立に関する研究」を実施し、2009年12月から2010年1月まで、総合管理計画(案)に関する関係行政機関による意見交換が行われた。

#### 2) 主要内容<sup>10</sup>

私有地を含む無人島嶼の実態調査を優先的に推進し、管理類型に従う管理方を開発するよう規定した。具体的には領海基点無人島嶼の管理、無人島嶼の自然体験プログラムの開発、及び運営、海洋観光の有利な無人島嶼開発の支援等を定めている。また、総合情報体系構築による無人島嶼の情報提供も可能にする方針である。

#### 3) 2010年の経過

1月27日に、「無人島嶼総合管理計画(案)」についての地域説明会が開催された。3月には「第一次無人島嶼総合管理計画」が制定・告示され、10月10日、138の無人島嶼の管理類型の指定・告示がなされ、開発可能な無人島嶼の開発支援方案の整備が行われた。この10月における指定・告示では、2,710の管理類型指定対象の無人島嶼のうち、2007年の実態調査が完了した138の無人島嶼に対して中央沿岸管理審議会の審議を経て、管理類型が指定されている。

<sup>9</sup> 無人島嶼管に関する法律とその施行令の全文は、別冊参考資料編の資料3を参照。

<sup>10</sup> 無人島嶼総合管理計画の全文は、別冊参考資料編の資料4を参照。

今回の指定は、効果的な管理のための四つの管理類型(絶対保全・準保全・利用可能・開発可能)を分類している。

国土海洋部は、2008年と2009年の実態調査が完了した600余の無人島嶼についても、2010年内に管理類型指定を推進する計画であり(2010年に実態調査中の約700の無人島嶼を含む)、指定対象となっている2,710の無人島嶼に対する管理類型指定を、2013年までに完了する方針である。完了後は、無人島嶼総合情報体系の構築によって国民向けの無人島嶼の情報提供を図る。

#### **4. 先進海洋産業育成の基盤整備**

##### **1) 港湾・物流団地を戦略成長拠点として育成**

釜山港をコンテナ換積のハブ港として集中的に育成し、光陽港には輸出・輸入物流創出のための支援インフラを集中させるなど、各地域・港湾別の戦略的な成長拠点を育成している。2010年5月には平澤、「唐津港湾背後物類団地」(149万㎡)、同じく12月には釜山新港の「港湾物類背後団地」(28万㎡)を竣工した。また蔚山新港ではオイル換積埠頭とタンカーの早期確保計画(防波堤1Km, 2011年着工)が推進されており、セマングム新港湾建設も2011年12月に着工された。

このような港湾ごとに特化した開発戦略は、2011年3月に策定予定の第3次港湾基本計画に反映され、継続・発展されてゆく方針である。さらに金融・商業など、連関産業の集約による港湾物類のビジネスクラスターを構築し、背後団地(港湾周辺に集積した産業施設)の供給を拡大する計画(11,165万㎡を追加供給予定)である。

##### **2) 海洋産業の競争力強化**

海運産業の構造調整プログラム等を活用した公共船舶の買い入れを行い、2010年には16隻の取引を実現した。また2010年7月から8月の期間、砕氷船を利用した北極海の航路調査を実施した。

##### **3) 国土海洋分野専門人材の養成**

国土海洋部では「海洋プラント育成及び人材養成方案」を樹立し、2010年から「海洋プラント専門家教育課程」を開き、480名が本課程を修了した。国土海洋部の所属機関である韓国海洋水産研修院(Korea Institute of Maritime and Fisheries Technology)では2006年から海洋プラントの安全教育課程を運営していたが、2010年から海洋プラント専門家の基礎安全教育(BOSIET)、海洋プラント安全再教育(FOET)、熱帯地域海洋プラント専門家の基礎安全教育(T-BOSIET)、熱帯地域海洋プラント専門家の安全再教育(T-FOET)などの6つの課程を新設した。

また、最先端の海運知識及び金融知識、国際的なネットワークを備えた船舶金融専門化を養成するため、2010年8月に「船舶金融専門人力養成事業」を行う支援対象機関を選定

した。選定された機関は韓国海洋大学校、金融研修院、開示問題研究所のコンソーシアムで設立された「グローバル船舶金融専門人力養成事業団」であり、海運、金融業の専門家を対象とし、政府は4年間で16億ウォンを投入する方針である。2010年には国内の再教育課程に1億ウォンを支援し、13名が同課程を修了した。2011年から毎年5億ウォンを投資し、毎年2期（各20名）の国内再教育課程と毎年10名の海外での長期・短期研修課程を支援する計画である。

#### 4) G20を契機とした海洋産業・環境分野での国際的地位の向上

2010年開催されたG20を契機として、国際レベルに相応する海洋産業及び海洋環境への国際的な地位向上を図る。

##### ① 海洋汚染、船舶事故の防止

- － 2010年12月、船舶管制範囲の拡大のためのVTS<sup>11</sup>-AIS<sup>12</sup>連携網構築（広域の船舶運航モニタリングシステム）を完了
- － 海洋の水中浸漬廃棄物を回収(7つの港、7つの海域で計6,810トン)
- － 廃棄物の海洋排出を持続削減(2010年で450万m<sup>2</sup>)

##### ② 2012年麗水EXPO（万国博覧会）開催の準備

- － “The Living Ocean and Coast: Diversity of Resources and Sustainable Activity”を主題として開かれる予定の麗水EXPOでは、海と沿岸と関連した人類共通の課題に対する対案模索を図る。2012年の開催に向けて、基盤施設の建設が進行中である。アクアリウム(3月)、EXPOタウン(4月)、VIP用宿泊施設(7月)や韓国館等の展示館も着工された。

#### 5) 海洋科学・海運の国際協力強化

##### ① 国際会議の開催

2010年11月15日から17日の間、釜山にて『世界海洋フォーラム』が開催された。本フォーラムでは、グリーン成長<sup>13</sup>の実現のためのブルー・エコノミー（Blue Economy）の総合的、実質的な対案が論議された。ブルー・エコノミーとは、海洋に基づいた新しい経済システムで、資源浪費を最小化し、生態系の循環システムに従うという概念である。ブルー・エコノミーは気候変化時代の新環境的な対応策と見なされている。

また11月19日から21日までは北東アジア港湾局長会議がソウルにて開かれ、北東アジア港湾間の緊密な協力関係構築の方法について意見交換がなされた。

<sup>11</sup> VTS（Vessel Traffic Service）：船舶運航情報システム

<sup>12</sup> AIS（Automatic Identification System）：船舶自動識別装置

<sup>13</sup> 李明博政権が推進する、ガスと環境汚染を最小限にした持続可能な成長戦略である。グリーン技術と再生エネルギーを利用し、新たな成長動力と雇用を創出する新しい国家発展のパラダイムである。

## ② 中南米諸国との海洋科学技術協力の本格推進

2010年10月、ペルー生産部との間で「韓国・ペルー間海洋政策技術協力覚書」が締結された。これは、2008年11月に締結された既存のMOU（Memorandum of Understanding：了解覚書）を発展的に改正し、中南米諸国との海洋科学技術協力を具体的に推進するための作業であった。

主な改正内容は、両国間の協力の追加及び具体化、韓・ペルー海洋協力共同委員会の構成及び運営方式の補完及び改善、「韓・中南米海洋科学共同研究センター」の設立及び運営規定の新設、知的財産権の管理及び利用規程の新設であり、あわせてMOUの署名者を次官級に格上し、MOU運用の実効性を確保する等を定めている。ペルーとの協力によって、中南米地域との海洋協力の前進基地としての役割を果たすと共に、国内海洋関連企業の現地進出と定着支援も期待される。

上記のMOUに基づいて、「韓・中南米海洋科学技術共同研究センター」の設立が推進されている。同研究センターは、海洋資源の宝庫であり、地球の機構調節機能を持つ中南米海域へ海洋領域を拡大するための前進基地を構築する役割をもっている。2011年5月までペルー海洋研究所（IMARFE）内に設立する予定である。費用負担に関しては、原則的に建物や基本施設はペルー側が提供、運営費は韓国が負担し、研究事業費は共同の負担としている。

## ③ 韓国・ロシア海運協定の正式署名・締結（2010年11月10日）

第3国間の航路開放及び両国船舶に対する自国船舶と同様の待遇、通関等の輸送手続きの簡素化、海運協議会の開催などを含むものである。2010年に初めて砕氷船による北極調査を実施した韓国政府は、北極航路の商業化に向けて調整を行う。国土海洋部は北極海の大部分を占めているロシアに対して、領海通過の手続きを簡素化することを求めて交渉を進めている。

## 第7章 ロシアにおける海洋政策の動向

これまでのロシア連邦の海洋政策としては、2001年7月に当時の連邦大統領によって「2020年までの期間におけるロシア連邦の海洋ドクトリン（英文名：Marine Doctrine of Russian Federation 2020）<sup>1</sup>」が承認されていたが、それ以降9年間、目立った動きはなかった。

ところが2010年12月8日に、「2030年までのロシア連邦海洋活動発展戦略（英文名：Russian Maritime Activity Development Strategy till 2030）」が承認され、プーチン首相によって、the order of the Government of the Russian Federation dated 08.12.2010 N2205-pの署名が行われた。

この文書は、北極海の開発を含む海事戦略を含んでおり、海洋活動を展開する場合の目標、解決すべき対象の主な諸課題とリスク、将来性、管掌すべき機関について特定している。

また2010年6月には、2030年までのロシア連邦の輸送戦略を視野に入れた活動のための現実的な青写真の作成を目指して、「ロシア港湾戦略（英文名：the Strategy of Russian Ports Marine Infrastructure Development）」の詳細仕様策定のためのプロジェクトが発足している。

本章は、この「2030年までのロシア連邦海洋活動発展戦略」（以下、「戦略」）の概要について述べる。なお文書の本文と付属文書 No.1～4 のすべての日本語訳を、別冊の参考資料編に収録した。

### (1) 「戦略」の位置づけと海洋発展活動に関する基本的な問題

このたび発表された「戦略」は、主要な海洋活動についての戦略的な目的と諸課題、将来の発展に関して方向を定めている。戦略においては、「2020年までの期間におけるロシア連邦の海洋ドクトリン」（以下、「海洋ドクトリン」）で定めたところの、「海洋の世界におけるロシア連邦の利益の確保、主要な海洋活動における効率の向上、特殊な艦船隊の均衡を維持すること、および海洋に関する活動全般の発展」を目指すものとされている。

「戦略」では、ロシア連邦の海洋発展活動に関する基本的な問題点として、大要以下の点を列挙している。

- ①ロシア連邦国籍で船籍登録している海上輸送船舶のロシアの貨物基地サービスへの投入不足による国全体の輸送システムの効率引下げ、海上輸送に競争力を有する外国へのロシア連邦の依存
- ②ロシア連邦国旗を掲げ航行する船舶の世界商船隊に占める割合の少なさ、グローバルな国際輸送へのロシア商船隊の参入の不十分さ
- ③ロシア連邦住民の海産物起因のタンパク質に対する生理的な要求レベルと、公認の基準との多大な乖離（国民生活の質と寿命にマイナスの影響）

<sup>1</sup> 同文書については、丹下博也『『2020年までの期間におけるロシア連邦の海洋ドクトリン』と同国による海洋活動の現状』（『海保大研究報告』第52巻第2号（通巻第86号）、2007年所収）が日本語訳と詳細な解題を収録している。

- ④ロシア連邦海域内での海洋生物資源の違法な操業と売買による経済的損失
- ⑤大陸棚を含むロシア連邦内での（化石燃料をはじめとする）炭化水素資源の減少、また鉱物資源の探索・探査や採掘の新規手法の開発を担う研究機関の不足による、港湾と河川港のインフラの発展への妨げ
- ⑥ロシア造船業の内外市場の大半の部門の損失を引き起こす、長期に亘る船舶建造の低迷
- ⑦世界海洋におけるロシア連邦の国家主権、その他の主権および権利の実行に関わる国家利益の軍事的保護レベル、海洋牧場その他の活動の安全性レベル、海洋および海域を有する国内の軍事的安全性などのレベルの低さ
- ⑧大陸棚資源のビジネス化に結びつける輸送インフラの開発の遅れ。特に、北極圏を含む北方地域と港からの遠距離海域における航行に係わる航法支援の未整備
- ⑨資源基地の開発に必要となる調査研究の縮小と、温暖化・自然災害による影響の極小化のための研究・環境モニタリング・人的影響の監視・技術影響モニタリング調査の縮小
- ⑩ロシア連邦大陸棚の石油開発・洋上石油ターミナルの建設・タンカー輸送の増加に伴う、船舶起因による海洋汚染に伴う海上安全と海洋環境保護のために、近隣諸国ならびに国際機関と連携した対策強化の必要。
- ⑪海洋活動のデータウェアの開発レベル、それらの統合的・合理的利用レベルの低さ
- ⑫ロシア連邦海域内での人為的な汚染の増加に対し、管理機関の保有する管理・監視施設が近年、要求条件を満たしていない
- ⑬海洋活動発展プランに、既存の優先分野的アプローチを追加する必要性

「戦略」は、これらの海洋発展の主要な問題について、国の機関、地方自治体、産業界、科学共同体および社会的な機関の喚起、組織的な努力および資金を集中して段階的に解決することの必要性を述べている。

## **(2) 段階的な海洋活動発展の戦略目標・課題・目標値の設定**

「戦略」は、(1) で掲げたような問題やリスクに基づき、「海洋ドクトリン」で定めた国家の海洋政策の実効性の基準を示している。具体的には下記の点に鑑みて、今後のロシア連邦の海洋活動発展の戦略的な目標・課題・目標値を定めている。

国家海洋政策の短期的および長期的課題についての実行度、商船隊・漁船団・科学調査船およびその他の特殊艦船による排他的経済区域および大陸棚での活動、世界の海域における公海の自由の行使、ロシア連邦の各軍と共に、海軍の軍事能力を向上させ、海軍その他の軍隊によってロシア連邦の国益と安全保障を守ること

「戦略」は、2030年までのロシア連邦の海洋活動発展の段階を3つに分け、達成目標とその予想値を定めている。

第I段階（2010年～2012年）での達成目標値は付属文書 No.2 に、第II段階（2013年～2020年）の達成目標値は付属文書 No.3 に、第III段階（2020年～2030年）の見通し、特に

長期にわたるロシア連邦の主要海洋活動の発展への展望については付属文書 No.4 において、それぞれ定められている。

戦略的目標の達成は連邦執行機関が担う。連邦執行機関は「2020 年までの期間のロシア連邦の長期社会経済発展コンセプト」で定めた目標方針に立脚し、また、それぞれの管轄および活動の枠内で実行される連邦の目標プログラムおよびその他のプログラム、発展戦略、コンセプト、プロジェクトおよびプランを指針とする。

このように「戦略」は、連邦特定プログラムのほか、所轄官庁の特定プログラムおよび国家機関の個別施策などのサブプログラムを含む国家プログラムの一環として実施される。特定分野への具体的な施策への言及は見られないが、本「戦略」の策定と承認は、今後のロシア連邦の海洋国家への志向のあらわれとして重視すべきであろう。



## 第2部

### 国際社会における海洋問題の動き



## 第1章 海洋、沿岸、島嶼に関するグローバル・フォーラム (Global Conference on Oceans, Coasts and Islands)

### 1. グローバル・フォーラムの概要

「海洋・沿岸・島嶼に関するグローバル・フォーラム」(以下、グローバル・フォーラム)は、海洋・沿岸・島嶼に関する持続可能な開発問題に取り組むことを目的とする国際的なフォーラムである。2002年8月のヨハネスブルグ・サミット(持続可能な開発に関する世界サミット:WSSD)に先立ち2001年に創設された。特に、海洋・沿岸・島嶼の問題に総合的に取り組み、国際的・地域的政策及び国内政策を改善するために、分野横断的な情報・意見の交換の場を提供することを目的とする。グローバル・フォーラムは、政府、国際機関、NGOから個人の資格で参加した者から構成される。活動としては、①情報発信(ニューズレターの発行など)、②WSSD実施計画の実施支援(UNEP/GPAの支援等に基づく)、③WSSDの成果を実施するためのイベントの開催(世界水フォーラム、国連海洋法条約20周年記念会議など)、④海洋・沿岸・島嶼に関する世界会議の開催等があげられる。海洋政策研究財団は発足当初から参加し、海洋・沿岸・島嶼に関する世界会議の共催などグローバル・フォーラムの活動に積極的に貢献しているほか、寺島常務理事が運営委員会(Steering Committee)の委員を務め、グローバル・フォーラムの運営にも参画している。

2010年度における当財団のフォーラムの活動への参画としては、およそ2年に一回のペースで開催されている上記④の会合への出席、及び同会合中においてフランス国立海洋開発研究所(Institut français de recherche pour l'exploitation de la mer: IFREMER)と共同でのセッションの開催が挙げられる。

### 2. 第5回海洋、沿岸、島嶼に関する世界会議の概要

第5回海洋、沿岸、島嶼に関する世界会議(GOC2010)は、生存の確保、生命の保護、ガバナンスの改善(Ensuring Survival, Preserving Life, Improving Governance)という3つの大きなテーマの下、グローバル・フォーラム、ユネスコ及びフランス政府の主催により開催された。今回の会合はまた、ユネスコ政府間海洋学委員会設立50周年及び国際生物多様性年を記念して開催された。本会合がフランス政府の強力な支援により実施されたことにより、ベトナムやアフリカ諸国等、フランスと関係の深い各国からの参加が目についたのも本会合の特徴である。

海洋政策研究財団は、本フォーラム開催にあたり応分の資金を負担した他、海洋の政策、科学、技術をテーマとしたシンポジウムにおいてIFREMERと共同でセッションを開催し、他の海洋関係の国際機関、地域機関、各国政府、NGOと共に、「主な主催者および支援者」の一員として位置づけられている。会議は、グローバル・フォーラムの共同議長である米国デラウェア大学のBiliana Cicin-Sain氏、フランスのLaurent Stefanini大使(フランス外交欧州省・環境担当大使)及びユネスコ政府間海洋学委員会(Intergovernmental Oceanographic

Committee: IOC) 事務局長・ユネスコ事務局次長である Wendy Watson Wright 博士の 3 名が共同議長を務めた。会議には 80 カ国からおよそ 850 人が参加し、参加者の 6 割以上を途上国及び小島諸国が占めた。

今回の会合は、生存の確保、生命の保護、ガバナンスの改善という大きなテーマを掲げて、海洋と関連した気候変動、生物多様性、持続可能な開発という国際的な重要課題を踏まえ議論を行った。グローバルフォーラムは、2009 年 11 月にデンマーク国コペンハーゲン市で開催された第 15 回国連気候変動枠組み条約締約国会議、2010 年 10 月に名古屋で開催される第 10 回国連生物多様性条約締約国会議、さらには 2010 年 11 月にメキシコ国カンクーン市で開催される第 16 回国連気候変動枠組み条約締約国会議におけるオーシャン・デイの開催等、海洋を国際的枠組みの中での活動と連携、関連付けることで、海洋関連の活動を活発化させている。このため、今回の会議では、本年 9 月の開催される国連総会の特別セッション、前述の第 10 回国連生物多様性条約締約国会議、第 16 回国連気候変動枠組み条約締約国会議等国際的な取り決めの中に本会合結果を報告し、さらには 2012 年にブラジル国リオデジャネイロ市で地球サミット開催から 20 周年として行われる Rio+20 の会議に海洋政策を盛り込むための活動を開始した。すなわち、本会合では、気候変動、生物多様性、持続可能な開発等大きな国際的な取り決めの中で海洋問題をきちんと位置づけるための議論と、その準備が行われた。

会議は大きく分けて海洋の政策、科学、技術に関連したシンポジウム（5 月 3 日（月）、5 月 4 日（火））、ハイレベル会合、円卓会議およびワーキンググループ（5 月 5 日（水））、政策会合（5 月 6 日（木）、5 月 7 日（金））の 3 部により構成された。

## **(1) 会議概要**

以下はそれぞれの会合の概要である。

### **(1)-1. 海洋の政策、科学、技術に関連したシンポジウム**

初日の開会式の後、2 日間にわたり 57 のセッションが生存の確保、生命の保護、ガバナンスの改善という会合の大きな 3 テーマごとに同時並行で開催された。海洋政策研究財団は、ガバナンスの改善のテーマの下、「重層的な海洋沿岸管理を通じた海洋ガバナンスの改善 (Improving Ocean Governance Through Multi-Layer Ocean and Coastal Management)」という題目で IFREMER と共同のセッションを開催した。開会式及びセッションの概要は以下のとおりである。

#### **1) 開会式**

司会の Janot-Reine Mendler de Suarez 氏（地球環境ファシリティの前プロジェクトコーディネーター）による参加者の歓迎と共同議長の紹介により、開会式が開催された。開会式では、前述の共同議長 3 名によりそれぞれ開会の辞が述べられた。開会の辞では、次のような点が強調された。①社会の発展のための海洋環境の健全な状態の維持と科学的知見に

基づく包括的な海洋管理が重要である、②気候変動問題を考慮の中心に備えるため、海洋生態系の回復に関しても、予防的及び生態系アプローチを採用すべきである、③気候変動及び生物多様性に対する課題に取り組むために、生態系管理及び統合的生態管理を実施し、また、能力開発と教育を行う、④①～③の活動を行うために、本フォーラムは国際的な責務の実現、緊急課題の特定、国家及び国際的な政策決定に対する青写真の作成等の作業において重要な役割を担っている。

さらに、Cicin-Sain氏は、世界的な海洋問題の対応として、全てのセクターの海洋関係者の機動力が重要であるとし、各国の政府は、持続可能な社会を構築するための主なアクターであるが、国際的な海洋問題に取り組むためには、政府だけでなく、国際機関、NGO、科学者、産業、そして市民たちも重要な役割を担っていると述べた。

3名の共同議長の開会の辞に続き、キリバスのAnoto Tong大統領によるスピーチが行われた。Tong大統領は、島国の健全で安全な生活及び文化的な価値としての海洋の重要性を強調した上で、グローバリゼーション、大規模漁業、気候変動等、島国が直面している脅威を示した。彼はそれらの脅威の解決法としての国連海洋法条約の重要性を述べた上で、漁業関連の取り組みには更なる技術開発、効率の改善、不法な漁業の取り締まり等、さまざまな活動が強化されるべきであると強調した。

その後、本会合で参加者全員に配布された3つのポリシーブリーフの主筆者3名がそれぞれテーマに沿った課題を投げかけた。まず、地球環境ファシリティの前プロジェクトコーディネーターであるMendler de Suarez氏が気候変動枠組み条約の次回会合が海洋の保全と気候変動、また将来の低炭素化のきっかけとなる可能性について課題を提供した。続いて、国連大学高等研究所非常勤シニアフェローのMarjo Vierros氏は、生物多様性と海洋に関して、政策決定者や市民に対する働きかけの方法、生物多様性と地域に対する恩恵、費用対効果の確保等の課題を説明した。最後に、ジョージワシントン大学法科大学院のDavid Freestone教授は、海洋資源の取り扱いや近年の包括的な地球環境管理の枠組みの開発等、ガバナンスの改善に関連した課題を示した。

## 2) テーマ別セッション

### テーマ1：生存の確保に関するセッション

本テーマにおいては、合計19のセッションが開催された。地球温暖化、気候変動に関連して、危機管理、生態系の適応、海面上昇、沿岸地域の対策、漁業対策等が扱われた。

### テーマ2：生命の保護に関するセッション

本テーマにおいては、合計12のセッションが開催された。海洋生物多様性に関して、海洋保護地域の現状の評価、深海生物、国家管轄外地域の取り扱い、人材育成、普及啓発等が話し合われた。

### テーマ3：ガバナンスの改善に関するセッション

本テーマにおいては、合計 21 のセッションが開催された。海洋政策研究財団及び IFREMER の共同セッションも本テーマ下に設けられた。海洋生物多様性や海洋保護地域、海洋法管理、統合的沿岸管理、人材育成、教育等の地域、国家、国際的取り組みが議論された。

#### 3)-1. 海洋政策研究財団及び IFREMER の共同セッション

##### ① セッション名

セッション 34

重層的な海洋沿岸管理を通じた海洋ガバナンスの改善 (Improving Ocean Governance through Multi-layer Ocean and Coastal Management)

##### ② 日時及び会場

5月3日(月) 15:00-16:30 ユネスコ(別館)IOC Salle 16

##### ③ セッション概要

本セッションは当財団とフランス国立海洋研究所(IFREMER)とが共同で開催し、共同議長を海洋政策研究財団側から寺島常務理事、IFREMER 側から Yves Henocque 博士の2名が務めた。セッションの目的は、欧州と東アジアを例に、沿岸域総合管理に関する地域国間レベルでの枠組みと、実際に各地方レベルで行われている管理の実態との比較検証を通じて、実効的な国の海洋・沿岸域管理とはどのようなものか議論し、今後の沿岸域管理に関して各国が取るべき政策のあり方について議論するものである。

議論に先立って、欧州並びに東アジア双方から以下の発表があった。

<欧州>

##### i) 欧州委員会 (European Commission) Fabrizia Benini 氏 ※Paul Nemitz 氏の代役

Head of Unit – Maritime Policy Mediterranean and Black Sea, DG Mare, European Commission

「欧州における重層的な海洋ガバナンスの推進」(The EU's promotion of a multi-level governance of the seas)

欧州における海洋政策について、EU 全体における政策立案のプロセス、沿岸各国同士による総合的アプローチの推進、またバルト海、地中海及び大西洋の各海域におけるガバナンス事例の紹介、利害関係者の関与についての具体的な説明がなされた。

##### ii) 英国：ドーセット野生生物基金 (Dorset Wildlife Trust) Simon Cripps 氏

「英国海洋・沿岸アクセス法 –縦割り管理から空間的管理へ-」(From sectoral to spatial management: the UK Marine and Coastal Access Act”)

英国海洋・沿岸アクセス法の制定に伴い、沿岸域の管理に対する考え方が従来の縦割り管理ではなく、空間的管理の考え方が求められるようになったことについて紹介があった。また空間的管理の実践においては、科学的知見や地元関係者の知見に基づく

管理の重要性が述べられた。

iii) フランス：フランス国立海洋開発研究所（IFREMER）Yves Henocque 氏

「地元知見をもとにした国家及び地域レベル沿岸海洋管理戦略の構築 -欧州の事例-」

“Mainstreaming Local Experiences into National and Regional ICOM Strategies / Experiences in Europe”

フランスの海洋政策について同国海洋法である“Grenelle of the Sea”をもとに概略の説明があり、また併せて同国の沿岸域管理の考え方として、共同体、市町村、県、国による取組みが重なる「入れ子式（nested governance approach）の総合管理アプローチ」について、同国の重層的管理の具体事例と併せて紹介が行われた。

<東アジア>

iv) 東アジア全般：海洋政策研究財団（OPRF）Cha Thia-Eng 氏

東アジア各国の ICZM について PEMSEA の手法を取り上げ、SDS-SEA の枠組みのもとで各国の実情に合わせた海域管理の取組みが行われていることについて説明があった。

東アジアにおいても重層的な取組みが進んでいることを強調した。

v) 日本：海洋政策研究財団（OPRF）寺島紘士常務理事

日本の海洋政策について海洋基本法の概略と制定までのプロセス、並びに海洋基本計画とその実施のための制度作りや現状について詳細に説明を行った。また総合的沿岸域管理については、国レベルの取組み、地域レベルの取組みの事例を取り上げ、我が国の重層的な総合管理事例の紹介を行った。

#### ④ 成果

総合的沿岸域管理における政策的枠組みや各国の法整備状況、地元レベルでの実践手法など、実行のうえでの課題について欧州と東アジアとの事例比較という切り口で紹介が行われたため、発表内容も具体的かつ実践的であり、参加者も 30 名という注目度の高いセッションとなった。本セッションを通じ、実効的な ICZM を推進する上での課題となっている政策レベルと現場レベルのとのギャップを解消させるためのアプローチについて情報共有が進んだ。とりわけ欧州では未だ情報が少ない日本の海洋基本法をベースにした取組みについて紹介でき、またかなりの反響を得たことは、わが国の総合的海洋管理の取組みについて国際的な場での理解促進に大きく貢献するもので、セッションを開催した当初の目的は達成されたと考える。また沿岸域管理の分野に於ける我が国と欧州との連携を考える上での知見が得られたことも大きな成果である。

### 3)-2.他セッション参加報告

セッション 4: 洋上の再生可能エネルギー：技術進歩、開発見込み、商業利用の可能性

(Offshore renewable Energy, Technological advances, prospects for development and commercial potential)

日時・会場：5月3日（月）13:30-15:00 ユネスコ本部 Salle 1

セッションの概要：本セッションは、デラウェア大学により主催された。洋上風力発電、潮汐発電等の海域での再生利用可能エネルギーの実践的な利用の可能性について、それらの発電技術の最新動向に焦点を当てての発表があった。再生利用可能エネルギーに関しての発表は、本セッション以外にも2つのセッションにおいて、その政策的枠組みや環境影響に焦点を当てた発表が行われた。

#### セッション 33：ローカル・レベルでの海洋ガバナンスの実践的实施

(Practical implementation of ocean governance at the local level)

日時・会場：5月3日（月）13:30-15:00 ユネスコ別館 Salle 14

セッションの概要：本セッションは、英国のNGOであるDorset Wildlife Trustが主催し、そのChief ExecutiveであるSimon Cripps氏が進行を務めた（同氏は、当財団とIFREMERが共催したセッションでも発表を行った）。各発表者から、英国海洋・沿岸アクセス法に基づく海洋空間管理、バルト海における海洋空間計画（MSP）への取組み、フィジーの伝統的な権益システムを生かした海洋管理等について発表があった。IFREMERのYves Henocque氏も本セッションでフランスの海洋管理の枠組みについて発表を行った。各国における海洋空間管理への具体的な取組み事例が豊富に紹介された。

セッション 41:市民と海洋：人類の遺産としての世界的な海洋の管理に向けた公共の動員：公共教育とアウトリーチ (Citizenship of the Ocean – Mobilizing the Public Towards Stewardship of the World Ocean, a Heritage of Mankind – Public Education and Outreach)

日時・会場：5月3日（月）13:30-15:00 ユネスコ別館 Salle 6

セッションの概要：本セッションは、World Ocean Network (WON) の共同議長であるPhilippe Vallette氏が進行を務めた。はじめに、世界海洋デーの設立の背景や目的、活動例が紹介され、海洋に関連した普及啓発の重要性が示された。その後、フランス、ベトナム、キューバの海洋教育の事例が紹介された。また、北米の水族館を中心として行われた意識啓発の概要が紹介され、気候変動に対する意識は高いが、海洋汚染等に関する意識が低かったとの結果が述べられた。

#### セッション 35: 海洋空間開発におけるNGOの関与

(NGO's Involvement in Marine Spatial Planning)

日時・会場：5月3日（月）16:30-18:00 ユネスコ別館 Salle 16

本セッションは、ポルトガルのアゾレ大学の生物多様性および遺伝資源研究センターの主催により開催された。WWF等の環境系NGOによるアメリカ、ヨーロッパでの海洋空間計画による海域管理に対するNGOの果たす役割についての発表が行われた。幅広い利害関係者の海域利用、保全、管理に関する視点を取り入れる事が、海洋空間計画により可能になると言う議論がなされる一方で、その一元的な理解への批判も行われた。海洋空間計画に

関しての発表は、本セッション以外にもその漁業管理への適用性に焦点を当てたセッションが本会議中に開催されていた。

## (1)-2. 円卓会合

5月5日（水）には、政府関係者によるハイレベル円卓会合、地域、地方、自治体レベルの行政のための円卓会合、海洋に関連した国会議員による円卓会合の3つの円卓会合（ハイレベル円卓会合、地域、地方、自治体レベルの行政のための円卓会合、海洋に関連した国会議員による円卓会合）が同時並行で開催された。以下はその概要である。

### 1) 政府高官による円卓会合（ハイレベル円卓会合）

#### 1)-1. 会合の趣旨

GOC2010の3つのテーマ（気候変動、生物多様性、統合的ガバナンス）について、国家的な視点から検討し、国家間で共通する問題点について議論し、地球規模の海洋問題について国際社会が取るべき対応を明らかにすることを目的として開催された。

#### 1)-2. 会談の日時、場所及び参加者

- ① 日時：2010年5月5日（水）13時～18時
- ② 場所：パリ・ユネスコ本部・本館（Fontenoy）6号室
- ③ 参加者：各国の政府高官約60名が参加。

GEF長官のBarbut氏及びGOC2010共同議長の一人であるStefanini大使（フランス外交欧州省・環境担当大使）が共同で議長を務めた。

#### 1)-3. 会議結果の概要

- ① 参加者からの発表（主なもの）
  - 米国（NOAA）から、オバマ政権下で設置されたタスクフォースによる海洋に関する政策調整枠組や海洋空間計画（MSP）への取組みについて紹介があった。
  - ベトナム（海洋島嶼局）は、気候変動による同国沿岸部への脅威について説明するとともに、気候変動への適応に関する途上国への協力の必要性を訴えた。
  - 日本からは、内閣官房総合海洋政策本部事務局の井手事務局長が、気候変動枠組条約の下での温暖化ガス削減の必要性を訴えるとともに、船舶起因の温暖化ガス削減への取組みについて説明した。
  - フランス（海洋総局）からは、国会で審議が開始されたグルネル海洋政策の法案などフランスの新しい海洋政策への取組みについて説明があった。
  - ベンゲラ海流LME（大規模海洋生態系）プロジェクトから、国境を越えた協力による海洋環境管理への取組みの紹介があった。
  - マレーシアからは、コーラル・トライアングル・イニシアティブ（CTI）への取組みについて紹介があった。
  - フィジー、モルディブ、小島嶼国連合（AOSIS）など小島嶼国の関係者から、気候

変動による災害の増加、海水の浸入による農業への影響等の状況が紹介され、温暖化ガス削減の必要性、島嶼国における気候変動への適応のための能力開発や災害の早期警告システムの必要性等について問題提起があった。

- 韓国からは、海洋における再生可能エネルギーの開発など「グリーン成長計画」の紹介、2012年のヨス万博・第6回GOCの紹介があった。
- 中国（国家海洋局）からは、PEMSEAを通じた総合的沿岸域管理への取り組みや、海洋機能区画（海域ゾーニング制度）の紹介があった。
- フィリピン（環境天然資源省）からは、フィリピンのマングローブ林やサンゴ礁における生物多様性の減少の状況、国家戦略としての総合的沿岸域管理への取り組みやその課題について紹介があった。

## ② 発表を受けた議論の内容

- 共同議長のStefanini大使から、政策への関係者の参画、海洋のガバナンス海洋政策を政治的アジェンダにしていくこと、気候変動の交渉と海洋の問題を関連させていくこと（特に、森林の問題に関するパネルのようなものを海洋についても設けるべき）などの重要性について指摘があった。
- 気候変動への対応における地域社会での対応や、これをガバナンスの整備により地域レベルに拡大していくことの必要性について指摘があった。
- 中国（国家海洋局）からは、韓国で開催される第6回GOCに先立つ何らかの会議を開催したいとの提案があり、韓国もこれを了承した。
- GOC2010共同議長の一人であるCicin-Sain氏より、生物多様性条約第10回締約国会議（CBD/COP10）に合わせ開催を計画している「オーシャン・デイ」及びこの中で提言する「名古屋オーシャン・マンデイト」の紹介があり、同マンデイトへの意見を寄せてほしいとの発言があった。

## ③ 会議のまとめについて

会議の結果については、共同議長のStefanini大使が以下の通りとりまとめ、他の3つの円卓会合の結果報告の中で報告を行った。

- 「ガバナンス」に関しては、統合的な海洋政策、政策の総合調整、そのための制度改革、科学的データの活用、海洋空間計画、地域社会の役割、利害関係者の参画等の問題について議論した。
- 「気候変動」に関しては、気候変動の交渉での海洋の問題の取上げ、気候変動への適応等の問題について議論した。
- 「生物多様性」に関しては、生態系に着目した管理、国境を越えた取り組み、CTIなど現在ある地域的な枠組みの活用、海洋生態系の社会経済的側面等について議論した。
- 海洋政策の認知度を一層高めていくこと、気候変動の議論と連動させていくことが必要。国家管轄外海域の管理も重要な問題。

## 2) 地域、地方、自治体レベルの行政のための円卓会合

本会合は、アジア海域環境管理パートナーシップ（PEMSEA）の事務局長である Raphael Lotilla 氏、ベトナム Hai Phong 市市民委員会の委員長である Van Thanh Nguyen 氏の 2 名が共同で議長を務めた。PEMSEA による統合的沿岸管理を実施するための自治体ネットワークネットワークの取り組み、アメリカの海事計画実施のためのセクターごとの施策による弊害や資金繰りに関する課題、英国によるステークホルダーの積極的な参加による海洋空間計画促進事業の紹介、ベトナムによる市の海洋資源に関する計画、施策、利用に関する問題、EU の統合的海事計画の紹介とポルトガルのセクター間連携の取り組みが紹介された。さらに、国家統治を超越したガバナンスと科学的ネットワークの重要性に関して、インド洋の津波の危機管理体制、さんご礁保護、マングローブの植林等の事例を用いながら、モニタリングネットワークの充実、地域間、国家間、自治体系のパートナーシップの重要性等に関する発表が行われた。

その後の参加者を交えた議論では、データのアクセスの充実化、企業と NGO のパートナーシップの重要性、海事地域の管轄の問題、海事計画におけるステークホルダーの参加強化と啓蒙の必要性、モニタリングの充実に向けた国際資金の充実、政策形成における科学的知見の利用の強化等に関して意見が述べられた。

## 3) 海洋問題に関係している国会議員による円卓会議

本会議には、その他の会合出席等の理由から、海洋政策研究財団関係者が出席することはできなかったが、国際持続可能開発研究所(International Institute for Sustainable Development: IISD)が発行する Earth Negotiation Bulletin (ENB)によれば、会議の内容は以下のようなものである。

本会合は、フランス下院議員の Jerome Bignon 氏がフランスの海洋及び沿岸政策の概要を説明し、海洋保護区庁の設立に象徴されるように、海洋政策に熱心に取り組んでいることが紹介された。また、国内の海洋法の成立の中でも示されているように、社会の異なるステークホルダーの連携の重要性を示した。また、公海のガバナンスに関して、国際的な国会議員の協力を強化すべきであると話した。国会議員間のネットワーク強化は、次の Cicin-Sain 氏の発表の中でも強調された。同氏は、ネットワークは、海洋と沿岸に関連した法律の制定や資金の確保、優良事例の情報共有、海洋の世界的な取り組みに向けた強化を促進する上で重要であると話した。その後、フランス Bounogne-sur-Mer の市長 Guy Lengagne 氏、ブラジルの下院議員の Antonio Carlos 氏、ギリシャの国会議員 Constantinos Cartalis 氏、フランスの海洋保護区庁の Christophe Lefebvre 氏、フランス領ポリネシアの上院議員 Richard Ariihau Tuheiaiva 氏が発表を行った。彼らはそれぞれ環境政策の交渉過程における企業のロイピングの重要性、海洋保全の為の具体的な方策の必要性、国際条約間の内容の調整と海洋環境に特化した事務局の設置の提案、政策評価のツールの開発、伝統的知識の重要性等について述べた。その後の議論では、EU 域内での気候変動、生物多様性、持続可能な開発

等に関する議員間グループの形成、海洋問題に対する政策強化のためのセクターアプローチの重要性、バランスの取れた環境のための世界議員組織(Global Legislators Organization for a Balanced Environment:GLOBE)の概要が紹介された。会議の終わりには、海洋問題に関係している議員間のネットワークが組織され、本取り組みを支援し、プラットフォームとして機能することが期待される世界海洋フォーラムの役割が議論された。

### (1)-3. ワーキンググループ会合

5月5日(水)にはまた、下記の7つのワーキンググループがテーマごとに議論を重ね、会合の結果は、6日(木)および7日(金)の政策会合において報告された。

- ① 海洋生物多様性および海洋保護地域ネットワークに関するワーキンググループ  
(Working group on Marine Biodiversity and Networks of Marine Protected Areas (MPAs))
- ② 国家管轄外海のガバナンスに関するワーキンググループ  
(Working group on Governance of Marine Areas Beyond National Jurisdictions (ABNJ))
- ③ 能力開発に関するワーキンググループ (Working group on Capacity Development)
- ④ 漁業と養殖の持続可能性とガバナンスに関するワーキンググループ  
(Working group on Fisheries and Aquaculture-Sustainability and Governance)
- ⑤ 2010年までの生態系管理と統合的沿岸管理達成の進捗状況に関するワーキンググループ  
(Working group on Progress in Achieving Ecosystem-based Management (EBM) and Integrated Coastal Management (ICM) by 2010)
- ⑥ 気候・海洋・安全保障に関するワーキンググループ  
(Working group on Climate, Oceans, and Security)
- ⑦ 教育及びメディアに関するワーキンググループ (Working Group on Education/Media)

以下は海洋政策研究財団が参加したテーマごとの報告概要である。

## 1) 海洋生物多様性および海洋保護区ネットワークに関するワーキンググループ・国家管轄外海域の管理に関するワーキンググループ (共同開催)

### 1)-1. 背景、会議の趣旨等

海洋、沿岸、島嶼に関するグローバル・フォーラム (GF) 及び生物多様性条約事務局は、生物多様性条約第10回締約国会議 (CBD/COP10) に合わせ、10月23日に名古屋で「オーシャン・デイ」と称するイベントの開催を計画し、また、この中で、「名古屋オーシャン・マンデイト」を提言することを考えている。

本ワーキンググループは、「オーシャン・デイ」及び「名古屋オーシャン・マンデイト」への取り組みを念頭に、生物多様性・海洋保護区・国家管轄外海域の管理への取り組みの方向性について議論することを目的として2つのワーキンググループを共同で開催したもので

ある。

### 1)-2. 会談の日時、場所及び参加者

- ① 日時：2010年5月5日（水）10時～13時
- ② 場所：パリ・ユネスコ本部・別館（Miollis）13号室
- ③ 参加者：政府関係者、研究者、NGO等約40名

### 1)-3. 会議結果の概要

- ① 本ワーキンググループの事務局（Salvatore Arico、Christophe Lefebvre、Marjo Vierros、Colleen Corriganの各氏）側から、政策ペーパー（Policy Brief）に基づき、生物多様性・海洋保護区・国家管轄外海域の管理への取組みの方向性、「名古屋オーシャン・マנדイト」に盛り込むべき提言について説明を行った。
- ② 事務局側からの説明を受け、参加者から、以下のような意見が寄せられた。入り口論的・基本的な議論に会議の半分近くの時間を要し、特に本マンドイトへの取組みのあり方については、根本的な問題提起がなされた。
  - CBD/COP10で、どうやって海洋の問題をフォーマルなプロセス（政府レベルでの意思決定）に載せていくかの戦略が必要。
  - 本マンドイトは、1995年の「ジャカルタ・マンドイト」と異なり、政府レベルでのコミットメントにならない。政府を拘束しないのでは意味がない。
  - 2年後のCOP11までかけてしっかり中身を作り、フォーマルに採択されることを目指すべきではないか。
  - COP10では、各国の管轄水域内の海洋保護区（MPA）の議論が中心になるのではないか。国家管轄外海域の問題については、ここでは切り離して議論してはどうか。
  - 人類全体の資産としての海洋の意義について強調すべき。
  - 海洋の社会経済的な価値を強調すべき。
  - 海洋に関する科学的な知見がまだまだ不足している。科学的な知見や評価の重要性にもっと焦点を当てるべき。
  - 生態系に着目した管理（Ecosystem-based Management/EBM）については、統合的沿岸域管理（ICM）や海洋保護区（MPA）とは別の概念であり、きちんと区別すべき。
- ③ 最終的に事務局側は、本マンドイトの位置づけ、CBD/COP10の結果への反映のさせ方などについて議論の内容をまとめたペーパーを作成し、全体会合（パネル5）で説明した。その主な内容は、以下のとおりである。
  - CBD/COP10における大臣級の宣言には、海洋の保全・管理を強化する強いマンドイトを含むべき。
  - 名古屋オーシャン・マンドイトでは、ジャカルタ・マンドイトにおける政府のコ

ミットメントや海洋・沿岸生物多様性の分野での条約に基づく作業計画の重要性を再確認する。

- 名古屋オーシャン・マンデイトは、持続可能な開発に関する世界サミット (WSSD) の目標達成に向けた取組みの必要性を強調し、また、「リオ+20」において海洋の持続的開発への貢献が重要な問題として議論されることを確保する。
- 名古屋オーシャン・マンデイトは、地球規模の気候システムにおける海洋の重要な役割を認識し、マナド海洋宣言 (2009年5月/インドネシア・マナド) を再確認し、国連気候変動枠組条約の交渉結果に重要な海洋の問題が適切に反映されることを確保する。

## 2) 教育及びメディアに関するワーキンググループ

### 2)-1. 背景、会議の趣旨等

本ワーキンググループは、グローバル・フォーラムの活動の中で教育及び普及啓発を扱うことを目的として、World Ocean Network (WON)の関係者により運営されている。WONは各国の水族館やNGO等、海洋教育を行う機関のネットワークである。今回のワーキンググループは、WONのPhilippe Vallette氏及びManuel Cira氏、ユネスコインド事務所Ram Boojh氏が共同議長となり議論が進められた。会合の主な目的は、①教育普及活動に関連したグローバル・フォーラムの活動の中で新しく取り上げられるべき課題を同定すること、②配布された3つのポリシーブリーフをレビューすること、③前回及び今回の全体会合の提案をレビューし、さらなる検討、提案を行うこと、である。

### 2)-2. 会談の日時、場所及び参加者

- ① 日時：2010年5月5日(水) 13時～16時
- ② 場所：パリ・ユネスコ本部・別館 (Miollis) 16号室
- ③ 参加者：研究者、NGO等約20名

### 2)-3. 会議結果の概要

- ① World Ocean ObservatoryのPeter Neill氏及びカナダバンクーバー水族館長のJohn Nightingale氏等海洋教育及び水族館関係者による海洋政策における教育関連資金援助の充実の必要性が掲げられた。
- ② その後、教育方法に関する議論が進められた。主な点は以下のとおり。
  - 多くの主体が参加する教育活動が望ましい。
  - ビーチクリーンアップやマングローブ植林など、実体験を伴う教育活動が効果的である。
  - 参加型のプロセスを取り入れるべきである。
  - より多くのコミュニケーションやアウトリーチが必要であり、そのための手段と

して、インターネットやメディアを利用すべきである。

- コミュニケーションやアウトリーチの方法、またその経験は共有されるべきである。
- ③ 教育内容に関する議論も行われた。主な論点は以下のとおり。
- 伝統的な知識を含めるべきである。
  - 海洋と日々の生活を関連付けて考えられるようになることが望ましい。
  - 気候変動と海洋の関係性の理解が低い（モントレイ湾水族館の活動より）。
  - 海洋教育の中に持続可能性の概念を含めるべきである。
- ④ 海洋教育に関係するのは、教育者のみならず、ジャーナリストや科学者も含まれるため、専門家のネットワークを充実すべきである。
- ⑤ ネットワーク間のネットワークを強化すべきである。
- ⑥ 海洋政策研究財団の酒井は、海洋政策研究財団の取り組みとして、小中高での海洋教育カリキュラムの開発事業を紹介し、学校教育に海洋の内容を含める際の課題と述べた。
- ⑦ 海洋政策研究財団の太田は、教育における意識向上と行動の関連性の希薄の現状を述べた上で、海洋教育においてもその効果を向上させるために、その他の政策の一部として機能することが望ましいと述べた。
- ⑧ 教育を政策として位置づけることは重要であり、それに関連して、教育と人材育成を関連付けて考えることが必要である。
- ⑨ 教育方法や教育内容に関しても、ターゲットのニーズを聞くべきであり、そのための機能を検討すべきである。
- ⑩ 教育活動は事業そのものに集中してしまう場合が多いが、市民の意識調査や、より効果的な教育内容、教育手法等について等、社会科学的な研究を充実させるべきである。
- ⑪ 上記の意見を踏まえ、本ワーキンググループからの提案には、以下のような点が含まれることとなった。
- メッセージの重要性
  - コミュニケーションと市民の協力の重要性
  - 地域の伝統的な知識を含める
  - 仙窟的な教育
  - 適切なメディアの開発
  - 市民の積極的な参加
  - ネットワーク
  - インターネットの充実
  - 社会科学研究の充実
  - 教育と人材育成
  - 海洋政策との関連性

- 教育システムとの関連性
- 緊急な課題の取り扱い
- 行動を起こすための努力
- 関心を引くテーマを扱う
- 対象ごとの科学教育
- 政策決定者、市民等のステークホルダーとの対話

#### (1)-4. 政策会合

5月6日（木）および7日（金）には、下記の七つのテーマ別で、ハイレベル代表の講演と総合討論が行われた。以下はテーマ別政策会合と閉会式の概要である。

##### 1) テーマ別政策会合

###### ① 総会パネル1：気候、生物多様性及び統合的ガバナンスのための場の設置

本パネルは、グローバルフォーラムの共同議長でありユネスコ政府間海洋委員会の事務局長である Watson-Wright 氏が議長を勤めた。7名のパネリストは、それぞれ次のような内容のスピーチを行った。

- フランス環境大臣 Chantal Jouanno 氏は気候における海洋の機能の重要性、フランス海洋法の制定、海洋資源の保護の重要性を示した。
- ユネスコ事務局次長 Hans D'Orville 氏：気候変動による海洋、生態系、生物多様性の消失に関する影響を懸念し、それに関連した IOC の取り組みを紹介した。
- 地球環境ファシリティ COE Monique Barbut 氏：GEF の事例を用い、活動強化のための迅速な行動と資金、人材等の強化の必要性を強調した。
- ベトナム海洋諸島管理局行政官 Nguyen Van Cu 氏：気候変動による海洋と沿岸地域への影響に対する取り組みとしての統合的沿岸管理と生態系管理の役割と、地域及び国際的な支援の強化を呼びかけた。
- Cicin-sain 氏：気候変動枠組み条約の活動内外での海洋と気候に関するさまざまなプログラムを推進すべきであると強調し、本年メキシコカンクーン市で開催される同条約の第16回締約国会議及び名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議における海洋デーの開催を紹介し、本会合出席者の多くの参加を促した。
- 欧州委員会海事及び漁業担当長官 Maria Damanaki 氏は、欧州連合の統合海事政策を紹介し、海洋空間計画の枠組みが設立されたと述べた。また、同氏は、海洋保全、海事安全、海運、気候変動における国際的な協力の重要性を強調した。

総会パネル2～4及び6は、下記のテーマ下の発表及び議論が行われた。

## テーマ1：生存の確保：コペンハーゲン以降の気候レジームにおける海洋、気候、生物多様性、安全保障に関する緩和、適応、資金確保のための主な課題

### ② 総会パネル2：コペンハーゲン合意からの前進：海洋、沿岸および島国のための合意

本パネルは世界自然保護基金(World Wildlife Fund: WWF) 海洋及び北極政策の副会長である William Eichbaum 氏が議長を務めた。パネルにはポツダム気候変動影響研究所の William Hare 氏、マルタ国気候変動担当大使 Michael Zammit Cutajar 氏、インドネシア国ユネスコ大使 Tresna Drmawan Kunaefi 氏、セイシェル国大統領特別顧問 Rolph Payer 氏、小島嶼国連合の主交渉官 Leon Charles 氏、世界水パートナーシップ事務局長 Ania Globicki 氏の6名が参加した。6名のパネリストはそれぞれ海面上昇、氷床の融解、さんご礁の危機、海洋酸性化等、海洋に関連した気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次報告書の内容、コペンハーゲン合意に関連した二国間協力の概要、国内の気候変動に関連した問題と気候対策の取り組み、気候変動に関連した海洋問題対策としての国家及び産業界の協力の重要性、法的拘束力のある合意の提唱、統合的水資源管理と統合的沿岸管理の連携、自然科学及び社会科学の評価の重要性を述べた。

### ③ 総会パネル3：緩和活動のための戦略的計画及び資金確保

本パネルは韓国グリーン成長海洋フォーラムの Seung-Young Hong 氏が議長を務めた。パネルには国際海事機関(International Maritime Organization: IMO)、海洋環境課長の Miguel Palomares 氏、内閣官房総合海洋政策本部の井手憲文事務局長、韓国海洋研究開発機関理事長の Jung-Keuk Kang 氏、デラウェア大学の Carbon Free Power Integration センターの Willett Kempton 氏、ダノングループの持続性と共有価値創生担当副会長の Bernard Giraud 氏の5名が参加した。パネリストはそれぞれ船舶による汚染の防止のための国際条約の付属書6の改正が2010年6月に批准に伴う特定の汚染物質削減への期待、新しく採択された地球温暖化対策基本法の概要を含めた日本の気候変動緩和の取り組み、韓国の気候変動緩和に関する国家枠組みの概要、気候変動対策における洋上風力発電の可能性、マングローブ植林プロジェクトからの経験を述べた。その後、キリバスの Anote Tong 大統領が気候変動に伴う海面上昇や海洋の酸性化の問題に直面する小島国の危機を訴え、適応戦略に対する資金援助を訴えた。

### ④ 総会パネル4：海洋、沿岸地域および小島発展途上国における気候変動の影響に関する適応のための資金戦略の実施

本パネルは国連開発計画国際水問題担当主任技術アドバイザーの Andrew Hudson 氏が議長を務めた。パネルには The Nature Conservancy の Lynne Hale 所長、ベトナムの自然資源環境省の事務局長の Le Cong Thanh 氏、国連気候変動枠組み条約適応サブグループマネージャーの Youssef Nassef 氏、地球環境ファシリティのプログラムマネージャーの Nicole Glineur 氏、アジア開発銀行東南アジア部門資源資源経済専門家の Marilou Drilon 氏、フランス地球環境ファシリティ総書記の Marc-Antoine Martin 氏の6名が参加した。彼らはそれぞれベトナムが直面する気候変動の影響と政府及びデンマーク支援プロジェクトの概

要、国家適応プログラム等気候変動の適応と緩和に関する国際資金援助プログラムの概要、地球環境ファシリティにおける流域・沿岸海洋ポートフォリオ増加の現状、アジア開発銀行における気候変動プログラムの重点項目、フランス地球環境ファシリティの活動の焦点等を述べた。

⑤ 総会パネル6: 気候変動の脆弱性の観点からの小島発展途上国とモーリシャス戦略の実施

本パネルは小島嶼国連合議長であるグラナダ国の Dessima Williams 大使が議長を務めた。パネルにはモルジブの住宅交通環境相の Ahmed Aslam 氏、パナマ及びキューバ担当シンガポール大使の Mary Seet-Cheng 氏、セントクリストファー・ネイビス国ユネスコ常駐代表の David Doyle 大使の3名が参加した。パネリストはそれぞれ低炭素による開発の道筋の確保と啓蒙の重要性、水資源技術と対策、政策のトップダウンとボトムアップの適応や地域の能力開発の重要性について述べた。

総会パネル5及び7は、下記のテーマ下の発表及び議論が行われた。

**テーマ2: 生命の保護: 海洋生物多様性 (2010年の世界目標)、海洋保護地域のネットワーク (2012年の世界目標)、2010年国際生物多様性年記念、生物多様性条約第10回締約国会議: 名古屋2010に向けて**

⑥ 総会パネル5: 海洋保護区のネットワークおよび生物多様性の消失の削減の達成のための過去の経験のレビューおよび進捗状況の確認

本パネルはフランス国農業漁業食料省漁業局の François Gautiez 氏が議長を務めた。パネルにはフランスの海洋保護地域庁国際関係担当の Christophe Lefebvre 氏、ユネスコ生物多様性及び環境担当フォーカルポイントの Salvatore Arico 氏、フィリピンの環境自然資源部次官の Teresita Castillo 氏、グローバル海洋生物多様性イニシアチブコーディネーターの Patricio Bernal 氏、イタリアレッチェ大学講師の Simonetta Fraschetti 氏の5名が参加した。パネリストはそれぞれ海洋生物多様性の喪失に伴う国際的な取り決めの必要性、排他的経済水域及び国家管轄外地域における海洋管理の確立と海洋保護地区設定のための評価、フィリピンの舞いよう生物多様性に関する危機と現在の取り組み、海洋保護地区ネットワークの確立と連携及び調整の重要性、保護外地域への生態系管理の適応の必要性を述べた。

⑦ 総会パネル7: 地球規模の海洋科学及び海洋政策関係者の更なる貢献及び科学と政策の相互関係の構築の強化

本パネルはユネスコ生物多様性及び環境担当フォーカルポイントの Salvatore Arico 氏が議長を務めた。パネルにはフランス環境相の気候変動および持続可能な開発部副局長の Aline Kuster-Ménager 氏、スコットランド農業大学の環境経済学者の Salman Hussain 氏、持続可能な開発と国際関係研究所 (Institute for Sustainable Development and International

Relations : IDDRI)副所長の Licien Chabason 氏の 3 名が参加した。彼らはそれぞれ海洋生物多様性保護のための IPCC に類似した独立科学機関の設立の提案、海洋生態系サービスの価値に関する運用管理体制の確立、生物多様性に関する科学専門家委員会設立に向けた課題を述べた。

総会パネル 8 及び 9 は、下記のテーマ下の発表及び議論が行われた。

### **テーマ 3 : ガバナンスの改善 : コペンハーゲン以降の気候レジームにおける海洋、気候、生物多様性、安全保障に関する緩和、適応、資金確保のための主な課題**

#### **⑧ 総会パネル 8 : 国家及び地域レベルでの統合的生態系および沿岸管理の優良事例の実施**

本パネルは元 PEMSEA 事務局長であり海洋政策研究財団の特別研究員である Chua Thia-Eng 氏が議長を務めた。パネリストは、ジョージワシントン大学法科大学院の David Freestone 教授、国連開発計画地球環境ファシリティ政策・ガバナンスコーディネーターの Magnus Ngoile 氏、フランス海洋事務局プロジェクトマネージャーの Frederick Herpers 氏、イギリス環境食料農林省海洋プログラム戦略と証拠主任の Darius Campbell 氏、欧州委員会海事漁業局バルト海及び北海海事政策ユニット主任の Haitze Siemers 氏、中国国家海洋局副本部長の A Dong 氏、国連環境計画海洋および沿岸環境部門主任の Jacqueline Alder 氏、南アフリカ共和国の環境・観光部副大臣の Rejoice Mabudafhasi 氏の 8 名が参加した。はじめに、Thia-Eng 氏が生態系管理(EBM)、統合的沿岸管理 (ICM)、統合的沿岸海洋管理(ICOM)等のさまざまな概念が存在している事実を述べ、概念整理の必要性を示した。その後、Freestone 教授は、ガバナンスの改善に関連した話し合いの結果を報告し、政治的意思の確立、自治体、国家、地域等さまざまなレベルでの多層的アプローチの使用、統合的管理におけるセクター別目標の導入、政策実施成功のための指標の導入等を提案した。その後、それぞれのパネリストは、沿岸地域及び排他的経済水域を国家プログラムに含めるためのスケールアップ及び統合的沿岸管理/生態系管理の気候変動適応プロジェクトへの適応、欧州連合におけるセクターや規模及び参加主体等の拡大を含めた生態系管理の統合的アプローチの重要性、イギリスの海洋沿岸アクセス法令制定に伴う海洋関連政策の地域および自治体への浸透状況、欧州連合の統合的海洋計画の概要、中国の海洋地域と島管理の概要と事例、地域の確定、戦略的運営も苦情の設定、資金の確保、事務局支援等の地域海洋プログラムの経験から学ぶべき点、統合的沿岸管理実施状況及び海洋保護地区制定予定目標を述べた。

#### **⑨ 総会パネル 9 : 国家管轄外海洋地域のガバナンスの改善 : 管理方法に関する選択肢の開発**

本パネルは国連海洋問題及び海洋法担当局の副ディレクターである Gabriele Goettshce-Wanli 氏が議長を務めた。パネルは国家管轄外地域第 3 ワーキンググループ共同

議長 の Liesbeth Lijnzaad 氏、海洋及び海洋法非公式諮問過程 (Informal Consultative Process on Oceans and the law of the Sea: ICP) 共同議長 の Don MacKay 氏、深海保護連合 (Deep sea Conservation Coalition: DSCC) 政治政策顧問 の Mathew Gianni 氏、Cicin-Sain 氏、アガラスソマリ海流拡大海洋生態系プロジェクト (Large Marine Ecosystem: LMC) プロジェクトディレクター の David Vousden 氏の 5 名が参加した。パネリストたちは、国家管轄外地域に関して、国連海洋法条約による環境影響評価の実施、深海漁業の規制、既存の管理手法の応用、パートナーシップの必要性等について意見を述べた。

## 2) 閉会式

閉会式は、Cicin-Sain 氏が議長を務めた。最初の閉会の辞では、Ocean Future 財団の Jean-Michel Cousteau 氏がビデオ映像を含めて海洋生物保護及び海洋汚染の問題を紹介し、現在で知り得るところの科学的知見により行動を起こすことの重要性を訴えた。次の閉会の辞では、Stakeholder Forum 事務局長の Felix Dodds 氏が生物多様性消失率の改善、環境と安全保障問題の連携に関する青写真の作成、国連環境計画の強化、国際環境レジームにおけるグローバルコモン管理に関する統合的アプローチの重要性、持続可能な開発のための委員会及び気候変動条約の強化を強調し、Rio+20 に向けた活動に関する提案を行った。同氏はまた、Rio+20 には社会の全ての主体の参加が重要であると述べた。

その後、3名の議長の共同声明として、下記のような3つの提言がなされた。

生存の確保：海洋、気候、及び安全に関して、

提言 1：海洋に関連した議題が国連気候変動枠組み条約の交渉過程の内外で扱われるよう推進すべきである。

生物多様性消失の減少の達成、海洋保護区ネットワークの設立に関するレビューおよび進展の確認に関して、

提言 2：2010 年が国際生物多様性年であることを踏まえ、海洋と沿岸の生物多様性に関するジャカルタ・マンドートの更新版として、国連生物多様性条約第 10 回締約国会議において、「名古屋オーシャン・マンドート」を作成する。また、生物多様性及び生態系サービスのための政府間プラットフォームの設立を推進する。

地方、国家、地域レベル及び国家管轄外地域における統合的生態的アプローチ及び沿岸管理の適切な実施に関して、

提言 3：地方、国家、地域レベル及び国家管轄外地域における生態的基盤に基づく海洋及び沿岸管理について、地方レベルからグローバルレベルまで、異なるレベルでの十分で多層的な戦略が開発されるべきである。

さらに、本会合終了後の次のステップとして、グローバル・フォーラムは、上記の 3 つの提言を本年 9 月の開催される国連総会の特別セッション、第 10 回国連生物多様性条約締約国会議、第 16 回国連気候変動枠組み条約締約国会議等国際的な取り決めの中で海洋が議論される場に伝える旨が報告された。

## (2) まとめ

第 5 回目となった海洋・沿岸・島嶼に関する世界会議では、ハイレベルの政府関係者や国際機関関係者、研究者、NGO 等、海洋に関わる世界の関係者が一堂に会し、気候変動、生物多様性、海洋のガバナンスといった海洋と関わる地球規模の問題への対応について議論を行った。本会合には、日本からも内閣官房総合海洋政策本部事務局長他 2 名が参加し、我が国のハイレベルの海洋政策担当者が世界の主要な海洋政策関係者と直接交流する絶好の機会となった。また、具体的な成果として、世界の海洋問題に関わる政治家のネットワークが形成され、国際、地域、国家、地方等様々なレベルでの海洋政策の充実につながった本会合は、海洋問題への世界的な取組みへの機運を高めたことも含め、有意義であった。

報告の冒頭でも示したとおり、本会合の大きなテーマは、生存の確保、生命の保護、ガバナンスの改善である。これは、現在国際的な課題となっている生物多様性、気候変動、持続可能な開発に沿ったものである。そのため、会合の閉会式において提出された共同議長声明もこれらの課題に対応したものとなっている。これらは、具体的に、気候変動、生物多様性に関する複数の政府間会合におけるオーシャン・デイの開催、名古屋で開催される生物多様性条約第 10 回締約国会議における「名古屋オーシャンマニフェスト」のとりまとめ、海洋管理体制における戦略的重層的ガバナンスの提案などにつながっている。このような取り組みは、当面の最終的な目標として、1970 年代からの持続可能な開発に関する議論の流れの中で 2012 年に開催されるいわゆる「Rio+20」において、引き続き海洋を重点項目として取り上げていくためのステップと位置づけられる。特に、2010 年に新たな国際的な目標の設定など重要な局面を迎える生物多様性の問題については、名古屋で開催される COP10 に向けて強力な取組みを行う必要があると考えられた。

今回の会合では、3 つの円卓会議、政策会合、また、多くのセッションの中で、統合的沿岸管理、生態系アプローチなどの海洋・沿岸域の総合的な管理のあり方が議論になり、世界の海洋政策関係者の間でも本テーマに高い関心が集まっていることがうかがえた。

全体を通じて、前年度のハノイでの会議以降、各国における総合的な海洋政策への取組みが大きな進展を見せていると感じた。特に会議の最初の 2 日間は様々なセッションが開催され、各国の取組みについて多くの事例紹介があった。その中で当財団も IFRMER とともにセッションの一つを主催し、海洋基本法、海洋基本計画など我が国の海洋政策への取組みについて紹介し、大きな反響があった。海洋政策に関する各国の最新の動向について情報収集し、我が国の取組みについても発信を行い、相互に交流しながらそれぞれの海洋政策に生かしていくことに、こうした会議に参加する意味があると考えられる。2012 年には世界レベルで持続可能な開発の問題を議論する Rio+20 の開催が見込まれていることから、当財団としても、国内外の海洋政策関係者と連携・協力し、Rio+20 に向けた準備に積極的に参画・貢献していきたい。

## 第2章 オーシャンズ・デイ・アット・ナゴヤ

### 1. 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の概要と結果

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が2010年10月18日（月）から29日（金）の日程で、愛知県名古屋市にて開催された。生物多様性条約は、(1)生物多様性の保全；(2)生物多様性の構成要素の持続可能な利用；(3)遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とし、1992年に採択され、1993年に発行した。2010年現在、192カ国および欧州連合（EU）が締結している。

COP10には、179の締約国、関連国際機関、NGO等から13,000人以上が参加し、本会合と平行して約350のサイドイベントが開催された。今回の会議では、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書と、2011年以降の新戦略計画（愛知目標）が採択された他、ハイレベルセグメント（閣僚級会合）や非公式閣僚級会合が開催された。

海洋に関連した主な成果としては、愛知目標の目標11に、海洋保護区についての記載が含まれたことが挙げられる。具体的に、「2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。」と述べられている。

さらに、海洋と沿岸域の生物多様性に関して、生態系的及び生物学的に重要な海域（Ecologically Beneficial and Significant Area: EBSA）について、地域ワークショップの開催によるEBSA設定の基準の適用に関して理解の向上を図り、得られた科学的情報、技術的情報、事例の集約を行うことをCBD事務局に求めることが示された。また、海洋生物資源については、各国が生物多様性に配慮して持続的に利用するための適切な措置を取るよう促すことなどが決定された。

本会議と平行して、10月23日（土）には、関連イベントとして、「オーシャンズ・デイ・アット・ナゴヤ」が、海洋政策研究財団、生物多様性条約事務局及び地球環境ファシリテーター（GEF）の共催により開催され、「ナゴヤ海洋声明(Nagoya Oceans Statement)」が採択された。

### 2. オーシャンズ・デイ・アット・ナゴヤについて

#### (1) 背景

2010年は、国連生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が名古屋市で開催され、新たな国際的目標の設定等が議題となったことから、国内外で生物多様性への関心が大きな高まりをみせた。

生物多様性をめぐる議論の中でも、サンゴ礁、干潟、藻場など海洋・沿岸の生物多様性は、森林など陸上の生物多様性に比べ、必ずしも十分に取り上げられてこなかった。

しかし、2015年には世界の人口の約50%が沿岸部に居住すると推計される中で、食料の供給、災害の防止、温暖化ガス吸収による気候変化の緩和など多様な恵みをもたらす海洋・沿岸の生物多様性の保全は、今後一層重要な課題になると考えられる。

「オーシャンズ・デイ・アット・ナゴヤ」（「オーシャンズ・デイ」）は、COP10会期中の10月23日、海洋・沿岸・島嶼に関するグローバル・フォーラム（「グローバル・フォーラム」）、生物多様性条約事務局、地球環境ファシリティ（GEF）と海洋政策研究財団が共同で、海洋生物多様性保全の取組みの必要性についてハイレベルの政策決定者の関心を喚起することをねらいとし、我が国の内閣官房総合海洋政策本部事務局及び環境省のほか、国際機関、海外の政府機関やNGOなどの協力を得て、開催した。

本行事は、本年5月にパリで開催された「第5回海洋、沿岸、島嶼に関する世界会議」（GOC2010）において、海洋生物多様性の保全について関係国政府の一層の取組み強化を促そうとの機運が高まり、企画されたものである。当財団は、共催団体・開催国ホストとして、会議の開催に全面的に協力した。

## (2) 会議の概要

本行事は、COP10の会場である名古屋国際会議場の白鳥ホールで開催された。9時からの開会式では、Biliana Cicin-Sain 博士（グローバル・フォーラム共同議長）、当財団の寺島紘士常務理事、Ronald Jumeau 大使（セイシェル国連大使）の3名の共同議長からの挨拶があった。また、我が国の近藤昭一環境副大臣からの挨拶では、「COP10において有意義な決議が合意され、今後、海洋生物多様性の保全と持続可能な利用の取組みが一層促進することを望む」との話があった。Ahmed Djoghlaフ 生物多様性条約事務局長も、ご多忙を極められている中でご参加いただき、COP10における審議の状況やこの後の見通しも含めた挨拶を行った。

この後、テーマごとの4つのセッションが順に進められた。各セッションの概要は、以下のとおりである。

### 1) セッション1 「生物多様性喪失の抑止と海洋保護区ネットワークの設置：現状と進展

国内外における海洋生物多様性の現状や、それを把握するための科学調査・研究の取組み、1995年のCOP2で加盟国が海洋・沿岸の生物多様性保全について合意した「ジャカルタ・マンデート」の実施状況などについて発表があり、これを受けて議論が行われた。

### 2) セッション2 「国家管轄内外の海域における海洋生物多様性保全のための統合的生態系アプローチ」

統合的生態系アプローチの導入の利点や障害、国が管轄しない海域における保護を要する海域の特定の問題、一般大衆や地域社会の支援のあり方などについての発表を受け、議論が行われた。

### 3) セッション3 「生物多様性と海洋保護区に関連した国際的目標達成のための取組み」

海洋保護区の設定など海洋生物多様性保全のための目標設定のあり方、各国による政策の進め方などについての発表を受け、議論が行われた。このセッションでは、日本の環境省の渡辺審議官が、来年3月までに海洋生物多様性保全戦略を策定することなど日本政府の取組みを紹介し、その中で、国立公園における海城公園地区面積の倍増、「海洋版レッドリスト」の作成といった新規施策について公表された。

各セッションで各国からの発表者に交じり、日本からも5名の研究者が、海洋生物の「人口調査」である「センサス・オブ・マリン・ライフ」、海洋生物の行動実態等の新しい科学調査手法「バイオリギング」、漁業者、住民やNGOの参画による取組みなどについて発表した。

### (3) ナゴヤ海洋声明

本行事の最も大きな成果が、「ナゴヤ海洋声明」（「声明」）の採択・公表である。セッション4「海洋生物多様性：将来のビジョン」では、事務局から共同議長声明としての声明の案が紹介され、参加者との意見交換の後、採択された（内容は別紙のとおり）。

声明は、COP10に参加するハイレベルの政府関係者その他の利害関係者に対し、「2011年から2020年までの間に海洋生物多様性の喪失を抑止し、悪化した海洋生息域を回復させ、海洋・沿岸保護区の地球規模の代表的地区と回復力のあるネットワークを確立させるための政治的意思・資源配分の約束を再強化」すること、「2012年の国連の持続可能な開発に関する会議（「リオ+20」）及び国連生物多様性条約第11回締約国会議における新たな海洋生物多様性保全の目標採択に向けた新たな取組み」を進めることなど、取組みの一層の強化を求めている。

### (4) まとめ

オーシャンズ・デイには、世界各国の政府機関、国際機関、NGOの関係者、研究者、マスメディア関係者など約170名が参加した。その中で、我が国の環境省は日本独自の新しい政策を打ち出して世界の取組みを促し、また、我が国の研究者も地域に根ざした「里海」の取組みや世界をリードする新しい科学調査手法など日本ならではのユニークな取組みについて発表した。オーシャンズ・デイは、海洋生物多様性保全に関する我が国の取組みの世界への発信や、内外における課題解決の促進に、少なからず貢献できたと考えられる。

COP10では、交渉終盤においても先進国と開発途上国との対立が続き、合意が危ぶまれていたが、最終的には遺伝資源の利用・利益配分に関する「名古屋議定書」、2010年以降の世界目標である「愛知目標」の採択に至ることができた。海洋生物多様性の分野においても、海洋に占める保護区の割合を10%にする、生息地の消失速度を半減させるな

どの新たな数値目標が設定されたが、今後、そのための具体的な道筋を明らかにしていく必要がある。また、海洋生物多様性保全への取組みについては、名古屋海洋声明にもあるように、2012年のリオ+20で、持続可能な開発というさらに大きな政策枠組みの中で議論が行われることになる。

海洋生物多様性の保全については、世界目標達成に向けた具体的な取組みの内容、特に、海洋・沿岸における保護区設置の進め方など、まだ多くの課題がある。一方で、世界の約15%の海洋生物種を有し、また、科学調査・ローカルな生態系管理の両面で先進的かつ独自の取組みを行っている日本として、世界の海洋生態系保全に向けてさらに貢献できる余地があると考えられる。

## ナゴヤ海洋声明（抄）

共同議長声明

生物多様性条約第 10 回締約国会議の会期中に開催された  
オーシャンズ・デイ・アット・ナゴヤでの議論から

2010 年 10 月 23 日（土）日本国名古屋市

### 生物多様性条約第 10 回締約国会議に参加する政府関係者に向けて

生物多様性条約第 10 回締約国会議に集まった全ての関連する分野からの利害関係者及びハイレベルの政府関係者に対し、以下のことを求める：

オーシャンズ・デイ・アット・ナゴヤにおいて議論された内容を念頭に置き、

海洋・沿岸域の生物多様性は、人類の共通の課題及び地球上の生命保存に不可欠なものとして決定的に重要であるということを再確認し、

海洋・沿岸域の生物多様性の保全に対する取組みの促進、海洋・沿岸保護区の科学的基盤・管理及び実施の改善、及び本声明に明記されているその他の重点的行動の促進に対して責任を持ち、

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォームの設立及び本プラットフォームの活動と海洋環境の現状に関する国連の世界的な報告・評価過程との調整を推奨し、

生物的及び生態的に重要な海域の特定に関する生物多様性事務局の活動の継続を支援し、

生物多様性条約第 10 回締約国会議における交渉過程、特に、海洋・沿岸域の生物多様性に関する生物多様性条約の新たな活動プログラムに対する議論、資源利用とその利益配分に関する合意、生物多様性条約の 2011-2020 戦略計画、保全及び持続可能な利用に関する取組みに対する資金援助の議論において、本声明に明記されている重点的行動を検討し、

2011 年から 2020 年までの間に海洋生物多様性の喪失を止め、悪化した海洋生息域を回復させ、海洋・沿岸保護区の地球規模の代表的地区と回復力のあるネットワークを確立させるための政治的意思・資源配分の約束を再強化し、

2012 年の国連の持続可能な開発に関する会議（「Rio+20」）及び生物多様性条約第 11 回締約国会議における新たな海洋生物多様性保全の目標採択に向けた新たな取組みを求める。

### **背景（略）**

**ジャカルタ・マニラ・マンデート：海洋および沿岸地域の生物多様性の現状評価と展望（略）**

**将来に向けてのビジョン 2011－2020（略）**

## 第3章 PEMSEA（東アジア海域環境管理パートナーシップ）

### 1. PEMSEA の概要

PEMSEA (PEMSEA: Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia)は、1994年に地球環境ファシリティ（Global Environment Facility (GEF)）の地域プロジェクトとして発足した地域メカニズムで、総合的な沿岸域管理の枠組みを用い、東・東南アジアにおける沿岸域・海洋の開発と環境保全との調和を目指した「持続可能な開発」に取り組んでいる。国連開発計画（UNDP）が実施機関、世界海事機関（IMO）（1994-2007）、国連プロジェクトサービス（UNOPS）（2007-）が執行機関であり、日本は2002年から参加している。2011年2月現在、東・東南アジアの11カ国（日本、カンボジア、中国、北朝鮮、インドネシア、ラオス、フィリピン、韓国、シンガポール、東ティモール、ベトナム）のパートナー国と、19の非政府パートナー団体が参加している。PEMSEAは条約等に基づく法的拘束力を伴う活動は行っておらず、目標、戦略等を共有し、各主体が可能なことを着実に実行していく「パートナーシップ」を基本理念として活動を実施してきている。

2009年11月、PEMSEA参加国のうち8カ国（カンボジア、中国、北朝鮮、インドネシア、ラオス、フィリピン、韓国、東ティモール）の合意・署名により、PEMSEAが国際法人格を有する機関として認められ、これによりPEMSEAは、GEFの一地域プロジェクトから国際機関へと進化した。（署名文書のタイトルはAgreement Recognizing the International Legal Personality of the Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia. 合意文書全文：[http://pemsea.org/pdf-documents/pemsea\\_legal\\_personality.pdf](http://pemsea.org/pdf-documents/pemsea_legal_personality.pdf) 参照。）

### 2. 第3回パートナーシップ会合

#### (1) 会議趣旨

第3回パートナーシップ会合においては、PEMSEAが国際法人格を取得し、国連のプロジェクトから自立可能な地域機関への転換に歩み始めたことや、GEF（地球環境ファシリティ）の支援が2015年で終了することを踏まえ、新しいPEMSEAの運営の仕組みについて今後1年間でどのように検討をとりまとめていくかを中心に議論を行った。

#### (2) 開催地

中国・遼寧省・丹東市（Dandong）

#### (3) 日程

平成22年7月25日（月）～29日（木）

#### (4) 出席者

EAS パートナーシップ会議議長：チュア博士、技術会合議長：寺島常務理事、PEMSEA

リソース・ファシリティ（PRF）：ロティリヤ事務局長、その他（各国政府、国際機関及びNGO等）

※4名の執行委員会（EC）メンバーのうち、政府間会議長の李氏（中国国家海洋局／SOA）が、都合により欠席した。

## （5）会議の結果

1) EAS 会議及び閣僚フォーラムにおける EAS パートナースHIP 会合に対する勧告及び決定の実施状況

2009年のEAS会議及び閣僚フォーラムにおける勧告及び決定のうち未実施の項目について、今回会合において議論行われることが確認された。

2) 議長報告

執行委員会（EC）のこれまでの活動に関する議長報告が採択された。多くの参加者よりECへの謝意が表明された。

3) PRF 事務局長報告

ロティリヤ事務局長は報告の中でパートナーによる SDS-SEA の目的達成への貢献の大きさを強調しつつ、PEMSEA ブランドを地域・国際的に確立するために、さらに多くが達成されねばならないとした。日本、中国、KMI、YSLME によって、報告書に記載されていない複数のイニシアティブについて紹介があった。報告書（Accomplishment Report）の有用性が確認され、PEMSEA 年次報告書として出版されるべきと勧告された。これに関して、パートナーに対し、情報の修正やアップデートを8月末までに行うよう要請があった。なお、フィリピン政府との PEMSEA 本部協定の締結は優先事項であり、これに関して PRF は年末までに署名の促進を行うべきであるとされた。

4) PEMSEA の転換について（ビジョン、使命と運営方向）

自立可能な地域機関への PEMSEA の転換について、今後1年間で、資金調達・組織体制両面での持続可能性の問題も含め具体的な計画を策定することが提案された。

議論の結果、PRF は Doc10a に記されるビジョン、使命と原則、戦略的方向性に沿うかたちで、また EC とパートナーの参加をもって PEMSEA の転換を進めるべきである、また、PRF は PEMSEA の政治的枠組及び地域的 SDS-SEA 戦略の側面も含め、その成果を整理すべきであると勧告された。PEMSEA の転換については、技術作業部会（TWG）を設置して具体的な検討案を作成することとされた。

5) PEMSEA の転換に関連する事項

本議題については、2日間にまたがり議論が行われた。

1日目には、ECメンバーの選出時期の延長及びECメンバーの拡大に関する議論が行われた。

ロティリヤ事務局長により、①現在のECによりPEMSEAの転換に関する計画策定を終えるため、現行ECメンバーの任期は本年7月までであるが、改選のための選挙を2011年7月まで1年延長する ②現在、EASパートナーシップ会議議長、技術会合議長、政府間会合議長、PRF事務局長の4名からなるECのメンバーを3名増加して合計7名とし、かつ、PRF事務局長以外の6名について任期を6年とし3年ごとに半数を改選することによってメンバー間の引継ぎができるようにする との提案が行われた。

この提案については、概ね参加者の賛同が得られたが、なるべく多くの国がECメンバーを出せるようにすべきとの意見があった。また、新メンバーの任期や現メンバーの任期との重ね方など議論すべき点が多く、早期に考え方が固まるようPRFに配慮を求める意見があった。

最終的には、選挙の延長に関する提案は了承されたが、ECメンバーの拡大に関する考え方については、PRFがパートナーと相談しながら整理し、本年10月末の拡大EC会合で議論することとされた。

2日目には、Non-country パートナーの参加条件について議論が行われた。

ロティリヤ事務局長から、PEMSEA への Non-country パートナーとしての参加に関心を持つ機関が増えていることを踏まえ、Non-country パートナーとしての参加資格を明確にする必要があり、以下の3つを条件としたいとの説明があった。

- ①PEMSEA 参加国の非営利団体であること
- ②地域的な活動範囲、目的、能力を有すること
- ③SDS-SEA の実施に関する参加国との協力の実績があること

これを踏まえ議論が行われ、SDS-SEA の実施への貢献については幅広くとらえられるべきであるとの認識が共有された。また、①については、参加国以外の国（マレーシアなど）における団体でもいいのではないかと意見があり、この点について「東アジア地域における非営利団体であること」と修正した上で事務局の提案が採択された。

## 6) 2003～2010年のSDS-SEA実施の進捗状況と成果

SDS-SEAの実施状況についてPEMSEA事務局より、参加国・団体から得られたアンケート結果を基にした報告が行われ、また寺島議長より、それが今後5年間の実施計画を作成する前提になるものであるとの説明があった。

それに対し参加者より、PEMSEAはICMに関する技術的側面にとどまらず政治的な側面にも及んでいるのでそうした要素も整理すべき、また各国が重要と考える事項（油流出、気候変動等）によりフォーカスすべきである、成果の評価基準は重要等の意見が表明された。日本政府からは、日本は公害対策には成果を挙げてきたが生態系に着目した取組みに

についてはまだこれからの課題である旨発言があり、また寺島議長より、日本の場合は地方公共団体が中心となって ICM を進めようとしている旨補足があった。

結論として、SDS-SEA レビューが有用であり、それが各国における進行中の計画策定にインプットを行う可能性があるということが確認された。また、レビューは技術的側面のみならず、政治的事項についても言及するよう求められた。

PRF はパートナーと他の関係者に対する配布に向け、パートナーとともに SDS-SEA レビュー及び国・地域別報告をまとめるよう求められた。

#### 7) PEMSEA パートナーとスポンサー機関：SDS-SEA 実施上の方向性、新たな動きと重要課題

ロティリヤ事務局長より、新たな SDS-SEA 実施計画の進め方に関する作業計画の説明があり、これを受けて、地域全体としての重要課題、新たな動き等について意見交換が行われた。

結論として、SDS-SEA 実施計画は各国にとって有用な計画文書として作成されるとされた。また現実的かつ、今後 5 年間の主要事項、具体的な目的をカバーしつつ、10～20 年の長期的な目的の枠組の中に収められるべきであるとされた。

勧告として、PRF はパートナーとともに SDS-SEA 実施計画の準備を進めること、また 5 ヶ年計画は各国の重要課題や目的、ターゲットや行動を含むものとし、また PEMSEA による支援が必要な事項を明確にすることが求められた。

#### 8) SDS-SEA 実施のためのパートナー間におけるインタラクティブで協調的な計画

事務局より、PEMSEA の普及宣伝、PRF の組織・管理体制の見直し、持続可能な資金調達を含む 5 ヶ年間の SDS-SEA 実施計画の策定手続（スケジュール、検討体制）について提案があった。

事務局からの説明に対し、参加者からは、PEMSEA は非常に大きな地域をカバーしており、域内で経済的、政治的状況が非常に大きく異なる、また海洋環境の改善に取り組むには 5 ヶ年という期間は短すぎる等の発言があった。また、チュア議長は、各国が策定している各々の計画を踏まえ、それらを整理することは有用性であるとし、計画策定の意義について確認を求めた。

結論として、実施計画は参加国の要請に合致したものである必要があり、また国際機関としての PEMSEA の目的、役割、責任と行動を確認するものであるべきであるとされた。さらに、実施計画は生きた文書であり、毎年のレビューや進捗に関する評価を経るものであるとされた。

合意された SDS-SEA 実施計画の策定手続（スケジュール、検討体制）は、以下のとおり。

#### ①スケジュール（主なもの）

- 2010年8月：PRFが国別報告及び地域報告を用意し、各国の窓口には照会する。
- 2010年9～10月：2011～2015年 SDS-SEA 実施計画に関する国内行政機関間協議
- 2010年10月：拡大 EC 会合における議論
- 2010年11～12月：PRFが SDS-SEA 実施計画の原案を作成
- 2011年1～3月：パートナーへの原案の配布、パートナーによる原案の検討
- 2011年7月：EAS パートナースhip会議に案を提出、同会議で了承

#### ②検討体制

- 1) 5カ年計画に関する技術作業部会（TWG）：チュア議長がとりまとめ
- 2) 持続可能な資金調達に関する技術作業部会（TWG）分科会：チュア議長がとりまとめ
- 3) 普及宣伝に関する技術作業部会（TWG）分科会：寺島常務がとりまとめ
- 4) PRFの組織・管理体制の見直しに関する技術作業部会（TWG）分科会：SOA・李氏がとりまとめ

※当財団は、1)の全体の作業部会のほか、2)及び3)の分科会に参加する。

#### 9) SDS-SEA 実施のスケール・アップのための GEF/UNDP 地域プロジェクト（2012～2015年）のコンセプト・ペーパー

事務局より、現行の GEF/UNDP 支援プロジェクトが2012年で終了することを踏まえ、2012～2015年の GEF/UNDP 支援プロジェクトの申請内容について、プレゼンテーションが行われた。それに対して UNDP（Bangkok）より、現行プロジェクトの中間評価の結果を踏まえつつ方向性を定める必要があるとの指摘がなされ、また資金拠出については加盟国がより高い割合で拠出することを期待する旨発言があった。さらに、現在進行中の GEF/IW によるストック・テーキング（東アジア海域のプロジェクトの現況評価）を踏まえて検討されるべきである等のコメントもあった。

PRF が構成要素を3～4項目程度に減らし、GEFの目的との関連性を十分整理してコンセプト・ペーパーを改訂し、2011年7月の第4回パートナーシップ会合での検討、GEFへの申請に向けて準備を進めることが勧告された。

#### 10) 持続可能な資金調達計画、普及宣伝計画に関するコンセプト・ペーパー

事務局より、5カ年間の SES-SEA 実施計画の一部である持続可能な資金調達計画、普及宣伝計画のコンセプト・ペーパーについて説明があった。

本議題に関連して、英国・プリマス海洋研究所の Robins 氏より、普及宣伝の事例として、小学生により制作された海洋酸性化に関する DVD の放映・紹介が行われた。また、同氏から、同研究所における経験を踏まえ、資金集めにはマーケティングとビジネス感覚が必要である、次世代の啓蒙が重要である旨意見が述べられた。チュア議長は、PEMSEA が有益

な活動を行い、評判を高めないことにはその資金は底をつくと警鐘を鳴らした。また、他の国際機関や NGO の例を調査すべきとの提案も複数の参加者から行われた。

PEMSEA 自身のブランド化、哲学そのものの変革、変化への柔軟な適応等の必要性が指摘された。また、新たな資金提供者の発掘が不可欠であること、先進国の開発援助の活用も検討すべきであること、PEMSEA としてサービス提供機能を売り物にしていくべきであることなど、様々な視点からの議論があった。

結論として、コンセプト・ペーパー及び作業計画が採択され、また、PRF が持続可能な資金調達計画及び普及宣伝計画の作成と実施を迅速に進めること、両計画については、SDS-SEA 実施計画策定の中で、技術作業部会 (TWG) 分科会を設置して作業を進めることが確認された (議題 10 における合意参照)。

#### 11) PEMSEA によるコード (基準)、ガイドライン、優良事例集の作成・承認プロセス

PEMSEA は、ICM コード、港湾の安全・衛生・環境管理コード、沿岸域の現況評価 (SOC) ガイドライン、ICM 大学院カリキュラム、ICM モデルトレーニングコースといった様々なコード (基準)、ガイドライン等をすでに作成している。事務局からは、このような PEMSEA によるコード等の標準的な作成プロセスを明確にすることが提案された。

議論の中で、PEMSEA によるコード等の国際レベルの質を確保し、沿岸域・海洋管理に関する専門機関 (center of excellence) としての PEMSEA の評価を確立していくことが重要であるとの認識が共有された。

結論として、PEMSEA のコード等の標準的な作成プロセスを明らかにし、このプロセスにより現行のコードを順次再検討していくこととされた。また、コード等の作成・再検討のための技術助言グループを設立すること、PRF が同グループの TOR を用意することが勧告された。

#### 12) 主要な国連関係会合への準備 : RIO+20 (2012 年)、国連海洋会議 (2015 年)

事務局から、今後予定される主要な国連関係会合 (RIO+20 (2012 年)、国連海洋会議 (2015 年)) を、PEMSEA の活動や成果を売り込む重要なチャンスとして活用すべきとの提案があった。

議論の結果、PEMSEA が何をマーケティングするべきかを明確にする必要があり、また PEMSEA の成果物を創造的にパッケージし、わかりやすい形で提示する必要があるとされた。そして、PRF が PEMSEA の国連関係会合への準備戦略のコンセプト・ペーパーをさらに見直すことなどが勧告された。

#### 13) その他

第 4 回東アジア海洋会議 (2012 年) を韓国がホストすること、開催地は 4 カ所の中から選定中であることが、韓国国土海洋省から説明された。また、同年に開催されるヨス (麗

水) EXPO についても、紹介があった。第 4 回 EAS パートナースHIP 会合が、韓国のホストにより、2011 年 7 月に開催されることも紹介された。

また、本年 10 月に名古屋で第 10 回生物多様性条約締約国会議 (CBD/COP10) が開催されること、会期中の 10 月 23 日に「Nagoya Ocean Day」が開催されることが紹介された。

#### 14) 理事会合及び技術会合の結論及び勧告

事務局が準備した議事概要メモにより、上記議題 1 ～ 15 に関する理事会合及び技術会合の結論及び勧告の内容の確認が行われた。

以降は、政府間会合として議論が行われ、チュア議長が議長役を勤めた。

#### 15) GEF のプログラムのアプローチと GEF 合同ストック・テーキング会合のプロセスに関するプレゼンテーション

GEF/IW によるストック・テーキング (東アジア海域のプロジェクトの現況評価) 会合について、本件に関する GEF のコンサルタントである Tengberg 氏から説明があった。東アジア海域においては、現在 30 の GEF プロジェクトが行われていることから、これらの重複や相乗効果について検証し、より効率的・効果的なプロジェクトの実施を目指そうとしているとのこと。会合は 10 月末にマニラで開催されるが、最終報告は 2011 年初めに GEF の理事会に提出されるとのこと。

ロティリヤ事務局長からは、この会合と 10 月に開催する拡大 EC 会合との関係については検討中であるとの説明があったが、参加者の中からは、この会合を PEMSEA の枠内で行うべきではないとの意見があった。

同事務局長及び Tengberg 氏からは、この会合の進め方について意見を寄せてほしいとのことであった。

#### 16) PRF の再構築に関するコンセプト・ペーパー

事務局より、5 カ年間の SDS-SEA 実施計画の一部である PRF の再構築に関するコンセプト・ペーパーについて、説明があった。本件についても、持続可能な資金調達計画、普及宣伝計画と同様に、本年 10 月の拡大 EC 会合における議論を経て、最終的には 2011 年 7 月に EAS パートナースHIP 会議で了承されることを目指している。

参加者からは、パートナーが PRF に何を望むかをベースに議論すべき、パートナーによるオーナーシップの観点が重要である、SDS-SEA 実施計画と密接に関連することを踏まえ検討すべき、といった指摘があった。

結論として、コンセプト・ペーパー及び作業計画が採択され、また、PRF が具体的な PRF の再構築に関する計画の作成と実施を迅速に進めること、本計画については、SDS-SEA 実施計画策定の中で、技術作業部会 (TWG) 分科会を設置して作業を進めることが確認され

た（8）における合意参照）。

#### 17) GEF/UNDP/UNOPS による SDS-SEA 実施プロジェクト：2010 年年次作業計画及び予算

事務局より、現在実施されている 2008～2012 年のプロジェクトの実施状況及び 2010 年の年次作業計画及び予算の実施状況について説明があった。

2010 年の予算については、執行に一部遅れが生じているとの報告があり、その理由について議論が行われた。具体的な理由として、各国の政府機関の組織体制がプロジェクトの内容に合うようにデザインされていないこと、国際機関、国、地方と各段階での意思決定に時間を要すること、各国における対応能力の問題などが指摘された。これらを踏まえ、議長から、PRF がさらに各国のフォーカルポイントを支援すべき、また、UNDP や UNOPS にも一層の協力をお願いしたい、互いに行き来して人間関係を深めることも非常に重要である、とのコメントがあった。

#### 18) 理事会合及び技術会合の結論及び勧告の再検討及び採択

政府間会合として、理事会合及び技術会合の結論及び勧告を受け入れ、採択した。

### (6) まとめ

本会議においては、国際法人格を取得し、国連のプロジェクトから自立可能な地域機関への転換に歩み始めた PEMSEA が、GEF の支援が終了する 2015 年以降、どのような新しい運営の仕組みを構築していくかが議論の中心となった。

具体的には、2011 年から 5 ヶ年間の SES-SEA 実施計画、また、特にその中でも重要な持続可能な資金調達計画、普及宣伝計画及び PRF の再構築の 3 つのテーマについて、事務局から基本的なコンセプトが示され、これをもとに議論が行われた。これら 3 つのテーマを含む SDS-SEA 実施計画については、今後 1 年かけて検討し、2011 年 7 月の EAS パートナースhip会議で合意することを目指すことが確認された。また、本検討を円滑に進めるため、当財団の寺島常務を含む現行 EC（執行委員会）メンバーの任期は本年 7 月までであるが、選挙を 2011 年 7 月まで 1 年延長し、現行メンバーにより引き続き本検討を推進することも確認された。また、EC のメンバーを 7 名に増加することや継続性に配慮した改選の仕組みについては、PRF が再度整理し、2010 年 10 月末の拡大 EC 会合に提案することとされた。

PEMSEA は、東アジア海域の持続可能な発展の基礎となる政策枠組として定着し、また、高く評価されているが、地域機関としての自立が求められており、いよいよその真価が問われる時となっている。本会議では、PEMSEA の新体制への転換に向けた具体的な計画の最初のドラフトが示されるとともに、計画策定に向けた検討のスケジュールも明らかにされた。しかしながら、検討すべき項目は非常に多岐にわたり、また、残された期間も非常

に限られている。

ECのメンバー構成についても議論が行われたが、選挙を2011年7月まで延長することが了承されたのみで、新規メンバーがどのようなスケジュールで選出されるのか、現行メンバーとの引継期間がどのように設定されるのかについては、PRFが再度整理し、2010年10月末の拡大EC会合に提案することとされた。

以後は、多岐にわたる検討事項について、2010年10月に拡大EC会議を開催して議論を継続することとなっており、それまでに事務局がより具体的な検討案を作成し、技術作業部会（TWG）及びその分科会で検討が行われることとなった。我が国としては、人的支援も含め新しいPEMSEAにどのような貢献ができるか、また、PEMSEAの活動をいかに我が国の海洋・沿岸域政策と連携させることができるかを念頭に置きながら、本検討作業に積極的に関わっていく必要がある。

当財団としても、非政府パートナーとしてPEMSEAの活動に参画してきた経験を活かし、PEMSEAの転換に向けた計画作りの作業に積極的に参加し、貢献していく必要があると考えた。

### **3. 第7回 PEMSEA 拡大執行委員会・GEF 東アジア海域プロジェクト評価会議**

#### **(1) 会議趣旨**

第7回 PEMSEA 拡大執行委員会では、本年7月に開催された第3回東アジア海域パートナーシップ会議での議論を受け、地域協力機関としての PEMSEA のガバナンスのあり方、持続可能な組織への変革／改革の方針が議論された。また、地球環境ファシリティ（Global Environment Facility (GEF)）が主催する東アジア海域プロジェクト評価会議では、PEMSEA を含めた黄海や南シナ海等の GEF プロジェクトの成果をレビューし、東アジア海域における今後のより効果的なプロジェクト執行について議論が行われた。

#### **(2) 開催地**

フィリピン・マニラ

#### **(3) 日程**

- A) 第7回 PEMSEA 拡大執行委員会：平成22年10月26日～27日
- B) GEF 東アジア海域プロジェクト評価会議：平成22年10月28日～29日

#### **(4) 出席者**

- A) 第7回 PEMSEA 拡大執行委員会：執行委員会メンバー、PEMSEA 事務局長、PEMSEA 参加国政府、非政府パートナー等
- B) GEF 東アジア海域プロジェクト評価会議：PEMSEA 代表、東アジア海域 GEF 関係

各国政府、GEF 事務局、その他国際機関、プログラムなど（アジア開発銀行、世界銀行、Coordinating Body on the Seas of East Asia(COBSEA)、UNDP/GEF Yellow Sea Large Marine Ecosystem (YSLME) Project ほか)

## (5) 会議の結果

### A) PEMSEA 第 7 回拡大執行委員会

#### 1) PEMSEA ガバナンス

##### i) Head Quarters Agreement (HQA)

PEMSEA 事務局より、以下の進捗状況が報告された。

- 免責や権利を PEMSEA に付与する HQA は取得に向けたプロセス途中である。
- すでにフィリピン議会上院での承認を目的とした事前の非公式協議が開始されている。
- 2011 年末までにフィリピン政府から HQA を取得する予定である。

##### ii) ガバナンスの枠組み

PEMSEA 事務局より、PEMSEA のガバナンスを向上するため、より明確な政策や運営規則が規定された PEMSEA 細則 (By-laws) を策定していく旨が提案された。フロアからは、今後の政策や運営規則の策定にあたって、PEMSEA の基本的考え方である「パートナーシップ」を忘れないようにという指摘があった。

##### iii) 執行委員会 (EC) の継続性、EC カウンターパートのメンバーシップ

EC の継続性の確保、EC カウンターパートの選出方法について、以下の事務局案が示され、合意された。

- 海口パートナーシップ協定 (2006 年) において「EC は 3 人の議長と事務局長で構成する」と定められており、さらに Head Quarters Agreement (HQA) もこれを前提としているので、EC の構成を変更しない仕組みが必要である。(EC の構成自体を拡大すると上記の協定および HQA の双方の改定が必要となってしまう。)
- そこで、EC の構成はそのまま維持し、パートナーシップ会議および政府間会合・技術会合の各議長のカウンターパートとして EC に参加する代理 (Alternate) をそれぞれ選出し、EC での議論を実質的に 7 人で行う体制をつくり、さらに 3 年後にはそれら代理が各議長に昇格することとする。
- EC カウンターパートの選出は、事務局が各国と調整・協議しコンセンサスを構築する方向で進め、コンセンサスが得られない場合には、EC メンバーと同様の手続きで選挙を行うこととする。

さらに、事務局から以下の補足説明が行われた。

- EC カウンターパートの役割は、正式なメンバーとしてではなく、1) EC への参加による運営の継続性の確保、2) EC メンバーが欠席の際の PC の議長代理、などが

考えられる。後日、これらの役割案を明記した文書を事務局より配布する。

日本代表からは、1) EC 選挙までにワーキング・グループ (E メール等) によるコンセンサスの構築、2) EC の構成・メンバーシップの見直しに伴う PC の再構築、つまり、セッション構成の再考が提案された。これについては、全般的な議論の中でさらに検討していくこととなった。

議論の結果、上記 i) ~iii) の各項目について、提案された作業スケジュールに従い PESMEA 事務局が作業を進めていくことが合意された。また、パートナーから PEMSEA 事務局に対し、重要な事項に焦点をすえ、作業をスピードアップすることが要求された。

#### iv) 会計報告

PEMSEA 事務局より 2008 年 9 月から 2010 年 10 月までの会計報告がおこなわれた。フロアからは、これまでのパートナーや協力団体からの支援 (資金、物資提供等) を高く評価する意見が多く出された。また、PEMSEA 事務局が以下の意見を考慮し、今後対応していくことが確認された。

- 企業からの資金提供を模索すべき。企業は CSR (Corporate Social Responsibility) ファンドを持っており、特に気候変動に関連したファンドがあるのでそれを活用できるように活動してはどうか。例えば、ASEAN が行っている CSR 事業とのタイアップも可能性があるのではないか。
- 今後、企業からの支援を得やすい環境を整えるためには、会計報告を私企業のフォーマットに近づける必要がある。
- パートナーとのジョイント・プランニングにより、共同出資の開発を模索してはどうか。人材育成については、共同出資によるワークショップ共催などが実現しやすいと考えられる。SDS-SEA 実施 5 年計画の立案とともに検討していくべき。
- 現段階で、すでに PEMSEA の“売り”となるプロダクトやサービスを特定できるべき。ドナーから直接資金を得るためには、ドナーが規定する最低スタンダードをクリアする必要がある、それに備えたガバナンスを準備すべき。
- パートナー等からの資金提供の金額や用途に関する精査が必要である。将来は、どのような項目に対しどれだけの資金が使われたかを報告する、フィードバック・メカニズムを設置することが望ましい。

#### 2) 2011 年の PEMSEA 会合予定

以下のスケジュールが PEMSEA 事務局より提案された。

- 2011 年 3 月 25—26 日：第 8 回執行委員会
- 2011 年 7 月 5—15 日：第 4 回パートナーシップ会合 (7 月中旬の 3—4 日間を計画)
- 2011 年 10 月 21—22 日：第 9 回執行委員会

第 4 回パートナーシップ会合は、各国の夏季休暇等の影響を考えホスト国である韓国が調整し、その結果確定した日程を PEMSEA 事務局からパートナーに連絡することが合

意された。

### 3) PEMSEA の変革／改革について

PEMSEA のビジョンと使命、SDS-SEA 実施 5 ヶ年計画、PEMSEA 事務局の再構築および持続可能な財政とアドボカシーの 4 項目について PEMSEA 事務局案が説明され、それに対し、参加者より以下の意見が出された。特に、いかに財源を確保し持続可能な財政運営をしていくかに議論が集中した。

- PEMSEA のビジョン・使命は、SDS-SEA のビジョン・使命を基礎に考えればよい。
- PEMSEA が国際機関として認証されるためには、PEMSEA 事務局自体が適切な運営・監査機構等を備える必要がある。
- 財政計画は SDS-SEA 実施 5 ヶ年計画とリンクされる必要がある。
- アドボカシーは重要であるが、広報すべき成果・内容がなければ意味がない。PEMSEA 事務局はあくまでも SDS-SEA の実施自体に重点を置き、運営をしていくべき。
- GEF からの資金提供は SDS-SEA 実施にとって重要であり、PEMSEA パートナー国は、PEMSEA を GEF のサポートを得るための中間媒体として利用すべき。
- PEMSEA はパートナーシップ・メカニズムであり、世界銀行やアジア開発銀行などの銀行とは性質が異なる。彼らはプロジェクト・コンサルタントであるが、PEMSEA の強みは地方公共団体との協働であり、地方レベルの人材育成や、持続可能な開発を可能にする環境を整える点にある。特に、東アジア海域の境界における環境問題について、地域メカニズムである PEMSEA が果たす役割は大きく、単独国では解決が困難な課題に効果的に対応できる。
- PEMSEA の持続可能性を保つためには、国際機関、私企業、政府などの多様な主体と協働すべきであり、その効果的な方策や可能性を探るべき。
- 人材育成は今後さらに重要であり、PEMSEA は各国、地方公共団体に対する人材育成事業を強化すべき。
- 世界銀行との水質汚濁に関する戦略的パートナーシップはこれまでのところあまり進展していない。進展に向け、今後世界銀行との連携をさらに強化していく必要がある。
- 技術会合議長である寺島常務理事から、「PEMSEA は現在、政府・非政府パートナーによるパートナーシップを基本とした非営利組織であるが、将来はどのような性格の組織を目指すのか、また PEMSEA とは一体何であるのか、各パートナーを含めたわれわれの共通認識の構築が必要である。事務局案には営利組織に関する言及もあり、参加者の混乱を招いている。PEMSEA は持続可能な財政運営を目指し、多少の収入を得られる活動を行う非営利組織を目指す、という方向ではないか。」という助言があった。

- 政府間会議長の Dr. Lee からは、特に財政計画について、1) より多くの国が財政的支援を PEMSEA に行うこと、2) パートナーのジョイント・プランニングを通じた責任ある協力が要請された。また、新しく財政に関する部局を PEMSEA 事務局内に設置する案については、否定的である旨が表明された。
- GEF 事務局の Dr. Duda からは、PEMSEA のこれまでの成功を他地域に普及するためのサポート（サービス提供に対するコスト支援）は GEF で準備できるので、グローバルに展開することも視野に入れてはどうか、という提案があった。

PEMSEA のビジョンと使命、PEMSEA 事務局の再構築、持続可能な財政とアドボカシーについては、今回の議論をふまえて事務局がさらに検討し、次回の EC（2011 年 3 月）に改定案が提出されることが合意された。

SDS-SEA 実施 5 カ年計画については、以下の各項目について事務局が対応し、練り直した案を次回 EC に提出することが合意された。

- 地域、準地域（Sub-Regional）、国レベルの 3 つの視点を入れ、改定する。
- 各国とのさらなる協議をふまえ、改善した計画を EC に提出して最終形とする。
- SDS-SEA の 6 つの基本戦略との関係を明示し、より具体的な行動計画を盛り込む。

#### 4) GEF 東アジア海域プロジェクト評価会議

GEF 事務局の Dr. Duda から、明日、明後日と開催される GEF 東アジア海域プロジェクト評価会議の意義、東アジア海域におけるプロジェクトの経緯と歴史について説明があった。Dr. Duda は、「東アジア海域には、主として PEMSEA、南シナ海、黄海の 3 つの広域海洋生態系に関する GEF プロジェクトがあり、明日から実施される評価会議は、これらを中心とした各種 GEF プロジェクトのこれまでの実績・成果を振り返り、今後の方向性を展望するものである。GEF は各国のイニシアティブによるものであり、対象国が要求しなければ GEF 支援はない。そのため、各国がどのような事業を必要としているか、明確に GEF に表明することが期待される。」と述べ、翌日からの会合に向けた期待を表明した。

GEF 支援対象国からは、以下の意見が表明された。

- PEMSEA の強みは、ICM に関する地方公共団体に対するサポートや人材育成であり、それに対して国が支援し、さらなるスケール・アップを目指している。GEF からの継続的な支援を期待している。
- SDS-SEA の実施は、地域レベル、国レベルの 2 つが重要であると同時に、地域内における境界の環境課題への取り組みも重要である。これらについて、今後も GEF の支援を期待する。
- 東アジア海域は気候変動による影響も大きく、今後の GEF プロジェクトの焦点として流域圏を含んだ沿岸域管理、汚濁負荷の削減、災害回避など、複数の主要課題が考えられる。

- 国家経済に与える海洋の影響は東アジア地域平均で 11%程度と非常に大きい。GEF プロジェクトは地域・国の社会経済発展に寄与するプロジェクトでなければならない。
- 地域全体で共通した沿岸域環境報告を実施していくことが望ましい。GEF としてそのようなプロジェクトへの支援を期待したい。
- GEF プロジェクトの戦略的行動計画（SAP）をもとにした、各国の国家行動計画の着実な実施が必要であり、国としてしっかりと取り組んでいきたい。

## 5) 結論

事務局が整理したまとめについて、多少の修正・追加をもって合意された。結論の詳細は添付資料 1 参照。

### B) GEF 東アジア海域プロジェクト評価会議

東アジア海域における GEF プロジェクトのこれまでの成果、課題、今後の効果的なプロジェクトの構成・運営の方向性に関して議論された。

#### 1) GEF の戦略的アプローチと GEF 5 追加投資\*

GEF 事務局 Dr. Duda から、会議の開始にあたり、今回の Stocktaking Meeting 開催の背景として以下の通り説明があった。

- GEF の International Waters プロジェクト（GEF/IW）は、国境を超える水域（河川・海域）における持続可能な開発の問題を、関連する複数の国が協調して解決することがねらいである。
- 東アジア海域では、PEMSEA のほか、黄海、南シナ海、スルー・スラウェシ海、CTI（コーラル・トライアングル・イニシアティブ）などのプロジェクトが進められている。
- GEF5（GEF の第 5 フェーズ／2010～）における GEF/IW の目的は、1）水利用の摩擦の調整、2）沿岸及び LME（大規模海洋生態系）における漁業の再構築・汚染の抑止、3）能力開発等の支援、4）ABNJ（国家管轄外海域）の効果的管理の 4 つである。

\*GEF5 追加投資：GEF 拠出国は 4 年に一度の投資サイクルで資金拠出しており、GEF 5 は第 5 フェーズとなる 2010 年 7 月から 2014 年 6 月までの 4 年間の GEF 活動に対する追加投資である。

#### 2) 東アジア海域の持続可能な開発に向けた今後の方向性

東アジア海域の現状、現在実施中の GEF/IW プロジェクトにおける不足事項があるとす

れば何か、また、現状を改善するための方策は何かについて議論が行われた。

最初に、GEF プロジェクトの実施機関である ADB（アジア開発銀行）、FAO（国連食糧農業機関）、UNDP（国連開発計画）、UNEP（国連環境計画）、世界銀行からそれぞれ、各機関が実施している GEF/IW プロジェクトの概要や取組状況について説明があった。

PEMSEA 参加国等からの主な意見は、以下の通り。

- 海洋汚染、海洋生態系の喪失、これによる食糧安全保障への脅威は依然深刻な問題である。
- 国境を越えた協力・地域全体としての取組みが一層求められる。
- これまで様々なドナーにより多額の資金が投入され、様々なプロジェクトが実施されているが、十分にフォローアップされていないのが問題である。
- 関係国政府の政治的コミットメントであり、地域政策のアンブレラである SDS-SEA（東アジア海域の持続的な開発戦略）は非常に重要である。その実施を支える PEMSEA の地域機関への円滑な移行が求められる。

### 3) 本会議の背景とこれまでのプロジェクト評価

GEF コンサルタント Dr. Tengberg より、本会議の背景と東アジア海域におけるこれまでの GEF プロジェクトの評価方法、およびその結果報告が行われた。

各地域海計画において優先的に取り組んでいる課題、GEF の投資分野、生態系アプローチへの取組状況、プログラム・プロジェクト間協力およびガバナンス・メカニズム等に関するレビュー結果が報告された。

今回の評価によれば、東アジア海域において、PEMSEA が沿岸・海洋管理に関する最も強力な機関であるという結果であった。また、東アジア海域は他の海域と異なり、条約による法的拘束力を伴うメカニズムではない PEMSEA および YSLME が機能しており、これらは革新的なアプローチであるという報告もあった。

さらに、Dr. Tengberg から、今後の方向性に関する以下の提案が行われた。

- 地理的および分野的なギャップがあり、特に漁業分野への今後の投資が必要である。
- 沿岸・海洋問題に関するガバナンスの強化が必要であり、地域内の調整メカニズム、および合意された共通のモニタリング手法が必要である。
- 各国は喫緊の課題として、1) 陸域からの汚濁負荷、2) 生態系の破壊と改変、3) 漁業問題、4) 気候変動をあげており、特に気候変動の回避・適応策が必要である。

フロアからは、コンサルタントによるレポートの取り扱いをどうするのかについて疑問が呈された。レポートはプロジェクト・レビュー結果として示されたが、「東アジア海域に存在する構成メンバーや財源等が異なる組織を比較し順位付けすることには無理がある」、「GEF プロジェクトやその他の国際機関等を比較し順位付けした表は削除すべき」という意見が多数あがった。各プロジェクト・プログラムが評価されることに懸念を示す中で、「これは 10-20 年先の GEF の東アジア海域における方針を決める会議である。ど

のように多数のプロジェクトやメカニズムが協働できるのか、前進するために互いに補完しあい、効果を高めていけるのかに集中して議論すべきである」という前向きな意見が出され、議論が前進した。

なお、マレーシアからは、「多種多様なドナー・プロジェクトがあり、国としてどのプロジェクトを実施すべきか混乱する。プロジェクト数を少なくしてはどうか。」といった意見も出され、東アジア海域各国の意識や足並みの多様さが明らかとなった。

GEF 事務局からは、「GEF は東アジア海域各国の意思や意見を反映して地域のために働くものであり、GEF が各国をリードするのではない。」という点が強調され、各国のさらなるイニシアティブが求められた。

#### 4) 持続可能な沿岸・海洋の開発および管理に関する国・地域のキャパシティ強化

各国から、持続可能な沿岸・海洋の開発および管理に関する国・地域のキャパシティ強化について、これまでの成果や今後のニーズなどが述べられた。主な内容は以下の通り。

- オーストラリア：パートナーシップというスタンスは維持されるべきであり、さらに強化されるべきである。プロジェクト間の調整とガバナンスの強化が今後の主要な課題となるだろう。
- カンボジア：SDS-SEA は東アジア海域における枠組みを提供しており、これまでに PEMSEA とともに、タイ湾の油流出事故対応国家計画や地方公共団体における対応トレーニングなどが実施された。大きな成果があがっているが、さらなる取り組みが必要である。SDS-SEA の着実な実施を目指し、PEMSEA はさらに強力な役割を果たすべきである。気候変動や経済発展に伴う環境へのプレッシャーはさらに強まっており、さらなる GEF の SDS-SEA 実施に対する支援を期待する。
- 中国：これまでに海域使用管理法、島嶼管理法などの策定により、海洋・沿岸の管理に力を注いでいる。中国は SDS-SEA の実施機関である PESMEA と協力してきており、2006 年からは PEMSEA 事務局に対する財政支援も行っている。今後も PESMEA への財政支援を引き続き実施していきたい。
- 北朝鮮：PEMSEA との協力による Nampho ICM (Integrated Coastal Management (総合的沿岸管理)) デモンストレーション・サイトでは海域使用図の作成が完了し、利害関係者によるコンフリクトが大きく減少した。Taedong 川流域管理計画も PEMSEA の支援により策定されたが、関係者の経験や知識が不足している。同計画実施のためにも、将来、北朝鮮が GEF 支援対象国として認められることを期待している。今後も引き続き PEMSEA と協力し、SDS-SEA の実施に努めていきたい。
- インドネシア：PEMSEA との協働により、ICM が Bali において開始され、複数の州に拡大した。海洋水産省は、PESMEA および海洋沿岸資源管理プロジェクトにより ICM を実施してきており、これまでに 15 州 42 地区が ICM を実施してきている。

ジャカルタ湾は流域圏を含んだ沿岸管理（ICARBM）の取り組みを開始している。インドネシア政府は、必要な事業に対してはプロジェクト終了以降も国家予算を継続して投入しており、南シナ海プロジェクトはその一例である。COBSEA による 2 つのプログラムやサンゴ礁保全に関するプログラムにも継続して国家予算がつけられている。また、ボゴール大学が地域のラーニング・センターとして機能し、ICM 等のプロジェクト実施を強化している。

- 日本：地域協力は重要であり、SDS-SEA の実施はさらに強化されるべきである。日本ではこれまで、各セクターを中心とした SDS-SEA の取組を実施してきており、今後も PESMEA と協力し、人材育成や技術協力等を通じた地域協力を推進していきたい。
- ラオス：水資源のニーズが経済発展に伴い急速に高まっている。これを受け、水資源省が事務局となり、関係省庁から構成される総合的水資源管理・利用委員会が設置された。また、水資源管理に関する国家政策・戦略も策定され、首相令による「河川委員会」も設置されたところである。さらに、水利用の許可制度や、各セクター間の割当制度の設置にも現在取り組んでいる。GEF の支援・調整により、多様なプロジェクト・プログラム間で成功や失敗の経験を共有することは有意義である。今後も PEMSEA や他の機関と協力し、SDS-SEA を実施していきたい。
- マレーシア：マレーシアは CTI に対してこれまでに 100 万ドルの支援をするなど、地域プロジェクトに貢献してきている。また、GEF による支援は、資金・資金以外の双方ともに重要だと考えているが、特に GEF の資金提供により国家予算の投入が促進されており、効果的である。GEF による地域プロジェクトへの資金提供は、参加国が平等に資金を享受できないこともあり問題がある。GEF は国家間協力を促進すべきではあるが、国家のガバナンスに介入すべきではない。なお、南シナ海プロジェクトは COBSEA が担当すべきだと考える。
- フィリピン：SDS-SEA の実施に向け、1) ICM を国家戦略として適用するという大統領令 EO533 の実行に向けた国全体での ICM・人材育成の実施、2) 国レベルでの関係省庁が参加した調整メカニズムの設置、3) ICM のスケール・アップ、4) ICM ラーニング・センターの設置などを行ってきている。最高裁判所により実行が命令されたマニラ湾の汚濁削減や、ラグナ湖—パシグ川流域の汚濁削減について、今後の資金投資の促進による着実な推進を期待している。
- タイ：沿岸・海洋管理に関しては、従来、関係省庁の参加により設置されていた調整委員会が 2006 年に解散され、国家環境委員会がその役割を担うようになった。地方自治体レベルでは、部局間連携による調整メカニズムが ICM デモンストレーション・サイトに設置されており、ICM は地方自治体の年度計画にも組み込まれている。また、ICM 実施のための地方公共団体間のネットワークも構築されている。
- 東チモール：東チモールは、日本、オーストラリア、マレーシアを含む多くの国が

ら支援を受けているが、2010年からPEMSEA、アラフラ海プロジェクト、CTIの3つの事務局に対し、10万ドルの資金提供をし、国としてのコミットメントを示している。また、これら3つの取組は1つの国の窓口で対応し、適切な調整を図っている。GEFプロジェクトは国家プログラムと同じ方向性である必要がある。

- ベトナム：海洋沿岸管理に関する国家政策が策定され、特に海洋・島嶼に関する管理が強化されている。これに伴い、VASI（ベトナム海洋島嶼庁）が設置された。2010年現在、PEMSEAのICMデモンストレーション・サイトに加え、他の6省でもPEMSEAの技術支援を受けてICMの取り組みが開始されている。GEFに対してはSGP（Small Grant Project（小規模無償支援プロジェクト））の増加を期待する。

#### 5) GEFプロジェクトの評価および今後の方向性に関する提案への意見

前日にGEFコンサルタントから報告されたGEFプロジェクトの評価、および今後の方向性に関する提案について議論された。フロアからの意見は以下の通り。

- 東アジア海域全体としての地域メカニズムが必要であり、国際機関として承認されたPEMSEAが枠組みを提供できるのではないかと。それにより、他のプロジェクトが各国からの承認という長期間にわたる煩雑な手続きを経る必要がなくなるという利点がある。さらに、関係機関によるプロジェクト運営手数料を減少することができ、利用可能な資金を最大限にプロジェクト実施自体に活用することができる。
- 地域プロジェクト、および準地域プロジェクト間の共同プランニングにより、協働関係を改善し、相乗効果を強化できる。
- 黄海、南シナ海等の準地域プロジェクトの戦略的行動計画・国家行動計画の承認とその実施により、プロジェクト間の協働・協力を改善できる。
- これまでに成功事例が蓄積されてきており、それらはプロジェクト間、さらには地域間で共有されるべきである。
- 世界銀行の汚濁負荷削減に関する実施計画はよくできており、今後、さらなるスケール・アップが必要である。
- GEFと世界銀行はソフト事業・ハード事業双方に対する必要な財政支援を行うよう検討していくべきである。

また、GEFコンサルタントによる今後の方向性に関する提案については、以下のような意見が出され、提案をそのまま了承することはできないという考えが多くを占めた。

- 国として今回の提案に対し、単純に「賛成・不賛成」という立場は表明できない。
- 漁業分野はSDS-SEAの中に含まれており、他の分野も漁業と同様に重要であることをふまえると、漁業分野のみを強化・優先する、という表現は不適切である。
- 現在のプロジェクト分析・評価結果と、今後についての提案内容との間には乖離があり、理解しにくい。改善が必要である。

## 6) 結論および提言

以下の項目が、会議の結論および提言として合意された。

- ①プロジェクト評価結果は有意義な資料であるが、会議での議論をふまえ、作成しなおす。改善された資料は GEF 関係機関・各国に配布される。
- ②これまでの GEF の支援により、境界環境問題に関する各国のオーナーシップが高まった。
- ③PEMSEA と SDS-SEA は、今後の共同プランニング、モニタリング等を進展する地域ガバナンス・メカニズムを提供できる。
- ④GEF による、以下の項目を含むさらなる東アジア海域へのサポートが必要であることが確認された。
  - a. 情報共有、成功事例の普及、人材育成
  - b. 気候変動と適応策、漁業、生態系および資源の保全・管理、陸域からの海域汚染
  - c. 官民協働による ICM スケール・アップ支援のための資金投資の強化・拡大
  - d. 計画中心のプロジェクトから、計画実施中心のプロジェクトへの移行
- ⑤SDS-SEA の実施、YSLME（黄海大規模海洋生態系）および SCSLME（南シナ海大規模海洋生態系）の各戦略的行動計画の実施を支援するため、GEF 関係機関は各国担当者と協力し、Programmatic Approach\*（プログラムのアプローチ）に基づく地域・国家プログラムを準備し、GEF に提出することが必要である。

\* Programmatic Approach : プロジェクト単独として計画・評価するのではなく、プログラムというより大きな枠組みの中で複数のプロジェクトを相互に位置付け、補完・強化しあい、プロジェクト総和としての相乗効果を生み出してプログラム全体が効果的に進捗することを目的としたアプローチ。

## (6) まとめ

### PEMSEA 拡大執行委員会

今回の PEMSEA 拡大執行委員会の最大の焦点は、2010 年 7 月のパートナーシップ会合からの懸案事項となっていた「EC カウンターパートの拡大と議長交代を円滑に行う引き継ぎメカニズム」であった。寺島常務がメンバーとなっている EC のメンバーシップの拡大とその選出方法が、同委員会で合意された。これにより、地域協力機関 PEMSEA への移行をスムーズに行うために必要である EC の継続性確保のためのメカニズムが合意され、大きく一歩前進したといえよう。今後は、予定されたスケジュールに基づき、PEMSEA 事務局によるコンセンサスの構築がいかに関われるかが鍵となる。各国や団体パートナーの思惑をどのように事務局がハンドリングするのか、注視される。

なお、これに関しては、海洋政策研究財団・寺島常務理事の EC 任期終了後、日本の

PEMSEA におけるプレゼンス、つまり東アジア海域をとりまく各国の間で沿岸・海洋に関するプレゼンスが低下しないよう、しっかりとした意思（政治的意図）を担当窓口である国土交通省が確立し、適切に PEMSEA 事務局に働きかける必要があるだろう。当財団としても、寺島常務理事の EC メンバーとしての立場・経験をいかし、国土交通省への適切な助言等により、日本の東アジア海域でのプレゼンス確保に貢献していくことが重要だと考えられる。

また、もうひとつの重要な議題である PESMEA の変革／改革のうち、PEMSEA 事務局の再構築および財政計画については、コンサルタントに委託して事務局案が作成されている。同委員会でのプレゼン内容とパートナーからの反応をふまえると、現時点ではコンサルタントが十分に PEMSEA の性格を理解しておらず、委員会で多少の混乱を招いたといえる。今後 PEMSEA 事務局は、事務局の再構築および財政計画に関し、強力なリーダーシップと明確なビジョンを持ち、コンサルタントを適切な方向にリードする必要があると考えられる。当財団は、財政計画ワーキング・グループの一員であり、PEMSEA パートナー団体として、今後のインターネットを介した議論でしっかりと意見や提案をインプットしていきたい。

なお、同委員会は前回 PC から 3 カ月弱という短いインターバルで開催され、PEMSEA 事務局は同期間内における上記重要懸案事項の処理を要求されたわけだが、実際には会議直前まで資料がパートナーに共有されず、準備不足の感は否めなかった。特に、PEMSEA の変革／改革については、PEMSEA 事務局案をもとにインターネットでのワーキング・グループ討議が実施される予定であったが、実現されなかった。そのため、パートナー、特に参加国は国内での議論や合意が図れず、今回の委員会で国としての正式な意見を述べたり、何かに合意したりすることは無理であった。もちろん、議題の性格上、パートナーの自由な議論を求めるといふ PEMSEA 事務局のアプローチは理解できるが、昨今の厳しい財政状況の中で、何も合意できない会議に国や団体パートナーが何度も参加することは難しいだろう。これについては、今後の改善が必要だと考えられる。一方、同委員会には韓国以外の全パートナー国が参加していた点、さらに言えば、本財団も含め、複数の団体パートナーが参加していた点は、関係者の積極的な関与を得ているという点で評価できる。

### **GEF 東アジア海域プロジェクト評価会議**

GEF 東アジア海域プロジェクト評価会議は、今後の GEF プロジェクトの方向性を議論するために、PEMSEA を含む東アジア海域の主要な GEF プロジェクトが一堂に会した貴重な地域会議であった。当財団としても初めて同会議に参加したわけだが、各プロジェクトの特徴や重複している点などが概括でき、有意義であった。特に、SDS-SEA が東アジア海域共通の持続可能な開発目標・枠組みとして GEF、および GEF 関連プロジェクト等の多様な関係機関によって合意・賛同されたことは注目に値する。SDS-SEA が同地域においてアンブレラの役割を果たすことが確認され、さらにその策定主体である PEMSEA が、地域メ

カニズムとして今後ますます重要な役割を果たしていく方向性が確認できた。これにより PEMSEA は、GEF からの今後の（財政）支援の確約を得たともいえよう。今回の評価会議は、PEMSEA と GEF が相互にそれぞれの立場を利用しあったと観察される。GEF は、PEMSEA の拡大執行委員会と連続して評価会議を開催することにより、参加国の招聘費用や会場・資料準備等の事務作業を PEMSEA に負担させることができた。一方、PEMSEA は、評価会議への参加国代表が PEMSEA 担当窓口（省庁）となり、各国の実績のほとんどが PEMSEA によるものとして報告され、PEMSEA の実績の高さを GEF および関連プロジェクト・プログラムにアピールできた。ただし、PEMSEA の協力を得て実施された GEF コンサルタントによるプロジェクト評価、および評価会議の設定に関し、疑問や不満を有する GEF プロジェクトや関連プログラムもあることが観察され、今後の東アジア海域における GEF プロジェクトの開発、および各プロジェクトの覇権争いともいえるリーダーシップのとりあいも想定される。このような状況下で、国際機関として承認された PEMSEA が、今後どのように地域メカニズムとしてのリーダーシップをとっていけるのか、また、多様なプログラムやプロジェクトが交錯する東アジア海域でどのような役割を果たしていくのか、重要な局面を迎えている。そのためにも、PEMSEA の持続可能な運営に向けた変革／改革の円滑な進展が必要であり、当財団も、PEMSEA の団体パートナーとして適切なインプットを行い、日本の東アジア海域におけるプレゼンスの確保に貢献していきたい。

## **PEMSEA GOVERNANCE**

### **Conclusions:**

- Sincere appreciation was extended to the Government of the Philippines through the Department of Environment and Natural Resources for supporting PEMSEA for the past 16 years and in facilitating the consultation process for securing the Headquarters Agreement.
- The HQA is critical to the operation of PEMSEA as an international organization.
- It is important to secure the HQA by 2011.
- The proposed governance framework promotes continuity and stronger leadership that will be acceptable to the Partners.
- In order to work more effectively in the future as a full-fledged international organization, PEMSEA needs to develop its by-laws and governance framework.

### **Decisions:**

The EC decided:

- To adopt the proposed work plan for the development and finalization of the PEMSEA by-laws and governance framework, the EC structure and turnover mechanism by July 2011;
- That the PRF proceed with the implementation of the work plan as a priority activity;
- That the PRF continue the consultations and accelerate the approval of the HQA in coordination with the relevant offices in the Philippines, including the Department of Environment and Natural Resources and the Department of Foreign Affairs;
- That the PRF complete the consultations with the Country and Non-Country Partners regarding the Executive Committee structure and proposed turnover mechanism;
- That the PRF keep the Partners informed on developments and circulate meeting documents at least two weeks before the meeting to enable the participants to review and conduct necessary consultations prior to the meeting; and
- That the PRF inform the Ministry of Foreign Affairs and concerned government agencies in each country regarding the Agreement Recognizing PEMSEA's International Legal Personality and respective country activities related to the implementation of the Sustainable Development Strategy for the Seas of East Asia (SDS-SEA) to aid in or facilitate the approval of country plans and allocation of necessary resources.

## **2.0 FINANCIAL REPORT**

### **Conclusions:**

- The Meeting acknowledged the increasing buy-in and support of various Partners to the implementation of the SDS-SEA.
- There is a need to standardize the format of the financial report and regularize the financial reporting process.
- To fully reflect the support or contributions in-kind and in-cash of PEMSEA Country and Non-Country Partners, a feedback mechanism needs to be developed.
- Joint planning and other collaborative activities should be explored.

### **Decisions:**

The Meeting decided that:

- The PRF develop a formal and transparent financial reporting system before the next Executive Committee meeting, which will be presented on a regular basis to the Executive Committee and the EAS Partnership Council Meetings;
- The PRF set up a feedback monitoring system to secure information from Country and Non-Country Partners regarding their actual expenditure or support allocation to PEMSEA activities;
- The financial planning needs to be consistent with the SDS-SEA 5-Year Implementation Plan, providing an indication of required and available funds for each activity in the 5-year plan;
- PEMSEA continually explore potential funding sources and develop capacity as an overall executing agency for donor-funded projects;
- The PRF establish a financial management and reporting system that will promote compliance with international fiduciary standards acceptable to GEF and international financing institutions as well as corporate entities;
- The PRF prepare a resource mobilization plan that will identify its products and services that can be offered in support of SDS-SEA implementation and how these products can be promoted among PEMSEA's publics, including donors, the private sector and other potential collaborators in SDS-SEA implementation; and
- PEMSEA should reach out to potential donors by demonstrating its competency on specific issue-areas.

## **3.0 PEMSEA MEETING SCHEDULE 2011**

### **Conclusions:**

- The 4th EAS Partnership Council Meeting provides an opportunity to discuss and review preparations related to the East Asian Seas Congress 2012 to be hosted by the Republic of Korea.

**Decisions:**

The Meeting decided that:

- The Executive Committee Chairs finalize venue and schedule of the 8th and 9<sup>th</sup> Executive Committee Meetings for the months of March and October of 2011.
- The PRF coordinate with the Ministry of Land, Transport and Marine Affairs of RO Korea regarding the specific venue and schedule of the 4th EAS Partnership Council Meeting, and inform the Partners accordingly.

#### **4.0 REPORT OF THE TECHNICAL WORKING GROUPS ON PEMSEA'S TRANSFORMATION**

***Vision and Mission***

**Conclusions:**

- The SDS-SEA provides the overall vision and mission that will guide PEMSEA.
- The SDS-SEA has to be expressed in mid-term and long-term plans with measurable targets.

**Decision:**

- PEMSEA's vision and mission are the SDS-SEA vision and mission.

***SDS-SEA 5-Year Implementation Plan***

**Conclusions:**

- The 5-year framework plan as presented is general and needs to be more focused on specific outputs in accordance with existing targets and priorities of the countries for implementation of the SDS-SEA.

**Decisions:**

- The PRF revise the proposed framework and work plan for the development of the SDS-SEA 5-year plan, to include transboundary issues with specific targets, activities, priority sites, necessary capacity development, partnerships, technical support and investments, in accordance with the six strategies of the SDS-SEA.
- The PRF develop a framework for the proposed 5-year plan for consideration by the EC, that clearly defines:
  - SDS-SEA requirements (e.g., 20% ICM coverage of coastline);
  - 5-year targets (for the 6 strategies of the SDS-SEA);
  - Actions (existing actions of countries and others; new actions);
  - Implementation plan (PEMSEA; other partners and collaborators);

- Budget (PEMSEA; other partners and collaborators); and
- Indicators of success (measurable outputs that can be reported on an annual basis, leading toward the 5-year target).
- The PRF continue the consultations with the countries on the development of the SDS-SEA 5-year plan which will be implemented at the regional, national and local scale.
- The PRF submit the results of the consultation process to the Executive Committee in its next meeting in March 2011.

***PRF Re-engineering, Sustainable Financing and Advocacy Plans***

**Decisions:**

- PRF will develop a re-engineering plan based on the needs of countries and partners for SDS-SEA implementation, available financing and capacities of the existing organizations.
- PRF will develop a sustainable financing plan that focuses on:
  - Strengthening voluntary contributions from countries, partners and collaborators in support of PRF operations and SDS-SEA implementation;
  - Increased commitments from Country and Non-Country Partners through joint planning and implementation of SDS-SEA projects and plans;
  - Provision of products and services, in accordance with SDS-SEA objectives and targets.
- The PRF will develop an advocacy and marketing plan that makes full use of existing staff, and is in accordance with the scale of actions being undertaken by PEMSEA on the ground.

#### 4. 東アジア海洋会議 2009 に関する報告会

PEMSEA は、その活動の一環として、2003 年以降 3 年に 1 回、東アジア海洋会議 (East Asian Seas Congress) を開催してきている。2009 年 11 月にフィリピン・マニラで開催された第 3 回の東アジア海洋会議 (EASC2009) には、43 カ国から過去最多の約 1,600 人が参加し、30 近くに及ぶワークショップ等が開催された。日本からは 100 人以上が参加し、「沿岸／海洋政策・法制」、「里海」、「生態系アプローチ」などのワークショップ等、ユースフォーラム、併せて開催された「地方自治体ネットワーク」など様々な会合に参加した。このように我が国から様々な分野の関係者が東アジア海洋会議に積極的に参加したのはこれが初めであった。一方で、日本からの参加者は、様々なワークショップ等に分散して参加したため、他の参加者がどのような活動を行ったか知ることがなく、互いに交流・情報共有する機会がなかった。

そこで海洋政策研究財団では、EASC2009 に参加した国内の幅広い関係者が交流し、我が国における東アジアの海洋・沿岸域への取組みを活性化させることを目的とし、関係者に呼びかけて、2010 年 4 月 12 日、東京の財団内会議室で「東アジア海洋会議 2009 に関する報告会」を開催した。

報告会には、国 (内閣官房総合海洋政策本部事務局、国土交通省等)、地方公共団体 (岡山県、三重県志摩市等)、大学等の研究・教育機関 (東京大学、日本大学、三重大学及び九州大学)、関係団体 ((財) 国際エメックスセンター等)、NPO 等の関係者総計 30 名以上が参加した。それぞれの参加者から、EASC2009 における各機関等の活動内容についてそれぞれ報告が行われ、これを受けて、PEMSEA の活動との協調による東アジア諸国との連携強化、国内関係者間の連携強化をテーマに自由な意見交換が行われた。

また、半年後 (2010 年 10 月) に COP10 を控えていたことから、生物多様性条約事務局 (カナダ・モントリオール) からジヒュン・リー博士が参加し、COP10 に向けた動きや、その関連イベントとして準備が進められているイベント「オーシャンズ・デイ・アット・ナゴヤ」について紹介し、日本の関係者に対し積極的な参加を呼び掛けた。

意見交換の中では、海洋・沿岸域管理への日本の取組み、特にフィールドで活躍している団体等の取組みを海外に発信することの重要性、そのために日本の関係者が連携・協調する形での国際会議への参画の必要性などについてコメントが寄せられた。

当財団からは、①今後、東アジア海洋会議には、日本国内で企画段階から幅広い参画を求め、今回のような会合を通じて意見交換をしてから臨む仕組みを作ってはどうか ②今回の会合を機に、そのためのネットワークを構築したい との提案を行い、参加者の賛同が得られた。

本報告会は、国内で海洋の問題に取り組む関係者の間で、PEMSEA の意義や活動内容に対する理解を深めるとともに、東アジア諸国との連携強化への機運を高めることにつながった。また、本報告会は、次回以降の東アジア海洋会議に向けての国内関係者の協力の基盤づくりに大いに寄与した。

## 第4章 海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス第11会期 (UNICPOLOS-11)

### 1. 概要

海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス(UNICPOLOS または協議プロセス)とは、1999年11月24日の国連総会決議 A/RES/54/33により導入された、海洋問題と海洋法について議論する非公式協議プロセスであり、これまで毎年開催されてきた。本協議プロセスは国連総会における海洋問題の評価の支援を目的とし、海洋と海洋法に関する事務総長報告をもとに協議を行い、新たな海洋問題や国際協力が必要な分野の特定を行う。協議の結果は議長が総会に提出する報告において、勧告として盛り込まれる。3会期ごとに協議プロセスの継続が審議されることとなっており、2008年にはさらに2年間の延長が決定され、今回第11会期を迎えた。

### 2. UNICPOLOS-11の議題

今回の UNICPOLOS の議題は、海洋問題・海洋法並びに海洋科学に関する Capacity building(能力構築)である。共同議長は、Don MacKay (ニュージーランド) 及び Paul Badji (セネガル)で、我が国からは日本財団がパネルプレゼンテーションを行ったほか、(独)海洋研究開発機構の北澤氏が海洋科学技術移転に関するプレゼンを行った。また海洋政策研究財団がステートメントを発表した。全体では、64カ国、EU、政府間機関16機関、専門機関6機関、国連附属機関3機関、NGO11機関が参加した。

### 3. 日程及び議題

UNICPOLOS-10は、2009年6月17～19日にかけて開催され、以下の議題が議論された。

#### (1) 全体会合1

項目1. 開会 (ステルザー経済社会局事務次長補、オブライエン法務担当事務次長)

項目2. 議題の採択

項目3. 意見交換

#### (2) パネル討議

第1パネル 海洋問題・海洋法及び海洋科学分野における能力構築のニーズ評価

第2パネル 海洋問題・海洋法及び海洋科学分野と技術移転に関する能力構築の概括

第3パネル 当該分野における効果的な能力構築に向けた取り組み

第4パネル より良い能力構築に向けた新しい取り組み、ベストプラクティス

#### (3) 全体会合2

項目4. 各機関の協力と調整

項目5. 今後総会で取り組むべき課題

項目6. 総会円滑化のためのテーマやパネリストの選定プロセス

## 4. 会議の結果

会議の主な内容は以下の通りである。

### (1) 全体会合

全体会合では、各国がステートメントを読み上げ、その後国際機関並びに NGO がステートメントを読み上げた。日本政府からのステートメントでは我が国の海洋関係の能力構築の枠組みとして、日本財団、海洋政策研究財団の人材育成、および(独)海洋研究開発機構が紹介された。また海洋政策研究財団もこれまでの人材育成の取り組みについての実績と考え方をまとめ、財団ステートメントとして太田義孝研究員から発表した。

最終日には、議長サマリーの原案に関する討議が行われ、各国の見解が表明された。各国からの訂正要望に関する議論の後、基本的に合意に達し会合は予定より早く午後 5 時に閉会された。閉会にあたっては、今回をもって DOALOS 事務局を去る Gabriele Goettsche-Wanli 氏の 23 年に亘る貢献に謝辞、また最後にタラセンコ氏から各国代表に対し ICP Trust Fund 並びにアメラシング・フェローシップの資金的窮状をあらためて想起、また資金補充の必要を訴えた。

### (2) パネル討議

第 1 パネルでは、Phillip Saunders(カナダ、ダルハウジー大学)のプレゼンテーションを皮切りに、ノルウェー海洋研究所、マダガスカル政府、フォーラム漁業機関、地球環境ファシリティ、メキシコ政府、国連環境プログラム、からの発表の後に質疑応答が行われた。

第 2 パネルでは、日本財団の海野光行海洋グループ長が発表を行い、日本財団の海洋にかかわる人材育成活動についての実績と今後のビジョンを紹介した。これに続いて Serguei Tarassenko(DOALOS 事務局)、また中国国家海洋局、スペイン政府、UNESCO/IOC、国際海底機構、国際海洋研究所ほかが発表を行い、質疑応答が続いた。第 3 パネルでは Winston Anderson(西インド諸島大学)に続き、SOPAC、トーゴ政府、UNDP、アイスランド海洋研究所などのほか、(独)海洋研究開発機構の北沢一宏氏が発表を行った。第 4 パネルではこれに続いて PEMSEA のロティリヤ事務局長他などから発表が行われた。なお日本財団による発表については、フロアからのコメントとして、ヨーロッパ連合、バハマ、ブラジル、コモロス及び IHO から謝辞と今後の期待が述べられた。

## 5. 所感

各国代表団のメンバーのうち、日本財団が行ってきた人材育成の成果が最も具体的に表れたのが日本財団フェローの ICP 参加人数である。これまでに支援したフェローのうち DOALOS フェロー3名、ITLOS フェロー2名、WMU フェロー1名の計 6 名が各国の代表として ICP に参加しており、これは参加国の 64 カ国のうち 6 カ国と 1 割を占める。しかしなが

らこれら各フェローシップ間の横の繋がりはまだ未構築であり、今後の展開が期待される  
ところである。

## 第5章 その他の国際会議への参加

### ① IOI（国際海洋研究所）カナダ海洋総合管理トレーニング・プログラム国際円卓会議

#### 1. 概要

国際海洋研究所（International Ocean Institute : IOI）は Ocean Governance の実現を目的に 1972 年に設立された国際 NGO である。本部はマルタに置かれ、世界 22 カ所のオペレーションセンター、及び 7 カ所のフォーカルポイントを有する。IOI カナダは 1980 年にハリファックスにあるダルハウジー大学構内に設立された、IOI オペレーションセンターの中でも最も歴史を有する支部である。IOI カナダでは設置翌年の 1981 年から主に発展途上国の実務者を対象にした Ocean Governance のトレーニング・プログラムを実施しており今年で 30 回目を迎えた。過去 30 年間で 95 カ国 599 名の卒業生を輩出している。例年 5 月中旬から 7 月中旬までの 8 週間のスケジュールで実施され、2010 年は 5 月 19 日から 7 月 16 日の日程で開催された。

#### 2. プログラムの構成

8 週間のトレーニングは内容に応じて 10 のモジュールから構成されている。

Module 1: オリエンテーション

Module 2: 統合的海洋沿岸域管理

Module 3: 海洋科学

Module 4: 海洋法及び総合的海洋管理

Module 5: 漁業及び養殖

Module 6: コミュニケーションと交渉

Module 7: エネルギー

Module 8: 海洋安全保障

Module 9: 海運

Module 10: 国際円卓会議及び全体まとめ

各モジュールでは専門家による講義のほか、フィールドトリップやプレゼンテーション、またグループシミュレーションを取り入れて海洋管理に対する理解を深める工夫がなされている。主に前半の Module 1～5 は講義主体で構成され、後半の Module 6 以降はプレゼンテーションやグループワークなどの実践トレーニングが中心となっている。

### 3. 参加者

IOI トレーニングの参加者は各国政府の中堅の行政官や研究者、或いは教育機関の教官などが中心となっている。2010 年度の参加者は 12 カ国 13 名で内訳は以下のとおり。

アジア・太平洋：中国(2名)、韓国、ベトナム、マレーシア、パプアニューギニア

アフリカ：カメルーン、ガンビア、

中南米：ガイアナ、ジャマイカ、セントルシア、トリニダードトバゴ、モントセラト

なお講師陣はカナダ国内のみならず米国や欧州の研究者や行政実務者等、また国際機関の高官など、総数約 90 名で担当する。

### 4. 国際円卓会議

(1) 日 程：7月14日(水)、15日(木)

(2) 参加者：

議長(兼トレーニング・プログラム・コースコーディネーター)

Dr. Noel Browne(元 国連環境計画北米地域オフィスディレクター)

パネリスト

Mr. Neil Bellefontaine(世界海事大学 教授)

Dr. Daniel Lane(オタワ大学 教授)

Dr. Vladimir Shibanov(北西大西洋漁業機関)

Mr. James Sniffen(国連環境計画プログラムオフィサー)

寺島紘士(海洋政策研究財団 常務理事)

コメンテーター

Dr. Ricardo Fererizon(北西大西洋漁業機関コーディネーター)

酒井英次(海洋政策研究財団海技研究グループ国際チーム長)

(3) 内容

トレーニング参加者は3グループに分かれ、Module 1～9で学んだ内容を基に海洋政策立案並びに国家間合意形成のシミュレーションを行い、その成果を国際円卓会議の場で発表する。国際円卓会議は2日間の日程で行われ、まず研修生各グループによる各国海洋政策レポートについての発表、続いてパネリストによる評価を受けながら、各国の海洋政策立案のプロセス並びに地域海の総合的管理の枠組みづくりについて理解を深める内容となっている。

また会議2日目の午前、海洋政策立案に関するケーススタディとして日本の海洋政策と海洋基本法について発表を行い、海洋に関する国際的な法的・政策的枠組みの説明、海洋政策研究財団の提言、海洋基本法研究会での取り組み「海洋政策大綱」の策定、海洋基本法の制定とその内容、海洋基本計画策定とその後の進展など一連のプロセスを紹介した。これ

まで IOI カナダのトレーニング・プログラムでは、カナダの海洋政策を中心にした講義が行われてきたが、日本の海洋政策は新たなトピックとして好評をもって受け入れられ、終了後の質疑も活発に行なわれた。

## 5. 所感

トレーニング参加者の多くは各国政府の中堅の行政官や研究者であり、総じて日本の海洋政策への関心は高かった。一方で、日本の海洋政策に関する情報は未だ北米・中南米地域では少ないとの指摘もあり、こうした場を通じた情報発信の展開も検討の必要があろう。また中国や韓国などの行政機関から毎年参加があることを考えると、日本からの参加者がいないのは残念である。IOI の 8 週間トレーニングは海洋全般の幅広い内容がモジュール化され内容も凝縮されていることから、行政官など長期の業務離脱が難しい職種向けの短期研修コースとして最適であり、その利用については検討の余地があろう。

## ② 2010 年国家海洋政策制訂国際研討会

### 1. はじめに

国連海洋法条約が構築した新しい海洋秩序や持続可能な開発のための行動計画アジェンダ 21 を踏まえて、海洋の諸問題に総合的に取り組むための海洋政策策定やそれに取り組む体制づくりに対する各国の関心が高まっており、最近、海洋政策に関する国際会議があちこちで開かれている。

その一つとして、2010 年 8 月 4-5 日に台北市で開催された「国家海洋政策制訂国際研討会 2010 (2010 International Conference on National Oceans Policymaking)」に当財団の寺島常務理事が招聘されて参加した。この会議の漢字の正式名称は「2010 年国家海洋政策制訂国際研討会」であるが、文中では英語名称を訳した「国家海洋政策作り国際会議 2010」の名称を使用する。

この会議の主催者は、国立中山大学海洋政策研究中心 (The Center for Marine Policy Studies, National Sun Yat-sen University) で、内政部 (Ministry of Interior) が委託し、コーストガード・台湾民主主義財団・台湾師範大学政治科学大学院が後援している。この会議には当財団の寺島のほか、海外からはオーストラリア、米国、カナダ、フィンランド、韓国、英国の大学の教授等が参加した。

### 2. 第 1 日

8 月 4 日は、最初に開会式が行われ、海洋政策研究中心の胡念祖主任、および内政部及びコーストガードの各副大臣が挨拶をした。

引き続き行われたこの日の会議では、各国の海洋政策作りの発表が続いた。午前中に米国、カナダ、EU の海洋政策の発表が行われた。

米国ワシントン大学のフルハーティ教授の米国の海洋政策の発表からは、2010 年 7 月 19 日に米国が新しい海洋政策を発表したこと、米国の海域を大規模海洋生態系に基づいて区分して海洋空間計画作りに取り組むことになったことなど最新の情報も飛び出したほか、カナダ、EU の発表も聞き応えのあるものだった。

午後は、まず当財団の寺島が、海洋基本法制定など日本の海洋政策の取組みを発表し、続いて韓国、中国、オーストラリア、台湾の海洋政策が発表された。

海洋政策の策定・実施を担う政府組織のあり方について出席者の関心が大きく、これが午後の議論のひとつの焦点となった。この点で日本の総合海洋政策本部にも参加者の関心が集まった。他方で、各省に分かれて所掌されている海洋関係業務を集めて海洋省を設置する案についての参加者の意見は、積極、消極に二分された。

### 3. 第 2 日

8 月 5 日、「国家海洋政策作り会議 2010」の 2 日目は、「国家海洋政策作りにおける国家

海洋権益 (National Ocean Interests in the Context of National Ocean Policymaking) というテーマの下で行われた。

午前中のセッションは、国家海洋政策における海軍・漁業の権益、海洋環境保護、海洋外交について取り上げた。発表者 4 人のうち 3 人が台湾で、うち 2 人が国防副大臣、行政院環境保護庁副大臣などの肩書きをもつ国立中山大学、国立海洋大学の教授で、なかなか聞き応えのあるセッションだった。

午後のセッションの前半は、まるで日本の島の問題の特集であった。3 人の発表者 (いずれも台湾) のうち、最初の発表者が沖ノ鳥島についてかなり詳細な説明を行ない、写真を示しながら果たしてクイーンサイズ・ベッドぐらいの大きさのこの岩が EEZ を持てるのかという問題提起を行った。

次の発表者は竹島、北方 4 島、尖閣諸島などの問題を取り上げ、境界画定についての日本と中国の見解の相違点などについて詳細な説明を行ない、台湾がそこから何を学ぶべきかについて発表した。3 人目の発表者は、公海漁業を取り上げて地域協力と国家海洋政策の関係を論じたので、あまり日本関係の話にはならなかった。

沖ノ鳥島の法的問題や境界画定の問題に対しては、欧米の出席者から、大陸棚と EEZ を混同しないこと、大陸棚限界委員会の審議の性格は技術的事項にとどまることなどについて国際法に基づく冷静な指摘があった。

寺島からも、発表における国際法上不正確な点を指摘する (例: 「島」の定義がないというのは誤りであること等) とともに、①沖ノ鳥島は、低潮時には 4.5km×1.7km が水面上に現れるサンゴ礁であること、②16 世紀から西欧の航海者の描いた海図に記載されていること、③70-80 年前には、5-6 つの小島が高潮時でも水面上にあったが、近年侵食が急速に進んだので護岸工事を施したこと、④沖ノ鳥島と同じような状況にある島は、世界に 4-500 島あるといわれているが、現行の国連海洋法条約の規定では島と岩の関係が不明確であること、⑤島の問題は、その島を基点とした周辺の海域の管理の問題と一体的に検討される必要があること、など発言しておいた。

最後に今回の「国家海洋政策作り会議 2010」の締めくくりの総合討論が行われた。主催者の国立中山大学海洋政策研究中心が統合的海洋管理や海洋省の設置に前向きに取り組んでいることから、議論がそこに収斂していった。

最後に各発表者、討議参加者のコメントが求められたので、寺島からは、日本が海洋基本法を制定して 3 年が経過したが、当初警戒的だった海洋関係の各省庁が、だんだんこの基本法の枠組みを有効活用して所管の施策を実施していったほうがその行政が円滑に進められると考えるようになってきたこと、2012 年には総合海洋政策本部について見直しが行われるが、そのときまでに海洋政策の司令塔、リード省庁、海上における実施官庁のあり方をつめておく必要がある、その点からも台湾の海洋省設置に向けた取り組みに注目していることなどを述べておいた。

#### 4. 所感

8月4、5日に開催された国家海洋政策作り国際会議 2010に参加して、主催者である国立中山大学海洋政策研究中心の胡念祖教授などの発表を聞き、また会議に出席していた台湾の人々と話しをしてみて、台湾の海洋政策に対する取り組みの経緯、現状及び目指す方向などについてかなり理解を深めることができた。

胡教授は、近年の台湾の海洋政策作りを海洋政策文書、海洋関係立法、海洋省の設立の3つの要素に分けてその発展とまだまだ不十分な点を分析し、今後の進むべき方向を論じていた。特に、目下、海洋立国を目指して海洋省庁設立に熱意を傾けていたのが印象的だった。

台湾では民進党政権（2000－2008）が、「海洋立国」を三つの政策の柱の一つに掲げ、海洋省の設置を企図してきたが立法院で少数であったため果たせなかった。そのあとの馬英九大統領は、選挙戦では「藍色革命（Blue Revolution）」を掲げ、行政管轄を統一するため海洋省を設立すると提案していたが、その後、海洋省の提案は「海洋委員会（Commission of the Oceans）」に“微調整”され、これを反映した行政院組織法が2010年1月に可決された。海洋委員会は2012年までに設立される予定とのことである。

これに対して胡教授は、実質的な海洋に関する機能的な力を持たないこの委員会が、どのような政策の調整・統合権を持ち得るかについて懸念を表明し、海洋関係業務に関する人員や予算に対する調整権限の重要性を指摘していた。

わが国の海洋基本法は、縦割りの省庁による海洋関係業務に横串を通して総合的な海洋政策を強力に推進するために内閣総理大臣を本部長とする総合海洋政策本部を内閣官房に設置した。ただし、海洋基本法は、この本部について、海洋基本法施行後5年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする、と定めている。

海洋政策を総合的、計画的に推進するための政府の組織のあり方については、わが国を含めて各国とも苦心している問題である。

### ③ PACEM IN MARIBUS XXXIII (第33回「海の平和」会議)

#### 1. 会議の趣旨

国際会議「PACEM IN MARIBUS (「海洋の平和」会議)」は、IOI (国際海洋研究所/本部：マルタ) が毎年世界各地で開催している世界規模の会議で、UNCLOS の成立・実施など海洋問題への対応について議論を行ってきており、今回は33回目の開催に当たる。

今回は、中国国家海洋局が地元ホストとなり、「海洋と沿岸都市の課題」とのサブタイトルの下、IOI 及び本年で50周年を迎えた UNESCO/IOC (国連教育科学文化機関/政府間海洋学委員会) と共同で開催された。

#### 2. 日程

平成22年9月3日(金)～4日(土)の2日間

#### 3. 開催地

中国・北京

#### 4. 会議の内容

##### (1) 開会式

中国国家海洋局 Sun Zhihui 長官、IOI の Amwi Behnam 会長、UNESCO/IOC の Wendy Watson Wright 事務局長、中国外務省 Liu Zhenmin 副大臣、モナコのアルベール2世公(大使代読)、タイの Maha Chakri Sirindhorn 王女(大使代読)、バン・キムン国連事務総長(Patricia O' Brien 次長代読)、中国全人代 Sang Guowei 副議長からそれぞれ挨拶があった。

##### (2) エリザベス・マン・ボルゲーゼ・メダルの授与

エリザベス・マン・ボルゲーゼ・メダルが、中国国家海洋局のリ・ハイチン局長ほか1名に授与された。

##### (3) 記念講演

以下の2名による記念講演が行われた。

###### ①Ranier Fsadni (マルタ首相顧問)

・人類学者の観点から、海洋と時間の概念の関係の歴史の変遷等について論じた。

###### ②Wang Yin (中国科学アカデミー会員)

・中国の湿地の概況や形成・変化のメカニズム、人間の活動による影響等について概説した。

##### (4) UNESCO/IOC 50周年記念行事

・UNESCO/IOC の Wendy Watson Wright 事務局長から、UNESCO/IOC の歴史、担っている役割(研究、観測、データ共有、能力開発等)、抱えている課題(気候変動/変化、災害への対応等)についての講演があった。

## (5) 全体会議

以下のとおり発表が行われた。

### ①E. Huang (中国国家海洋局)

- ・海洋が水蒸気の供給や熱の運搬により気候を穏やかにする機能を持っていること、海洋が大量の熱を蓄積するために気候に大きな影響を及ぼすことなどを説明し、こうした海洋の機能について一層の研究が必要であると述べた。

### ②Wendy Watson Wright (UNESCO/IOC 事務局長)

- ・2002 年の WSSD で提唱され、本年から 5 年間のプロジェクトとして IOC/UNESCO が実施する「海洋環境の現況評価に関する国連レギュラー・プロセス」（世界の海洋環境について定期的に監視し、意思決定者や社会全般に情報提供するもの）の内容や意義について発表した。

### ③Wu Guoxiong (中国科学アカデミー)

- ・海洋が気候に影響を及ぼすメカニズムについて解説したほか、不確実性の存在、データやモデルの違いによる結果の相違など、気候予測をめぐる問題点について発表を行った。

### ④ Antony Hill (前ジャマイカ大使)

- ・地政学上の問題や気候変動により大きな移行期である現在において、都市や国家がどのように海洋を活かした経済発展を遂げることができるかについて問題提起し、自然の資源を活かした技術やガバナンスの仕組み、地域社会による意思決定等の重要性について指摘した。

### ⑤Richard Burt (Chelsea Technologies Group/英国)

- ・現在ある海洋観測機器・プラットフォームについて解説し、これらに今後求められる特性について意見を述べた。また、将来のプラットフォームとして、商船を自動データ計測・転送装置の設置場所として活用することの必要性について発表した。

### ⑥Pan Shijian (中国・シャーマン市/副市長)

- ・PEMSEA のデモンストレーション・サイトとして総合沿岸域管理を実施し、海洋資源の活用による持続可能な開発を進めてきたシャーマン市の取り組みについて紹介した。

### ⑦Fanny Douvere (UNESCO)

- ・海洋空間計画 (Marine Spatial Planning/MSP) に関するこれまでの UNESCO の研究の成果、MSP が求められる理由、各国における実施状況等について発表を行った。

### ⑧Daniel Chuburu (アルゼンチン大使)

- ・気候変動が海面上昇、自然災害の増加等を通じ発展途上国の都市に及ぼす影響、緩和・適応両面での国際協力の必要性や UNEP や HABITAT の行っている協力の内容について発表した。

⑨Gunnar Tietze (Maritime Pavilion), Fabienne Vallee (Science Park Brest Iroise)

- ・港湾都市のネットワークによる共同研究の発表として、気候変動によりこれら都市が受ける影響や、気候変動に対処するための技術開発に関する都市間の今後の協力について発表を行った。

⑩Jilan Su (中国国家海洋局)

- ・中国沿岸の海洋が、陸からの汚染、河川からの水の流入の減少、過剰漁業、養殖などにより様々なストレスを受け、富栄養化、塩分濃度の増加、有害な藻類の発生などの問題が起こっていることについて説明した。また、こうした複合的なストレスについてさらに研究が必要であると述べた。

⑪Chua Thia-Eng (PEMSEA パートナーシップ会議議長)

- ・東アジアにおいて PEMSEA の枠組みの下で行われている総合沿岸域管理の概念や手法について発表を行い、計画策定や管理における統合的なアプローチが重要である旨指摘した。

⑫Billiana Cicin-Sain (グローバル・フォーラム共同代表)

- ・気候変動が海面の上昇や海水温の変化を通じ海洋・沿岸に大きな影響を与えることから、海洋に関わる問題について気候変動に関わる議論の中で適切に取り上げられるよう取り組んできた「海洋・沿岸・島嶼に関するグローバル・フォーラム」の活動の成果について発表を行った。

## (6) 分科会

以下の3つの分科会に分かれ議論が行われた。

(テーマ1) 海洋と気候変動

(テーマ2) 持続可能な開発における海洋の役割

(テーマ3) 沿岸の都市の課題

当財団はこのうち、(テーマ2)「持続可能な開発における海洋の役割」の分科会に参加し、寺島常務が発表を行った。IOI-Japan 事務局長であり当財団の沿岸域総合管理モデルに関する調査研究事業における研究調査員でもある大塚氏も同分科会で発表を行った。各発表者からの発表の内容は以下の通り。

①寺島常務

- ・「総合的海洋管理と持続可能な開発に関する日本の取組み」と題し、我が国における海洋基本法・海洋基本計画の形成過程（当財団による提言、海洋基本法研究会による検討等）、同法・同計画の内容等を中心に発表を行った。

②Iouri Oliounine (UNESCO/IOC)

- ・海洋がもたらす富の定義や資源としての海洋の価値について意見を述べた。また、世界全体の海洋関連産業の規模が20兆円にのぼることなど、海洋の経済・雇用への貢献について発表を行った。

- ③Eduardo Marone (IOI 南西太平洋)
- ・沿岸部コミュニティでの女性のエンパワーメント、貧困解消への支援、インド・南アフリカと共同での比較研究、海洋と大気の変化が海運や資源開発など人間活動に及ぼす影響に関する海外との共同研究など IOI/Brasil の取組みについて紹介した。
- ④A. Dong (中国国家海洋局)
- ・中国における海洋資源の過剰な利用、沿岸の急速な開発等に対応するための新たな施策（海洋機能区画、海域利用の許可制度、埋立の規制、海島保護法、少額金融による漁業者への支援等）について説明した。
- ⑤大塚氏 (IOI-Japan/海洋政策研究財団調査研究員)
- ・当財団による沿岸域総合管理モデルに関する調査研究事業、同事業のサイトである三重県志摩市における総合沿岸域管理の手法を活用した「新しい里海づくり」など、日本における総合沿岸域管理の実施に向けた取組みについて紹介した。
- ⑥Wang Xiaohui (中国国家海洋局)
- ・中国において海洋関係産業が GDP の約 10%を占めること、三大河川の河口部を中心に沿岸部が経済発展をリードしていることなど中国における海洋の役割、一方で資源・環境の両面でのボトルネックなど沿岸部の課題について発表した。
- ⑦Jin Xianshi (黄海漁業研究所/中国)
- ・気候変動と中国沿岸の漁業資源の関係について発表を行った。中国沿岸では、気候変動によって黄海や東シナ海で重要な魚種の漁獲量に大きな変動が生じるなど影響が出ており、適応的な (adaptive) 漁業管理のために一層の研究が求められるとのことであった。
- ⑧Victoria Radchenko (IOI ウクライナ)
- ・ウクライナにおける女性の社会参画が遅れており、沿岸域管理においても女性の参画が必要であることを訴え、そうした問題を解決するための、リーダーシップや意思決定に関するセミナー、トレーニングなどの取組みを紹介した。
- ⑨ Alejandro Gutierrez (IOI コスタリカ)
- ・コスタリカの Venado 島で実施された、住民のエンパワーメントによる沿岸コミュニティの改善に関するプロジェクトについて発表を行った。この手法は、中央政府に採択され、全国に広まっているとのことであった。
- ⑩Qiu Jun (中国海洋発展戦略研究所 (CIMA))
- ・海洋の中国経済への貢献、経済発展における沿岸地域の役割、環境汚染など海洋に関わる問題、管理の細分化など海洋管理をめぐる課題などについて、包括的な発表を行った。最後に、中国にとって海洋は持続可能な開発の最も重要な基盤の一つだと述べて締めくくった。

発表を受けて、以下のような意見交換が行われた。

- ・沿岸域の管理においては、住民のエンパワーメントが重要。
- ・アジアではもともと地域社会に根ざした管理があったが、都市の発展に伴い、これをアップグレードする必要がある。地方政府の役割が重要。
- ・(寺島常務) 日本では、基本法はできたが、地域レベルでの ICM 実施はまだこれから。トップダウン・ボトムアップ両方のアプローチが必要。
- ・中国での埋立の規制には、明確な根拠が必要。
- ・ICM は、地方政府がその価値を理解すればすすんで取り組むようになる。
- ・社会的に周辺化された漁業者の地位向上を図る必要がある。
- ・(メキシコ湾の原油流出事故の流出防止対策の例を引き合いに出し) 科学者の言うことを政治家や産業界に聞いてもらえるようにしないとイケない。そこに IOI や UNESCO/IOC の役割がある。
- ・科学者と政策決定者の協力を「メカニズム」にしてしまうことが重要。

#### (7) 全体会議

3つの分科会の議長から、各分科会での議論の概要について報告があった。

#### (8) 閉会式

IOI、UNESCO/IOC その他の関係者に対し、海洋・沿岸ガバナンスのビジョンの共有、海洋の科学・ガバナンスに関する能力開発、生態系に基づいた枠組みによる包括的・総合的・統合的沿岸・海洋管理の促進、非公式協議プロセスへの貢献等呼びかける「北京宣言」が読み上げられた。

中国国家海洋局の Chen Lianzeng 副長官（中国側組織委員長）、続いて、IOI の Awni Behnam 会長が、それぞれ閉会の挨拶を行った。

なお、閉会后引き続き、中国国家海洋局と IOI との協力に関する MOU の締結式が行われた。

### 5. まとめ

PIM 会議は、今回で 33 回目を数える伝統ある会議であり、全世界から海洋分野のハイレベルの専門家が参加している。今回は、30 以上の国から 300 名近い参加者があった。

本会議では、海洋政策の最新の動向について各専門家から発表があり、議論が行われたが、2日間（セレモニーを除けば実質1日半）という短い時間の中で、意見交換の時間が十分に取れなかったのは残念であった。

しかしながら、今回は中国での開催であり、中国の研究者からの発表が様々な視点から行われ、そのうちの多くの研究者が、海洋が中国の経済発展の重要な要素であることや、一方で、海洋や沿岸域が環境の悪化、開発の進展による利害の衝突など様々な課題を抱えていることについて発表し、中国の海洋・沿岸域の状況や専門家の認識について知ることができたのは有益であった。

今回は中国での開催ということで当然ではあるが、中国国家海洋局のプレゼンスの大

きさが目立った。冒頭には、国連の O' Brien 次長が出席し、バン・キムン事務総長からのメッセージを読み上げるとともに、自らの言葉で、国連海洋法条約の実施に関する中国の支援（大陸棚限界委員会への発展途上国の参加旅費の支援等）に感謝の意を表明した。また、国家海洋局は、今回の会議を契機に IOI との協力に関する MOU を締結した。このように、国家海洋局は、国連や国際機関との連携を強化しており、中国が戦略的に海洋外交を展開しているのがみてとれた。

我が国は、300 名近い規模の会議の中で、当財団の寺島・市岡の 2 名と IOI 日本代表の大塚氏の計 3 名が出席したのみであった。寺島のほか大塚氏からも我が国の海洋政策への取組み、特にその中での当財団の取組みについて紹介が行われ、日本及び当財団のプレゼンス向上に少なからず寄与したと考えられるが、まだまだこの種の会議での日本のプレゼンスは極めて低いと言わざるを得ない。この種の会議に参加するたびに感じることはあるが、我が国として、海洋に関する国際会議への参画・主催、会議を通じた発信等に、政府レベルも含め積極的に取り組み、戦略的な海洋外交を展開していくことが必要であると改めて考えた次第である。

## ④ 国連訓練調査研究所 (UNITAR) トレーニング・セッション

### 1. 概要

2010年9月6日から9日まで、国連調査訓練研究所 (United Nations Institute for Training and Research/UNITAR/ユニタール) 広島事務所は、国連大学 (東京) においてトレーニング・セッション「Sea and Human Security (海洋と人間の安全保障) - 海洋の包括的安全保障に向けたガバナンス: ヒロシマ・イニシアティブ」を開催した。

本研修は、アジア太平洋諸国において海洋に関連する分野の政策立案に関わる人材相互間の意見交換を促進し、政策課題や対応策についての検討を深めることをねらいとしている。2004年から実施されており、今回は第7回に当たる。

2009年までのセッションはユニタール広島事務所の所在する広島市において実施されていたが、2010年は東京での実施となった。

アジア・太平洋諸国からの研修生15名のほか、各国の在日大使館から18名の職員が参加した。講師は、主にアジア・太平洋地区から11名が参加した。日本からは、東京大学の大学院生2名が参加した。

### 2. 海洋政策研究財団による協力

当財団は、毎年継続して本研修に協力してきている。

今回は、寺島常務が3日目(9月8日)に「海洋のガバナンス: 政策の形成」をテーマに講義を行うとともに、参加者からの質疑に答える中で意見交換を行った。

また、初日の講義終了後に開催された交流会に参加し、研修生と意見交換を行った。

### 3. 今後の方向性

(1) 例年、本研修には、アジア太平洋諸国から多くの研修生が参加するが、その多くは、海洋・水産・環境等の分野の政府機関の局長・部長級の職員や大学教授級の研究者であり、海洋に関する幅広い分野のハイレベルの参加者が集まっている。全体的に参加者の知識レベル・モラルは高く、熱心に研修に取り組んでいる。

(2) 本研修のテーマである「海洋と人間の安全保障」は、総合的なアプローチによる海洋・沿岸域の管理を通じ、広い意味での平和で安全な人間生活を実現させようという理念であり、また、本研修では、この理念を具体化させるための取組みを「ヒロシマ・イニシアティブ」と呼んでいる。これはまさに、総合的海洋・沿岸域政策の推進に関する調査研究を大きな活動の柱とする当財団の活動と目的を共有するものであり、さらに、当財団が2004年にとりまとめた東京提言「海を護る」の理念を具現化させるものでもある。

このような観点から、当財団として本研修に参加し、「海洋と人間の安全保障」の理念や「ヒロシマ・イニシアティブ」の進め方について幅広い関係者と意見交換を行い、当財団の研究活動の参考にするとともに、同イニシアティブの推進に貢献していくことは、

非常に有意義であると考えられる。

- (3) 本研修には各国の海洋政策をリードしていくハイレベルの人材が多く参加していることから、当財団の参加は、そうした人材と交流を深め、ひいては各国の海洋政策関係機関との関係強化につながる可能性がある。

さらに、本研修を主催するユニタール広島事務所については、日本国内に所在する数少ない国連機関であり、かつ、本研修の実施を通じて海洋政策に係る国際的な普及・教育活動を積極的に行っている。本研修がすでに 7 年目を迎えたことから、今後の研修のあり方についても検討されており、今回は初めて東京に場所を移し、また、在東京の外交官も招いて開催する形となった。当財団としては、ユニタール広島事務所の今後の活動の方向性に注目しつつ、新しいユニタールの活動に対する協力について積極的に検討していくことが必要である。

## ⑤ テクノオーシャン 2010・第 14 回日仏海洋学シンポジウム

### 1 会議の趣旨

「テクノオーシャン」は、1986 年以来神戸市において隔年で開催されている海洋に関する総合的な国際コンベンションである。本年は、日仏海洋学会創立 50 周年を記念し、「テクノオーシャン 2010」の一部として、神戸市において第 14 回日仏海洋学会シンポジウムが開催されることとなった。

### 2 日程

平成 22 年 10 月 15 日（金）

### 3 開催地

神戸国際展示場（兵庫県神戸市）

### 4 会議の内容

#### I. 基調講演

##### ① Delis Bailly 博士（西ブルターニュ大学）

EU の支援を受けフランス国内 18 のサイトで沿岸域の生態系や社会実態についての統合的なマッピング・モデリングを行う「SPICOSA」プロジェクトの概要について述べた。

##### ② 柳教授（九州大学）

我が国において人間の関与により良好な海洋生態系が維持される「里海」の概念や具体的な事例について解説した。

#### II. 発表（第 1 部）

##### (1) 生態系の理解とそのモデル

##### ① Ching Villanueva 博士（IFREMER）

英仏海峡において海洋生物資源の調査・解析・マッピングを行う「Charm」プロジェクトの取組み状況について解説した。

##### ② 中田教授（東海大学）

海水の移動や時間要素を取り入れたダイナミックな海洋生態系モデルの手法と、伊勢湾・三河湾等での適用事例について解説した。

##### (2) 水質とその管理

##### ③ 林教授（神戸大学）

DIN（無機溶存態窒素）量の分析を通じたマニラ湾の赤潮発生メカニズムの解

析結果について解説した。

④M. Etienne Clamagirand 博士 (Architeuthis 株式会社)

同社が製造する様々なタイプの人工漁礁の特性や効果について解説した。

(3) 漁業による海洋生態系への影響と持続可能な漁業資源の利用

⑤Patrick Prouzet 博士 (IFREMER)

ヨーロッパウナギを例に挙げ、生態系アプローチによる漁業管理の手法について解説した。

⑥富山博士 (愛知県農林水産部)

伊勢湾のイカナゴ漁を例に挙げ、漁業者の参画・その経験知の活用による漁業管理手法とその効用について解説した。

(4) 国境を越えた生態系管理

⑦寺内氏 (NOWPAP/CERAC) …東京大学/小松准教授が代理で発表

NOWPAP/CERAC による衛星画像を活用した海洋環境のモニタリングについて解説した。

⑧Richard SEMPERE 博士 (地中海大学)

地中海地域において気候変動や人間活動が海洋に及ぼす影響について評価を行う「MERMeX」プロジェクトの取組みについて紹介した。

### III. 発表 (第2部)

(5) 持続可能な開発のための技術

⑨Emilia Medioni 博士 (マルセイユ市)

人工漁礁による海洋生態系の修復と、そのモニタリングを通じた海洋教育を行うプロジェクトについて解説した。

⑩Guy Herrouin 博士 (Pole Mer)

ブルターニュとプロヴァンスの両地域が連携して海洋の安全・持続的開発の問題に取り組むクラスター事業「Pole Mer」について解説した。

(6) 新しい観測手法

⑪篠野博士 (国土交通省海上技術安全研究所)

リモート・センシングによるサンゴ礁の観測システムと、その石西礁湖における適用状況について解説した。

⑫Madeleine Goutx 博士 (地中海大学)

リモート・センシングによる流出油の監視システムと、その地中海における適用状況について解説した。

(7) 海洋政策

⑬市岡 (海洋政策研究財団)

我が国における総合的沿岸域管理への取組みについて、当財団による総合沿

岸域管理モデルに関する調査研究事業の内容も含め、発表を行った。

⑭Jean-Charles Lardic 氏（マルセイユ市）

マルセイユ湾の総合的な管理計画や他地域との連携について解説した。

(8) 海洋環境の保護・持続可能な利用に関する教育

⑮河野教授（東京海洋大学）

地域と大学が連携した青少年に対する海洋教育の取組みや園問題点について解説した。

⑯Hubert Jean Ceccaldi 教授（地中海大学）

体験航海を通じた海洋教育への取組み状況について解説した。

#### IV.全体討論

発表の時間が長引いたため、全体討論の時間は十分取れず、予定された参加者がそれぞれごく短いコメントを行った。

#### V. 日仏海洋学会 50 周年記念式典

日仏それぞれの関係者から順に祝辞が述べられた。

### 5 まとめ

これまで当財団が日仏海洋学シンポジウムに参加したことはなかったが、今回特に日本側の関係者から政策的アプローチの観点からの貢献を求められ、初めて本行事に参加して発表を行ったものである。

参加者は70～80名で、フランス側からも十数名の参加があった。

参加者からの発表については、テーマ設定が明確で分かりやすく、また海洋管理に関わる分野全般をバランスよくカバーしており、全体として興味深く聞くことができたただ、一人当たり質疑を含め15分の持ち時間では、各発表者とも十分に言いたいことを言えず、聞く方としても物足りない面があった。

市岡からは、我が国における総合沿岸域管理への取組みについて、当財団のプロジェクトの紹介も含めて発表を行ったが、終了後参加者と意見交換した中では、興味深く聞いたとの反応が多く、当財団が期待された役割を果たすことができたのではないかと感じた。

本行事のとりまとめ役として精力的に活動されている東京大学大気海洋研究所の小松准教授からは、日仏海洋学会としても海洋政策の分野に大いに関心があり勉強していきたいが、学会として知見の不足している分野であり、ぜひとも今後とも当財団の協力をお願いしたいとのお話をいただいた。また、フランス側の窓口として機能しているフランス国立海洋開発研究所（IFREMER）のプルーゼ部長ほか複数の関係者から、IFREMERも英仏海峡における海洋管理の問題に取り組んできており、OPRFとの研究交流を進めて

いく余地があるとお話をいただいた。

関係者の話によれば、従来本行事では日仏の自然科学分野の専門家による発表や意見交換が中心であったが、メンバーの間で海洋管理に関する制度的・政策的アプローチへの関心が高まっていることから、「海洋政策」のセッションを今回新たに設け、こうした観点からの発表を日仏双方から行うことにしたとのことであった。

当財団はこれまで日仏海洋学会とは交流がなかったが、同学会との協力に取り組んでいくことは、フランスの研究者との交流により同国の新たな海洋政策の動きについて情報収集ができること、日仏双方の海洋分野における自然科学・社会科学の統合の動きに貢献しうることなどから、非常に有益であると考えた次第である。

## ⑥ ワールド・オーシャン・ウィーク・イン・シャーマン2010

### 1 会議の趣旨

「ワールド・オーシャン・ウィーク・イン・シャーマン2010」は、2007年以来毎年中国福建省シャーマン（アモイ）市で開催されている海洋・沿岸域管理に関する国際会議であり、今回は4回目に当たる。今回は、「河川流域から沿岸海域に至る持続可能な開発」をテーマに、中国国家海洋局、UNDP 中国事務所、シャーマン市政府、PEMSEA 等により開催された。

本会議は、「国際海洋フォーラム」を中心にワークショップ、セミナー等の行事から構成されるが、今回は主催者側の要請により、①国際海洋フォーラム ②沿岸環境管理政策に関するワークショップ ③PNLG セミナーに参加し、①及び③において発表を行った。

### 2 日程

平成22年11月5日（金）～6日（土）

- ①国際海洋フォーラム : 5日（金）
- ②沿岸環境管理政策に関するワークショップ : 6日（土）
- ③河川流域・沿岸域の総合的管理に関する PNLG セミナー : 6日（土）

### 3 開催地

中華人民共和国福建省シャーマン（アモイ）市

### 4 会議の内容

#### 4-1 International Ocean Forum in Xiamen（国際海洋フォーラム）

##### (1) 概要

本フォーラムは、「ワールド・オーシャン・ウィーク」の中心となる行事で、ワールド・オーシャン・ウィーク運営委員会及びシャーマン大学・沿岸海洋管理研究所（COMI）が、ストックホルム国際水資源研究所、韓国海洋水産開発院（KMI）及び PEMSEA 地方政府ネットワーク（PNLG）事務局の協力により開催した。中国国家海洋局、福建省政府、シャーマン市政府、中国の研究者のほか、アジア、欧米の各国等からの研究者、福建省政府がホストとなっている国際研修プログラムに参加するアフリカ、中南米諸国等からの研修生（20～30名）も参加した。

##### (2) 開会式

中国国家海洋局副局長の Wang Fei 氏、ストックホルム国際水資源研究所の Jan Lungvist、韓国海洋水産開発院（KMI）会長の Kim Hak So 氏から順に開会のあいさつがあった。Wang 氏は挨拶の中で、中国の海洋・河川の深刻な汚染の状況に触れた上で、中国における海

洋・河川の環境保全、持続可能な海洋・沿岸域の開発・資源利用の必要性について述べた。Lungvist氏は挨拶の中で、ストックホルム国際水資源研究所が主催する「ワールド・ウォーター・ウィーク」と本行事とが連携していることに触れ、そうした連携の重要性について強調した。

(3) セッション1「地域・国家・世界レベルでの持続可能な開発のための政策面・法制面・資金面・人材面での支援」

以下のとおり発表が行われた。

①Wan Bin (中国国家海洋局・海洋環境保全局・副局長)

・中国の河川・海洋環境の著しい悪化について触れ、主要河川における環境保全計画の策定（揚子江については先月策定）をはじめとする総合的な対策、シャーマン市内を流れるジュウロン川の流域管理、国家海洋局と環境保全局との連携による対応等について説明した。

②Stephen Adrian Ross (PEMSEA 事務局)

・東アジア全体の視点から、水供給の不足（量的・質的）の問題について触れ、SDS-SEA（東アジア海域の持続可能な開発戦略）における統合的な河川・海洋管理への取組み（マニラ湾、ジャカルタ湾など各国のサイトにおける河川環境対策等）について説明した。

③Jan Lungvist (ストックホルム国際水資源研究所)

・国際的な視点から、気候変化に伴う海洋・沿岸域への脅威、水資源への影響、水の管理・供給プロセスの重要性等について発表した。

④Larry Robinson (米国 NOAA / Chief Technical Officer)

・オバマ政権の下検討され、本年発表された、National Ocean Council の設立（11月9日に最初の会合）、海洋空間計画の推進などを含む米国の新しい海洋政策と、その中での NOAA の役割について解説した。

⑤Kim Sung-Gwi (韓国海洋水産開発院 (KMI) 政策研究部長)

・99年に制定された沿岸域管理法に基づく韓国の総合沿岸域管理政策について解説した。同法は2009年に改正され、現在は2015年に向け、各地域の第一次計画を評価し、開発圧力の増加、未改善の水質汚染、気候変化への適応などを考慮し、保護地域や機能区分を盛り込んだ新たな計画策定に取り組んでいるとのことであった。

⑥David Osborn (UNEP/ GPA コーディネーター)

・各国ごとの包括的・継続的・適当的な政策により「山頂から海まで」の一体的な管理を目指す UNEP/ GPA のシステムについて解説した。北京で2006年に開催された第2回 GPA 評価では、2007～2011の5年間で、GPAを各国の開発計画や予算に取り込むことを目指している。

(4) セッション2 「流域・河口・沿岸海域の総合的管理に関する経験の国際的な交換」

①Jacob Granit (ストックホルム国際水資源研究所)

- ・バルト海の海洋汚染の現状や、2009 に採択された EU のアクションプラン（航行安全や密輸などの犯罪対策も含む）など、バルト海における沿岸国間の国際協力の最近の状況について紹介した。

②Teng Zuwen (中国国家海洋局北中国海支局次長)

- ・深刻な汚染が進む渤海湾の水質や生態系、海岸の浸食の状況、モニタリング・アセスメントなど環境保全に関する政府の取組みについて紹介した。

③Yu Xingguang (中国国家海洋局第三海洋学研究所長)

- ・ICARM (Integrated Coastal Area and River-basin Management) の概念を紹介し、シャーマン市内を流れるジュウロン川の状況（河口部で農薬等による汚染が深刻）や、同河川における ICARM の適用、住民への普及啓発が依然として課題であるなどの問題点について説明した。

④Gil Jacinto (フィリピン大学)

- ・マニラ湾における低酸素状態や富栄養化の発生状況やその原因（モンスーンが影響）、最高裁判決による改善命令を受けた政府の対策等について解説した。

⑤市岡 卓 (海洋政策研究財団) →発表内容は別紙2

- ・日本における総合沿岸域管理の必要性（「タテワリ」問題）、地方公共団体による沿岸域管理の取組み事例や、地域レベルでの総合沿岸域管理実施への当財団の支援等について発表を行った。

(5) セッション3 「科学による沿岸域の持続可能な開発の支援」

①Steve Olsen (米国・ロードアイランド大学)

- ・「coastal ecosystem governance」の概念について、いまだ国際的に認知された枠組はなくさらに議論を要すること、これを科学がどのように支援できるのかなどについて解説した。

②Gunner Kullenberg (海洋、沿岸、島嶼に関するグローバル・フォーラム)

- ・海洋・沿岸域管理に関する教育のあり方について、総合的（分野横断的）なアプローチであるべきこと、国境を越えたアプローチであるべきこと、チームワークの学習の必要性、トレーナーのトレーニング等様々な角度から論じた。

③Chou Loke Ming (シンガポール国立大学)

- ・シンガポールにおいても、2004 年から National Park Board が海洋生態系の管理を担うまで、海洋管理の責任体制が不明確であったことを例に挙げ、海洋生態系の carrying capacity を向上させ、良好な水質・豊かな生態系を維持するため、総合沿岸域管理は必要であると述べた。

④Rydolf Wu (香港大学)

- ・分析能力の向上、有害である恐れのある新たな物質の普及、技術の向上による

漁業へのプレッシャー、新しい汚染管理技術の導入、バイオセンサーの導入など新しい科学技術が海洋・沿岸域管理にもたらすインパクトについて包括的に解説した。

⑤Peng Benrong (シャーマン大学・沿岸海洋管理研究所 (COMI))

- ・シャーマン市のジュウロン川を例に取り、上流の下流に対する環境汚染の責務やその量的評価手法、また、下流の補償による上流の汚染源対策に関する COMI の研究の状況について報告した。

(6) まとめ

最後に若干の質疑応答が行われた。セッション 3 での Peng Benrong 氏の発表に関連し、上流・下流間における汚染者負担原則の考え方について議論があった。また、同セッションでの Chou Loke Ming 氏の発表に関連し、シンガポールでは総合沿岸域管理は必要ないのではないかとコメントがあり、これを受けて意見交換が行われた。

まとめ役のチュア・ティアエン博士 (東アジア海域パートナーシップ会議議長) から、「日本・シンガポールからそれぞれ発表があったように、両国のような先進国でも部門間の統合 (integration) は依然として課題である。integration がキーであるというのは参加者全員の共通理解であり、これをもって本会議のまとめとしてよいのではないか」とコメントがあり、議論が締めくくられた。

## 4-2 沿岸環境管理政策に関するワークショップ

(1) 概要

本行事は、シャーマン大学・沿岸海洋管理研究所 (COMI) 及び韓国海洋水産開発院 (KMI) が、シャーマン大学キャンパスで開催した。COMI・KMI の専門家、昨日の国際海洋フォーラムに出席した各国からの専門家 7~8 名のほか、シャーマン大学の学生が多数参加した。

(2) 開会式

最初に、Jingyi Han シャーマン大学副学長より、歓迎の挨拶があった。次に、Kim Hak So KMI 会長より、気候変化の影響もあり海洋・沿岸域管理の問題は一層重要性を増しているとの趣旨を含め、挨拶があった。

(3) MOU の調印式

COMI と KMI の間で、研究協力に関する MOU の調印式が行われた。

(4) 発表

①Chang Won Keun (KMI)

- ・KMI が関わったマサン湾における TPLMS (Total Pollution Load Management System) の導入による汚染物質 (COD) の総排出量・3 自治体別排出量の設定による対策等について解説した。

## ②Fang Qinhua (COMI)

- ・陸からの栄養物質の過剰排出、埋立による環境改変、気候変化の影響、過剰な漁業・養殖など中国の海洋・沿岸域が抱える問題点について総括した。
- ・12次社会経済5カ年計画(2010年10月18日公表)において海洋に関する記述が、海洋経済の開発、陸域と海域の一体的計画、海洋戦略の立案・推進、海洋産業の育成等1パラグラフにわたり詳細に記述されたことを紹介した(前の5カ年計画では1行のみ)。
- ・最後に、①持続可能な海洋・沿岸域の開発のための国家的な戦略の策定 ②そのための国家委員会の設置・これによる海洋政策の提言 ③海洋基本法・沿岸域管理法・渤海環境管理法等の制定 ④海洋生態系ベースの総合沿岸域・海洋管理の実施 ⑤流域の海洋・沿岸域への影響への対応のための法制整備 ⑥陸域・海域に関する総合的な長期モニタリング・予測の強化 ⑦大規模な海洋災害(油流出など)への早期予報システム ⑧海洋に関する普及啓発、市民参加など中国政府の海洋政策の方向性について提言した。

## ③Yoon Sungsoon (KMI)

- ・韓国における埋立事業に関し、その規制の仕組み(公共水域管理・埋立法に基づく免許・許可、10年ごとのフレームワーク・プラン(国土海洋省が策定))や、埋立による海洋生息域への影響について紹介した。これを踏まえ、埋立事業が一層環境に配慮し沿岸域の経済に貢献するものとなるような、埋立の影響や効果について客観的に評価するための手法を提案した。

## ④Zhu Xiaoqin (COMI)

- ・中国における海洋環境に関する公益訴訟について、2002年(Tasman Sea Case)と2005年(Arteaga case)の油流出被害に関する訴訟がいまだ解決を見ていないことに触れ、訴追を行う責任のある機関、賠償の範囲や損害の算出方法が不明確であることなどの問題を指摘し、これらの問題を踏まえた海洋環境に関する公益訴訟の仕組みの改善を提案した。

## ⑤Yook Keun Hyung (KMI)

- ・韓国における海洋保護区(MPA)について、領海の14.1%がMPA(国立公園、禁漁区、湿地、自然遺産等)に指定されていること、一方で国土海洋省、環境省、文化・遺産庁、建設省の4省庁がそれぞれの制度に基づき所管しており、省庁間の連携が不十分である(例:陸と海の所管が分かれ一体的管理なし)といった問題点を指摘した。その上で、省庁横断的な戦略立案やデータ・情報の共有など総合的なMPAの管理について提言した。

## (5) 意見交換

発表を受け、意見交換が行われた。韓国における埋立に関連しては、海洋環境への影響を勘案すると埋立の適切な規制が必要であるとの意見があった。また、海洋環境に関

する公益訴訟に関連しては、誰が原告適格を有するのかについて海外の事例を知りたいとの質問があり、ロティリヤ PEMSEA 事務局長が、フィリピンでは誰もが環境公益訴訟に関する原告適格を有すると解説した。

#### 4-3 河川流域・沿岸域の総合的管理に関する PNLG (PEMSEA 地方政府ネットワーク) セミナー

##### (1) 概要

本行事は、PEMSEA 地方政府ネットワーク (PNLG) 事務局が開催した。中国国家海洋局のマオ上級顧問が司会を行い、PEMSEA サイトである4ヶ国 (マレーシア、インドネシア、フィリピン、中国) の地方公共団体の関係者、中国国家海洋局、シャーマン市、シャーマン大学の関係者、各国の専門家等が参加した。

##### (2) 開会式

Zhou Lumin 氏 (PNLG 事務局長)、PEMSEA のロティリヤ事務局長が挨拶を行った。

##### (3) 基調講演

チュア・ティアエン博士 (東アジア海域パートナーシップ会議議長) が「PEMSEA の ICM の成功・失敗の要因」と題し、意思決定、地域の関心、利害関係者の参加、調整、統合 (T - アプローチ)、ガバナンス、推進力 (driving forces) などの観点から、ICM の推進に関わる諸問題について解説した。

##### (4) 発表

各国における河川流域・沿岸域の総合的管理の取組みについて紹介があった。②の当財団の発表以外は、すべて PEMSEA のサイト (デモンストレーション・サイト又はパラレル・サイト) である。

###### ①Liu Zhenghua (中国国家海洋局第三海洋学研究所)

シャーマン海洋漁業部が 2008 年に開始した、シャーマン市のジュウロン川流域・シャーマン市沿岸域における水質改善のための能力開発、汚染対策、生態系の修復、普及啓発、調査観測等の総合対策プロジェクトについて解説した。

###### ②市岡 卓 (海洋政策研究財団)

当財団の「森川海の一体的管理に関する調査研究プロジェクト」への取組みを中心に、我が国における伝統的な森と海のつながり、森川海の一体的管理の必要性、地方公共団体の取組み内容や、地方公共団体に対する支援のあり方について発表を行った。

###### ③Chen Nengwang (シャーマン大学)

富栄養化、これによる赤潮の発生等が問題となっているシャーマン市のジュウロン川・シャーマン市沿岸域をケーススタディとして分析し、流域全体にわたる総合的対策、特に non point source の対策、また、科学的情報の整理統合の重要性について述べた。

④Liu Pei（東営（ドンイン）海洋水産局）

渤海湾に面し黄海の河口に位置する東営市における広利河の河川改修による環境修復・良好な景観の創出や、企業の社会貢献による支援・市民参加を含む総合沿岸域管理への取組み等について発表した。

⑤Muhamad Nahar bin Mohammad Nasir（マレーシア・セランゴール州水資源管理局）

マレーシアのセランゴール州における河川の水質の維持・改善を目指す総合的流域管理プロジェクト「LUAS（Lembaga Urus Air Serangor）」、ポートクランにおけるマングローブ生態系の保全等を目指す総合沿岸域管理プロジェクトについて発表を行った。

(5) 意見交換とまとめ

発表を受け、意見交換が行われた。

当財団からの発表に対しては、インドネシアの参加者から、日本における ICM の推進のため、地域の利害関係者に対する普及啓発をどのように進めるのかとの質問があり、これを受けて意見交換を行った。

最後に、議長役のロティリヤ氏（PEMSEA 事務局長）が、各国の PEMSEA サイトが外部の資金に頼らず自らの力で沿岸域管理への取組みを進めているのは大変貴重なことであり、今後ともこのような方向で進められることを望むと述べて締めくくった。

## 5 まとめ

(1) ワールド・オーシャン・ウィークは今回で4回目であり、定例のイベントとして定着してきている。また、スウェーデンの世界・ウォーター・ウィークとも連携し、相互に専門家が行き来し交流することにより相乗効果を上げている。チャーメンは中国の1地方都市であるが、国家海洋局の3つの研究所の一つである「第三海洋学研究所」及びチャーメン大学・沿岸海洋管理研究所（COMI）が立地し、これら機関の支援を受けて総合的な流域・沿岸域管理に関する調査研究や政策の実践が進展し、また、このような国際的なイベントが開催されるなど、中国国内のみならず国際的な海洋・沿岸域政策の一大センターとなっていることがうかがわれる。このような状況から、この地域の COMI を中心とする関係機関の専門家等と交流を行っていくことは、当財団としても得るものが大きいと考える。

(2) 今回は3つのフォーラム等の行事に参加した。初日の国際海洋フォーラムは、中国国内・東アジア・世界のそれぞれの視野から、科学技術、調査研究、教育訓練等の幅広い観点からの発表があり、また、最近の各国の政策の動きも把握することができ、大いに参考になった。2日目午前の沿岸環境管理政策に関するワークショップでは、COMI・KMI 双方の若手の研究者からの発表があり、中・韓両国における具体的な課題やそれへの対応の事例が紹介され、興味深かった。また、チャーメン大学の学生も多数参加しており、意見交換に積極的に参加しているのが印象的であった。2日目午後の PNLG セミナーで

は、PEMSEA の各サイトでの河川流域・沿岸域の総合的管理の実施状況の紹介があり、実際に地元で取り組んでいる地方公共団体職員や専門家の生の声を聞くことができ、有益であった。

- (3) 当財団からは、初日の国際海洋フォーラムと2日目午後のPNLGセミナーで発表を行った。国際海洋フォーラムでの発表では、「タテワリ」という日本語を持ち出して日本における総合的管理の必要性について述べたところ、大いに参加者の興味を引いたようであり（会議の終了後、複数の参加者から反応があった）、また、「総合的管理」という本フォーラムの中心的テーマともマッチして、議論の喚起に大いに貢献できたと思われる。また、PNLG セミナーでは、「魚付林」という日本語を持ち出しながら森川海の一体的管理の必要性について述べたところ、これもユニークな概念として参加者の関心を集めたようであった（こちらにも複数の参加者から問合せがあった）。

今回は、日本からの参加者は当財団からの1名のみであったが、日本の状況や取組みについては、まだまだ海外の専門家の間でも十分に知られていない面が多いようであり、我が国としてこのような場に参加して様々な角度から積極的に発信・貢献し、世界の海洋関係者との交流を深めることが重要であると改めて感じた次第である。

## ⑦ 第 34 回 COLP (バージニア大学海洋法政策研究所) 会議

### 1. 会議概要

第 34 回 COLP 会議は 2010 年 5 月 20～21 日、ワシントン DC の米国記者クラブ (National Press Club) を会場として開催された。今年のテーマは「迅速な UNCLOS 加入による米国の利益 (United States Interests in Prompt Adherence to the Law of the Sea Convention)」とされ、エネルギーや経済開発、国家安全保障といった議題の下で発表と討議が展開した。

### 2. 報告事項

#### (1) 5 月 20 日 (一日目)

冒頭、主催者であるムーア・ヴァージニア大学教授、そしてクリントン国務長官名の本会議歓迎の辞の代読があった。

##### ① パネル I : 「米国の関心 (The Stakes for America)」

パネル I は政府関係者 (現役及び退役) をパネリストとして開催され、UNCLOS 加入は米国の利益にかなう旨の発言が続いた。産業界だけでなく多くの NGO から支持を集めていること、新たに、北極海ガヴァナンス、大陸棚の問題に法的な確かさ (certainty) を与える等のメリットも考えられる等の発言も聞かれた。議会スタッフであるパネリストからは、米国上院における動きや有力議員等についての説明があり、また UNCLOS 加入問題の手続き上の課題について説明があった。

質疑応答においては、UNCLOS の内容がどうであれ、国際協定の加入そのものに否定的な意見を持つ米国民が存在するところ、国際協定への理解を促進する努力の必要性を指摘する発言があった他、議会において数多くの優先的課題の中から、どのように UNCLOS 加入への議論のための日程を確保するかこそが問題だとの意見も聞かれた。

##### ② パネル II : エネルギー、経済開発 (Energy and Economic Development)

パネリスト全員が産業界の立場から UNCLOS 加入から得られるメリットについて述べた。

##### ③ パネル III : 海底ケーブル : 重要なインフラ (Submarine Cables: Critical Infrastructure)

パネル III では比較的技術的な議論が続いた。パネリストの一人は UNCLOS は海底ケーブルの保護を強化し、また紛争の解決方法についても提案を行うものであり、海底ケーブル産業全体が米国の UNCLOS 加入を支持する立場にあると説明した。UNCLOS は国際通信に関して、領海から公海にわたっての包括的な法的基盤を与えるものであり、非加盟である米国は不利な立場におかれている旨の発言もあった。

## (2) 5月21日(二日目)

冒頭、イーグルバーガー元国務長官 (Lawrence EAGLEBERGER, Former Secretary of State) より、米国の UNCLOS 加入を促す簡潔な発言があった。

### ①パネルⅣ：米国の国家安全保障擁護と強化

海軍関係者より、海賊問題を含めてグローバルな海洋安全保障への懸念が増す中、海洋における良き統治や法の支配を主唱する上で UNCLOS は良き基盤となろうこと、UNCLOS 加入により米国が国家安全保障の側面で得られる利益は大きいとの発言があった。

### ②パネルⅤ：討議：”The Senate should give prompt advice and consent to the Law of the Sea Convention”

UNCLOS 加入について賛成、反対の立場に分かれての討議が展開した。賛成意見の根拠は、ここ2日間で話し合われた米国の UNCLOS 加入の利益、非加入の不利益を総括するもの。反対意見の根拠としては、UNCLOS 加入によって米国の行動に縛りがかかる、また、UNCLOS 加入国には中国やイラン等が見られるが、これらの国が UNCLOS を遵守しているとは思えず、UNCLOS 加入の利益が明らかでない等であった。

## 3. 所感

UNCLOS 加入から得うる利益をアピールし、米国の加入を促そうとする会議であったが、このタイミングでこのテーマで会議を行う意義は何か、それへの回答が得られないままだった。これまで加入が果たせていない以上、これまでどおりに UNCLOS 加入から得られる利益と非加入であることが及ぼす不利益を繰り返し確認するに留まらず、加入問題により戦略的に取り組む必要があるのではないか。加入が実現されない要因は議会日程、そして UNCLOS の内容そのものというよりも米国の国際協定嫌いおよび、国連不信というところにあると指摘され、必要なはそれらへの対応であるという意見があった。UNCLOS 加入反対の立場にたった討議者の発言「UNCLOS 加入の利益が長期にわたって唱え続けられても、結局加入には結びついていない。加入を実現させたいならば、逆に加入によってもたらされ得る潜在的不利益について分析し、それにどう対応するかを突き詰めることこそ必要」との発言は的を射たもののように感じられた。

質疑応答部分や立ち話等から得られた印象では、参加者(70~80名程度)の大半が米国人。その顔ぶれは省庁関係者、退役軍人、産業界関係者、研究者等を含み様々であった。(本会議については COLP ウェブサイト (<http://www.virginia.edu/colp/annual-conference.html>) にも掲載されている。)

## ⑧国連公海漁業協定レビュー会議

### 1. 概要

#### (1) 会議名

分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定（略称：国連公海漁業協定）のレビュー会議（Review conference on the Agreement for the Implementation of the Provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982 relating to the Conservation and Management of Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stock）

(2) 開催地：国連本部、ニューヨーク

(3) 開催期間：2010年5月24～28日

#### (4) 会議目的：

国際的な漁業資源管理に関して、国連海洋法条約に基づく公海等における漁業資源の保存及び持続可能な利用を目的とした国連協定（国連公海漁業実施協定）の定期的な見直しを行うために開催される国際会議

#### (5) 会議要旨：

本会議は排他的経済水域の内外に分布する魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保する為の国連協定の定期的な見直しをはかる事を目的としている。日本は、2006年に協定を批准しており、他の158カ国の締約国とともに本会議における協定の実施をその資源管理政策に反映させなければならない。

この協定は、主に公海における漁業資源の管理を目的として制定され、対象となる魚種も排他的経済水域の内外に分布する魚類資源（タラ、カレイ等）と高度回遊性魚類資源（マグロ、カツオ等）の日本の水産政策に大変係りの深い魚種である。

本会議では、前回2006年の会議に引き続き1) 科学的根拠に基づく両魚類資源の管理のため、沿岸国と遠洋国が、直接に又は地域漁業管理機関等を通じて協力する事。2) 排他的経済水域での沿岸国の保存管理措置と公海での地域漁業管理機関等との間に一貫性を保つ事。3) 地域漁業管理機関の加盟国等又は当該機関等が定める保存管理措置に合意する国のみが、両魚類資源の利用機会を有する事、4) 旗国は、自国漁船による保存管理措置の遵守を確保し、違反漁船に対する取り締まりを行う事、5) 地域漁業管理機関等が対象とする公海水域において、当該機関の加盟国等である本協定の締約国は、本協定の他の締約国（当該機関の加盟国等か否かを問わない）の漁船に乗船し検査できる事等の事項について議論が行われた。

### 2. 会議の内容

当会議は、2006年に続き2回目の review conference となる。第1回の Review Conference 後の2007年より2010年までに非公式なコンサルテーションが4回開催されている。これ

まで、議題として話し合われたのは、RFMOの活動について、IUU漁業の監視、取り締まりについて等であるが、2010年の会議についても同様の討議がなされた。

## (1) 会議の主題

今回の会議では、主に次の4点に関して争点が絞られた。1) 2006年に開催された同会議にて推奨された政策について、実施が順調に進行している点について (**Areas of progress**) 2) 2006年に開催された同会議にて推奨された政策について、初期的段階または実施があまり進行していない点について (**Areas of limited progress**)、3) 海洋保全と資源管理の進捗、4) 非締結国との国際的協力、5) 監督、統制、監視(MCS)、6) 途上国への支援。会議全体の流れとしては、最初の3日間で代表間での意見交換が上記の3点について行われた。その後、当会議の議長であるDavid Balton氏(米国国務省: the Deputy Assistant Secretary for Oceans and Fisheries in the Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs)より、今回の報告案が提出され、その案と今後協定の実施に関して必要な活動について各国代表間で議論が行われた。今回の議会において、議論の焦点となった点は多々あるが、中でも漁業資源の管理と保全について以下の点について活発な意見交換がなされた。

- サメの保全と資源利用規程について: 特に、フカヒレの採集を目的とした漁業に関して、サメの胴体とフカヒレを切り離すべきではないと言う主張と切り離し事を許可すべきだと言う主張の対立

今回、会議中にパラオ共和国より、フカヒレ収穫の為のサメ漁禁止の取り組みが紹介された。パラオは昨年より排他的経済水域におけるサメ漁禁止を国内政策として打ち出した。Palau Shark Sanctuaryは、IUCN、Pew Foundationからの支援を受け発足した海洋保全政策であるが監視体制が現在整っていないとの問題もある。しかしながら、この取り組みの紹介は、約400種中130種以上が絶滅に瀕していると言われるサメ保全を提議するパラオ、アメリカを中心としたグループとフカヒレ漁を重要視する中国(そして台湾)との対立として議論が起こった。日本は胴体を切り離さずに水揚げしている場合が多い為特にこの件に関しては意見を述べなかった。しかしながら、EUより中国をサポートする意見が発表され、最終的にこの議論は中国側の主張を受け入れる形で収束した。

- 生態系アプローチについて: どの程度の範囲で生態系アプローチを行うべきなのか、各国の人的資源や方法について

生態系アプローチを行う上での適用範囲についての議論では、海洋保護区に関する意見も出され、議長から提出された会議内容に関する議長報告でも海洋保護区に関する一文が

記されていたが、削除された。この削除については、海洋保護区があくまでも「漁業」の話ではないと言う認識が強い為、反対意見が起きなかった。また、生態系アプローチを行う為の能力について各国間の格差が指摘された、また、その為の支援についての要請も途上国より述べられた。

- 漁獲能力の発展について：発展途上国の漁獲能力の向上について。

上記の生態系アプローチに準ずる持続可能な漁業資源の利用の為の技術的な支援、また漁業管理の為の発展的な取り組みが必要との意見が述べられた。漁業への助成金の在り方については、「持続可能な漁業」を行っている限りでは、助成金の制約を全ての漁業支援に適用すべきではないとの意見も述べられた。

また、これらの点への追加として、議長案においては、国際協力のメカニズム、監督、統制、監視(MCS)のネットワークづくり、発展途上国や非協定締結国の協定の施行についても議論された。

会議での、サイドイベントとして、公海漁業における監視取締りのネットワーク作りを担う MCS からの発表、また Pew Foundation がホストとなっておこなった地域的な生態系アプローチによる漁業資源管理についての研究発表が行われた。この発表において、UBC (ブリティッシュ・コロンビア大学) のセリカ・スズキ氏は、現在までのRMFO(地域漁業管理機関、例えば ICCAT(大西洋まぐろ類保存国際委員会)等)による活動が、海洋生態系の保全において、成果を上げていないと発表した(スズキ氏の発表内容は Marine Policy に投稿されている)。また、同サイドイベントにて、Pew Foundation から 2009 年の 11 月に FAO より承認された国際条約、IUU 漁業規制のための寄港国措置について、各 RMFO(地域漁業管理機関)が行っている寄港国措置に取り組みの評価に関する調査研究が発表された。研究によると、RFMO の取り組みは、「正しい方向」を向いてはいるものの、効率性においてより一層の努力が必要との指摘があった。環境保全運動と活動の中心とする Pew Foundation のサイドイベントには地域漁業管理機関から多数の参加があり、これらの発表への批判的な意見も出たが、発表の裏付けとなるデータに対して的確な問題点の指摘はなかった。しかしながら、現状への批判にとどまらずなぜそのような状況が踏襲されているのか、また改善するための実践的な方法は何なのかという提示もしくは議論の進展は十分ではなかった。

全体的に会議における議論は、協定の締結国と非締結国との間でのネゴシエーションに重点が置かれた。また、海洋保全と資源管理についての地域、国際的な取り組みの在り方についての議論も広く行われた。会議のまとめにおいては、生態系の保全を考慮に入れた漁業管理、持続的な漁業資源利用の為の世界的な漁業努力の軽減、地域漁業管理機関の「現代化された(生態系アプローチを考慮した)」漁業管理への取り組みの強化、違法漁業船

取り締まりのための寄港国措置の法制化、違法漁業船のリストの作成、発展途上国への支援、非締結国との会話が最終レポートに記載された。このレポートは地域漁業管理機関と国連総会に送られる。また、会議において、各国代表は、2011年までにこの会議のもたらし協定に対する利点についての新たなレビュー会議を開催（ここではレビュー会議の開催は一回に限られるという協定の条項に基づき resume という言葉が使われている）することに同意した。下記に各項目についての会議における各国の発言等をまとめた。

## (2) 漁業資源の保全と管理について

地域漁業機関の管理体制の「現代化」、特にプレコーショナリー原理に基づいた管理体制を広く適用する事、また、科学的知見の利用について、NGO と参加各国から意見が述べられた。過剰漁業と管理については、チリより公海での漁業に対する政府助成の全面的禁止を呼び掛け、各国から IUU 漁業に対する助成の全面禁止を会議のレポートに加えらるることについて同意があった。アメリカは漁業能力の減少の為の計画を地域漁業管理機関が 2012 年までの提出されるよう提言があった、しかしながらこの提案については、締め切り時期について各国から反対がありレポートから削除された。

地域漁業管理機関によって管理されていない漁業活動については、アイスランドが管理ギャップをうめる事、ブラジルがそれらのギャップに関する地域的な管理体制の発展に協力すると述べた。漁業による生態系への影響については、ニュージーランドと IUCN をはじめとした環境 NGO から公海の漁業資源を同協定のスコープに加える事が提唱された。また、各国代表間で公海の漁業資源の管理への同協定の適用性についての調査研究を FAO に要請するべきではないかという議論も交わされた。公海における漁業の取り締まりについて問題となるのは、公海での管理制度と各国の排他的経済水域の管理制度との適合性であるが、この問題については会議最終日において各沿岸国での協力を強化し、公海での管理と各排他的経済水域での漁業管理の適合性を保証する事を各国が合意する事で進展がもたらされた。

最終レポートにおいて、会議は以下の点についてアセスメントを行われた。

- 地域漁業管理機関は長期の持続性の為の管理制度を施行し、各国はこれらの機関が管理出来ない漁業活動への管理が同様に進捗するよう努力する。
- 各国は、プレコーショナリーアプローチを持って漁業管理を行う、しかし実践的な管理の施行は多様とする。
- 地域漁業管理機関を通して協定の実施を進めるためより一層の努力が必要である。
- 過剰な漁業能力と漁業活動は引き続き SFS HMS の持続可能性を抑制し、協定の条項、特に適合性について、いくらかの漁業と海域においてそれが十分適用されていない。

協定の実施について、会議は各国と地域漁業管理機関を通じた多国間の活動について以下の点について推奨した。

- SFS および HMS について保全と管理体制の適用を進め、現在管理対象とされていない魚種についても最新の科学的知見と協定の条項を考慮に入れた保全、管理はプレコーショナリーアプローチを用いて行う。
- 公海漁業船の旗国と沿岸国の協力を発展させ、各管理制度の適合性について協定第7条にそって行う。
- SFS, HMS そして公海の注目されていない魚種の為に新たな地域漁業管理機関を設立する。そして地域漁業管理機関が設立されるまでに中間的管理政策を合意する。
- 生態系アプローチへの理解を深め、生態系への考慮を漁業管理に組み入れる、また FAO に引き続きこの課題についての業務を要請する。
- 海洋保護区の活用等、漁業管理の方法、技術を発展させ、効率の良い SFS, HMS の管理、そして各事例によって注目されていない魚種、生息域の保護、海洋多様性の保護を最新の科学的知見、プレコーショナリーアプローチ、国際法に沿って行う。
- 持続可能な漁業資源の活用の為に、世界の漁船の漁業能力の減少に早急に対応し、同時に発展途上国の漁業の適切な発展の法的な権利を認識する。
- 過剰漁業、過剰漁業能力、IUU 漁業への助成金を廃止し、同時に 2001 年のドーハ協定による WTO における漁業助成の明確化についての取り組みを達成する。
- 廃棄または消失した漁具による被害を抑制するため、なくした漁具の取り込みとその監視を行う恒常的なメカニズムを確立する。
- 必要とされる漁獲、漁業努力について漁業に関する情報を提供し、データ収集と地域漁業管理機関への情報提供を強化する。
- FAO との協力を持って漁業資源監視システムのより一層の強化を行う。
- FAO へ深海漁業についての情報を提供し、現在の FAO の深海漁業に関する情報収集に寄与する。

### 3. 所感

適切な漁業管理は、世界の食糧安全保障、生態系保全にとって早急な課題である。公海における資源管理と各国の排他的経済水域また領海における資源管理は持続可能性を中心的な課題として行われるべきであるという認識が国際的に共有される今日、資源管理と保全を呼び掛ける同協定に基づいた政策実施は、緊急な課題である。しかしながら、

漁業管理は、水産と言う枠組みにとらわれ各国間での議論は資源管理にのみ集中して行われる。総合的な海域管理を目指す本財団として、広い視点からこの問題を捉える事の重要性を今後国際議論のなかに組み込んでいく必要があるのではないだろうか。

#### **(参考) 協定に関する基礎情報**

正式名：分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定（略称：国連公海漁業協定）

締結国：77 国



この報告書は、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成22年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究  
各国および国際社会の海洋政策の動向 報告書

平成23年3月発行

発行 海洋政策研究財団(財団法人シップ・アント・オーシャン財団)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16 海洋船舶ビル  
TEL 03-3502-1828 FAX 03-3502-2033  
<http://www.sof.or.jp> E-mail : [info@sof.or.jp](mailto:info@sof.or.jp)

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN978-4-88404-257-8

